

目 次

◎第4回定例会

○9月14日（第1号）

| | | |
|------|---|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 3 |
| 日程第3 | 議案第68号及び議案第69号の2議案一括上程 | 4 |
| 日程第4 | 決算審査報告 | 5 |
| 日程第5 | 議案第70号から第81号までの12議案、諮問第2号、報告第7号、請願第3号から第6号までの4件、陳情第3号、第4号並びに意見書案第4号、第5号一括上程 | 6 |
| 日程第6 | 諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号の質疑・討論・採決 | 12 |

○9月18日（第2号）

| | | |
|------|---------------|----|
| 日程第1 | 総括質疑 | 16 |
| 日程第2 | 常任委員会付託 | 28 |

○9月26日（第3号）

| | | |
|------|-----------------|----|
| 日程第1 | 一般質問 | 30 |
| | 3番 上西 祐子君 | 30 |
| | 2番 財部 一男君 | 45 |
| | 8番 原田 重治君 | 57 |
| | 1番 指宿 秋廣君 | 69 |
| | 7番 池田 克子君 | 83 |

○9月27日（第4号）

| | | |
|------|-------------------------------------|-----|
| 日程第1 | 常任委員長報告 | 96 |
| | 総務厚生常任委員長 | 96 |
| | 建設文教常任委員長 | 100 |
| | 一般会計予算・決算常任委員長 | 101 |
| 日程第2 | 質疑・討論・採決（議案第68号～議案第81号、請願第3号～請願第6号、 | |

| | |
|--------------------------|-----|
| 陳情第3号及び陳情第4号) | 103 |
| 追加日程第1 意見書(案)第6号～第9号一括上程 | 115 |
| 日程第3 議会運営委員会の視察研修報告 | 118 |
| 日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について | 120 |
| 日程第5 議員派遣の件について | 121 |

三股町告示第18号

平成19年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年9月11日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成19年9月14日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 指宿 秋廣君 | 財部 一男君 |
| 上西 祐子君 | 大久保義直君 |
| 重久 邦仁君 | 東村 和往君 |
| 池田 克子君 | 原田 重治君 |
| 中石 高男君 | 山中 則夫君 |
| 黒木 孝光君 | 山領 征男君 |

○9月18日に応招した議員

○9月26日に応招した議員

○9月27日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成19年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成19年9月14日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成19年9月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第68号及び議案第69号の2議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第70号から第81号までの12議案、諮問第2号、報告第7号、請願第3号から第6号までの4件、陳情第3号、第4号並びに意見書案第4号、第5号一括上程
日程第6 諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第68号及び議案第69号の2議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第70号から第81号までの12議案、諮問第2号、報告第7号、請願第3号から第6号までの4件、陳情第3号、第4号並びに意見書案第4号、第5号一括上程
日程第6 諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号の質疑・討論・採決
-

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告いたします。

去る11日、午前10時から委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日9月14日から9月27日までの14日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程（案）を配付してありますので、説明は省略いたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち、諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号の3件につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日9月14日から9月27日までの14日間とすることにし、今回提案される議案のうち、諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号は、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日9月14日から9月21日までの14日間とすることに決定しました。

また、諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第68号及び議案第69号の2議案一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第3、議案第68号及び議案第69号の2議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

平成19年第4回三股町議会定例会に上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第68号「平成18年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」御説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。平成18年度は、都城市郡医師会病院に病院の管理運営を委託することになりましたが、これまでどおり、一般診療や住民健診等に取り組んできたところであります。

決算状況は、指定管理者制度の導入により、町といたしましては、医療収益は発生しないことから、一般会計からの繰り入れのみとなっております。

まず、収益的収入及び支出であります。消費税込みで、収入について2,060万7,375円、支出は5,895万6,733円で、当年度は3,834万9,358円、税込みの損失が生じたものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。消費税込みで、収入は188万4,000円、支出は1,218万6,629円となり、資本的収支の不足額1,030万2,629円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金でそれぞれ補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書14ページの事業報告書を御参照いただきたいと思います。

次に、議案第69号「平成18年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」御説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項及び同法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定並びに議決を求めるものであります。

平成18年度は、給水区域内の取水施設、浄水施設、配水施設の改良、更新等の維持管理に取り組み、良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。

また、平成18年度からは、長田地区簡易水道の整備を国庫補助事業により事業に着手したところであります。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで、収入額が3億7,938万9,213円、支出額が3億3,297万6,287円となり、当年度純利益が4,641万2,926円となったところであります。

一方、資本的収入及び支出におきましては、消費税込みで、収入が2億3,078万1,470円、支出額が3億9,065万3,058円となり、差し引き不足額1億5,987万1,588円につきましては、減債積立金などで補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書を御参照いただきたいと思います。

なお、剰余金の処分につきましては、減債積立金及び建設改良積立金へ、それぞれ積み立てるものであります。

以上、2議案について、その提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定並びに御承認くださるようお願いをいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第4. 決算審査報告

○議長（中石 高男君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員、お願いしま

す。

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。

報告いたします。

平成18年度三股町国民健康保険病院事業会計、水道事業会計の決算審査について、5月31日付で決算について町長から審査依頼がありました。委員2名において、証憑書類、諸帳簿、関係書類等について審査しました結果、すべてにおいて正確に、適正に処理されていると認められましたので、ここに報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、別紙、審査意見書を御参照いただきますようお願いいたします。

報告終わります。

日程第5. 議案第70号から第81号までの12議案、諮問第2号、報告第7号、請願第3号から第6号までの4件、陳情第3号、第4号並びに意見書案第4号、第5号
一括上程

○議長（中石 高男君） 日程第5、議案第70号から第81号までの12議案、諮問第2号、報告第7号、請願第3号から第6号までの4件、陳情第3号、第4号並びに意見書案第4号、第5号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続き、各議案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第70号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間における町長の給与を減額するもので、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第71号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、中原第3団地建てかえ事業に伴って、現行の中原第3団地を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第72号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が、平成18年6月14日に可決成立し、平成

20年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、乳幼児の患者負担軽減措置を「3歳未満児」から「義務教育就学前」に拡大し、70歳から74歳の高齢者の患者負担を「1割」から「2割」に引き上げるものであります。

次に、議案第73号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに各種の事務事業の補助内示・変更・決定等に伴う所要の補正を行おうとするものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額84億9,326万5,000円に歳入歳出それぞれ5,809万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5,135万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

町税につきましては、課税決定により町民税及び固定資産税を増減補正し、地方特例交付金、地方交付税は、交付決定によりそれぞれ増減補正するものであります。

国庫支出金及び県支出金においては、内示あるいは決定によりそれぞれ増減補正するものであります。

寄附金は、都城北諸地区清掃公社から一般寄附として、また、第16回三股中学校卒業生有志一同から指定寄附として受け入れ、それぞれ増額補正するものであります。

繰入金につきましては、介護保険特別会計及び介護保険サービス事業特別会計の前年度精算返還金をそれぞれ増額補正し、公共施設等整備基金の繰入額を減額補正するものであります。

町債は、臨時財政対策債を決定により増額補正し、総合文化施設周辺整備事業や県単かんがい排水事業等を起債の申請により、また災害復旧事業に係る起債を、それぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明を申し上げます。

総務費は、総務管理費において、庁舎東側サッシ改修に係る経費及びコミュニティバス車両購入経費などをそれぞれ増額補正し、民生費は、精神障害者施設訓練等給付費において、温泉水を活用した濃縮装置購入に係る在宅障害者小規模作業所補助金を増額補正するものであります。

衛生費では、都城市郡医師会への高額医療機器整備事業補助金を増額補正し、農林水産業費では、補助事業等の内示により、農業振興費及び畜産業費の事業費をそれぞれ増減補正し、また、町単農道整備に係る経費を増額補正するものであります。

土木費は、道路維持補修工事、上米公園維持工事及び住宅解体工事に係る経費を、教育費においては、学校遊具施設の修繕料、勝岡城跡用地購入費及び給食センターの米飯用二重保温食缶の購入経費等を、それぞれ増額補正するものであります。

災害復旧費は、本年7月襲来の台風4号による災害復旧事業を見込んで増額補正し、予備費は、

今回補正の収支の調整措置として減額補正するものであります。

次に、「第2表地方債の補正」であります。起債の追加については、当初計上いたしました起債事業の起債残額に、地域再生事業債を、また新たに災害復旧事業債を計上するものであり、起債の変更については、決定及び申請によりそれぞれ起債の目的ごとに増額補正するものであります。

次に、議案第74号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億4,816万5,000円に歳入歳出それぞれ142万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,958万6,000円とするものであります。

これは、老人保健拠出金の決定及び雇用契約職員の委託料に伴う補正を行うものであります。

次に、議案第75号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額15億7,125万1,000円に歳入歳出それぞれ8,030万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,155万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、支払い基金交付金、繰越金を、それぞれ増額補正するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を組み替え、基金積立金及び諸支出金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第76号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,498万1,000円に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,554万2,000円とするものであります。

まず、歳入については、繰越金を増額補正し、歳出は、繰り出し金を増額補正するものであります。

次に、議案第77号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、施設整備に伴う予算に不足を生じたので、所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4,654万8,000円に歳入歳出それぞれ418万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,073万1,000円とするものであります。

す。

次に、議案第78号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、人事異動に伴い、人件費に不足を生じたので、所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4億3,669万5,000円に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,699万8,000円とするものであります。

次に、議案第79号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、予算に不足を生じたので、所要の補正を行うものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,002万7,000円に歳入歳出それぞれ48万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,051万2,000円とするものであります。

次に、議案第80号「工事請負契約の締結平成19年度三股町中原団地D棟建築主体工事」並びに議案第81号「工事請負契約の締結平成19年度三股町中原団地E棟建築主体工事」につきましては、それぞれ関連がありますので、一括して御報告を申し上げます。

中原第3団地は、昭和44年から昭和45年にかけて建設され、既に耐用年数の30年を過ぎているため、健康で文化的な生活を営むに最適な住宅を整備することを目的に、平成17年度より3カ年の計画事業で建て替えを行っているところであります。

議案第80号の平成19年度三股町中原団地D棟建築主体工事につきましては、去る9月の7日執行の指名競争入札の結果、吉原建設株式会社が1億6,405万1,160円で落札したところであります。

議案第81号の平成19年度三股町中原団地E棟建築主体工事につきましては、同じく9月の7日執行の指名競争入札の結果、株式会社洸脇組が1億8,833万5,035円で落札したところであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」御説明を申し上げます。

御承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員として要職についておられます柿原信知氏の任期が、平成19年12月31日付で満了となります。氏は、4期12年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、12議案と諮問1件について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

なお、本議会に報告1件を提出をいたしております。報告第7号「専決処分の報告」につきましては、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしく御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、請願第3号及び第4号の趣旨説明を求めます。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） おはようございます。

それでは、請願の提案の趣旨説明を行います。

まず、請願第3号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保についての請願書」についての提案趣旨説明をいたします。

建設業においては、元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状態にあり、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の生活を不安定なものとしています。

このような状況下にある建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに、公共工事における安全や品質の適切な確保のために、請願書に添付してある内容の意見書案を三股町議会で議決し、国に提出してほしいとの請願であります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

続きまして、請願第4号「三股町発注の建築設計業務は町内業者に委託をお願いしたい」についての提案の趣旨を説明いたします。

近年、建築設計業界を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、この業界を含めて、地場産業育成は早急の課題であります。建築設計業界においては、インターネット回線の普及により、従業員の少ない建設事業者でもAランク業者と同じような業務の処理も十分に可能となっておりますので、今後、三股町で発注される建築設計に関しては、町内建築設計業者も数多くの指名に入れていただきますようお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上、請願の趣旨説明を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、請願第5号の趣旨説明を求めます。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。妊婦健康診査の充実を求める請願書を受け付けましたので、よろしく願います。

今、少子・高齢化が社会問題となり、宮崎県では、出生率が1.55と多少上がっているものの、全国的には、少子化や人口減少に歯どめはかかっておりません。それと、宮崎県は、人口死

産率が全国で最も高くなっており、調査の結果、妊婦健診が保険が効かないことから、その経済的理由を挙げている人が最も多くなっております。妊婦健診は、一回につき5,000円から、6,000円かかるので、若い世代には負担感が大きく、健診できないということです。

それで、経済的理由により受診をあきらめる者を生じさせないために、現状より公費負担の受診回数をふやしてください、また、妊産婦の歯科診療の公費負担をお願いする、そういうふうなことの請願がありましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 次に、請願第6号の趣旨説明を求めます。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、請願第6号の趣旨説明をいたします。

JR不採用問題の早期解決に関する意見書の提出を求める請願であります。昭和62年、1987年に国鉄が分割民営化になって、既に20年が経過をいたしております。その間、国際労働機関ILOも、日本政府に対し7回の勧告を行っております。また、その間において、自民、民主、公明、社民、共産、自由、参議院の会という、参議院の7会派がそろって、政府に早期解決を要請した経緯もあります。

不採用になった当事者も、高齢化し、家族を含め厳しい生活を余儀なくされている現状を見る時、人道的見地から、これ以上の長期化は避けなければならないと考えております。

以上の理由から、下記事項について関係機関への意見書を求めるものであります。

JR不採用問題の早期全面解決に向け、一層の努力をすること。

以上であります。

請願の趣旨を説明いたしましたけれども、御審議の上、御採択いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第4号及び第5号の趣旨説明を求めます。東村君。

○議員（6番 東村 和往君） それでは、意見書案第4号及び第5号について趣旨説明を行いたいと思います。

まず、意見書案第4号「平成19年産宮崎県早期水稻米生産農家の救済に関する意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

本意見書案は、ことし6月中旬から7月中旬にかけての長雨による日照不足や台風4号、5号の相次ぐ襲来によって、早期水稻米の品質低下が生じ、過去に例のない危機的な状況に直面している早期水稻米生産農家に対する早急な救済の観点から、意見書案の4項目の実現を要望するものであります。

なお、この意見書案は、県の町村議会議長会の役員会で、県内町村が9月議会で一斉に取り組

むことを決定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

次に、意見書案第5号「道路特定財源の堅持を求める意見書」についての提案の趣旨を説明いたします。

道路は、豊かで快適な生活、さらには潤いのある生活を実現する上で最も基本的な施設であり、その整備は町民の強い期待があるところです。町の総合的な発展は、生活基盤の整備が必要不可欠な問題であり、中でも、道路の整備は、経済活動や緊急災害等に対処する上でも、また、高齢化、少子化が進展している中であって、活力ある町づくり等、さまざまな公共施設整備にあって、最も重要な課題であると考えております。

このため道路網の整備促進等に向けて、町議会として自発的に意見書を関係機関に提出することは、地方道路の整備促進に向けて意義あるものと考えているところです。

なお、この意見書は、県からの要請もありまして、昨年度に引き続き発議するものであります。よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

日程第6．諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号の質疑・討論・採決

○議長（中石 高男君） 日程第6、諮問第2号並びに意見書案第4号及び第5号の質疑・討論・採決を行います。

まず、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は原案のとおり柿原信知氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり柿原信知氏を適任とすることで決しました。

次に、意見書案第4号「平成19年産宮崎県早期水稻米生産農家の救済に関する意見書」を議

題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

次に、意見書案第5号「道路特定財源の堅持を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

ここで、詳細な数値などの提示を求める総括質疑の通告期限についてお知らせいたします。

本日の午後4時をもって締め切ることにしておりますので、時間厳守の上、事務局へ提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時49分休憩

[全員協議会]

午前10時59分再開

○議長（中石 高男君） では、休憩前に引き続き本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時59分散会

平成19年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成19年9月18日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成19年9月18日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 岩松 健一君 | 書記 出水 健一君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 原田 一彦君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | 総務企画課長 | 原田 順一君 |

| | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 税務財政課長 | …………… | 渡邊 知昌君 | 町民保健課長 | …………… | 重信 和人君 |
| 福祉課長 | …………… | 下石 年成君 | 産業振興課長 | …………… | 木佐貫辰生君 |
| 都市整備課長 | …………… | 中原 昭一君 | 環境水道課長 | …………… | 福重 守君 |
| 教育課長 | …………… | 野元 祥一君 | 会計課長 | …………… | 上村 陽一君 |

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（中石 高男君） 日程第1、総括質疑を行います。

この総括質疑は、初日に提案された案件のうち、既に議決した案件及び陳情書を除く21件に對しての質疑であります。質疑の際は、議案番号など明示の上、質疑をお願いします。

また、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行うなどの協力方よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それでは、議案題80号、81号について、関連がありますので、一括して質問したいと思います。

5点ほど申し上げますので、回答の方をよろしくお願いします。

まず初めに、6月議会において中学校の整備事業第2期普通教室棟建築主体工事の入札時において、辞退した業者が4業者あったと思いますが、そのうちの、今回の指名において、3業者が、また再度指名されております。それについては、なぜ、そういう辞退された業者がまた指名に入るのか、理由が何なのか、教えてほしいと思います。

2番目に、今回指名された吉原建設株式会社ですが、6月の段階では、辞退をされた業者でもあります。今回は、それは6月で辞退されたにもかかわらず、今回の議案の中、80号、81号の両方に指名されておりますが、80号においては、吉原が落札業者となっております。で、また81号においては指名を受けたにもかかわらず、また辞退をされておりますが、そういう理由は何か、お聞きしたいと思います。

それから、今回の指名において、80号の議案において辞退者が1社、81号においては4社が辞退されております。このような指名のやり方が果たして正しいのかですね。指名を受けたのに、簡単な、もうどういう理由なのかはつきりわかりませんが、辞退がぽんぽん出るようなやり

方、これが正しいのか、説明を願いたいと思います。

それから、町長は、19年度より一般競争入札を導入すると私の質問に対しても表明をされておりますが、19年度も半年たって、大きな事業というのは、まあ、今回が19年度においても最後だろうと思いますが、なぜ、今、いろんな問題申し上げましたけど、そういう問題を解決するためにも、一般競争をされるのが一番よかったんじゃないかなと思いますが、なぜ導入しなかったのか、回答してほしいと思います。

それから、5番目ですが、このように辞退業者がぼこぼこ出てくるようなことは、本当に正しいのか。本来なら、入札してほしいということで、役場に対しても、指名願いを、お願いしますという形で営業努力もされてきてるはずなのに、こういう形で辞退がぽんぽん出るようなことがあったときに、何もそういう問題に対して町当局として対処しないのか。当然、私としては、そういう業者に対しては、ペナルティーを課すとか、あると思いますが、そのあたりについてどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。副町長。

○副町長（原田 一彦君） 6月議会において指名業者が辞退をしたということで、この内容については総務課長の方から説明をさしていただきたいと思いますが、都城市、北諸郡内で、一応、特定のA業者、いわゆる下請の4,000万ですかね、を請け負わせる業者というのが限られておりますので、その中から指名をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、5点ほどあったかと思えます。

まず、1点からでございますけれども、中学校の入札で辞退した者を今回また、再度指名していると、この辺は、なぜそういうふうに指名したのかというような1点目であったかと思えます。で、これにつきましては、前回で辞退をしたから、今回はできないということではないだろう、というふうに私たちは見たところでございます。そのときの業者によっては、そのときの工事を受注している状況とか、いろんな思惑があって、今回は辞退したという場合もあるわけでございます。指名競争というのは、一方的に町が願いを出してる人の中から、そのときの状況は見らずに一方的に指名するということがありまして、本町は、何年前だったのでしょうか、辞退については、前日までに申し込みがあった場合は辞退できますよという制度をとったところでございます。

そういう点で、今回は、前回辞退したところであっても指名をしたということでございます。

それから、2点目で、吉原建設が2つ、まあ、指名を受けた、80号、81号の議案でござい

ますけれども、2つ受けたということでございますけれども、1方のみは辞退しているんじゃないかということでございますが、これについては、辞退の理由が、配置する技術者の現状が、できないということで一方の方を辞退されております。で、まあそういうことでございますので、吉原建設が、2つとも抱えるだけの、そのときの状況がなかったと、技術者の配置がなかった、というのが理由でございます。

それから、3点目でございますが、辞退が出るような、その指名が正しいのかということでございますが、決してそれがいいということではないだろうなあというふうに思います。指名をしたら、できるだけ参加していただくであろうということ指名するわけでございますので、指名に参加してもらいたいわけでございますけれども、その業者の状況によって辞退も認めているということでございますので、たくさん辞退が出れば出るほど、やはりもっと参加していただきたいかったなあということはあるというふうに思っております。

それから、4点目の、一般競争入札をやると言って、今回までまだやってない、ということでございますけれども、検討を、指名審査委員会の中で進めてきております。ほぼ骨子は固まったところでございますけれども、やはりいろいろな、粗悪な工事をどうするのかとか、それから、今回の予算、補正予算——明日御説明いたしますけれども——の中に一般競争入札の電算化のシステムの構築を上げております。その辺ができ上がった段階で、もうちょっと——だから、その辺のどこを詰める要素があるということで、今のところ、まだやっていない状況でございます。

それから、辞退した方へのペナルティーを課すべきではないかということございまして、これについては、前日まででございますので、前日までに辞退された方についてはペナルティーは課しないと。ただし、理由が明快でないものについては、ペナルティーの対象かなあというふうに思っております。当日の辞退ですね、これについては、当然、ペナルティーの対象になるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、答弁がありました。大変苦しい答弁をされておるようであります。これ、ほんとですね、私が今言ってることについて、これは、一般に聞いたら、だれでもそうだと言うことを、私、前、質問をしているところです。それに大した明確な答弁もできないような、何かこう、あるいはこう苦しまぎれに言うような形での答弁、私は、そういう形での行政を進めてもらうということについては、非常に残念だなと思います。

やはり、正しい入札制度を確立させるためには、やはりそれなりの形がなければならぬと思います。今回の形を見ても、81号においては11社された。そのうち4社辞退されてますよね。理由がどうあったにしても、指名のあり方に問題があったと私は思います。競争でなかったら別

ですけどね、11社が競争をさせるということを表明されているわけですからね。そのうちの4社が辞退をするというのは非常事態ですよ。そういう認識をしないと、私は、入札制度の改革なんていうのはなかなかできない。

町長にお聞きしますけど、こういう辞退が起こったのは、多分、辞退がこんな形で6月でも出た——6月も4社だったですかね、今回も4社だし、80号でも1社というような形で出ているわけですから、そういうふうに考えたら、町長自体は、それに対しておかしいとか思われているかどうか、最高責任者である町長たる者が、こんな入札制度でいいと思っているのか、やはりそのあたりについての見解をお願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） お答え申し上げます。

ただいま質問されましたように、私としても、せっかく指名した業者が辞退するということは、実際おかしいわけですが、やはり、それぞれの業者において事情があったということで、はっきりした理由づけで辞退届が出ているわけですが、当局といたしまして、その理由を拒むわけにもいかないし、これを正式に承認していったわけですが。

やはり、この指名入札ということは非常に難しい面がございます。部内におきましても、その辺については十分協議しながらやっているわけですが、結果的にこのような辞退者が出たということは、非常に残念でならないわけですが。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今、町長も、指名入札は難しいと言われましたが、本当に難しいだろうと思います。私、ここで、今回においても指名審査委員会が実際に推薦をして挙げたものを、町長の段階で変更された、と私は思いますが、そのあたりについて、なかなかはっきりした答弁になっているかどうかわかりませんが、また、一般質問でも出していますので、後でまたしますけどね。

総括質疑は3回ということですけど、今回最後になりますけどね。じゃ、吉原の理由が、吉原は落札をしているんですよ。落札をした業者が1個は落札せん、仮に両方とも、談合でなかったら、この案件を見ますと、80号の方では、入札の決定が1億5,600万ですか、それよりも安く入札した会社が2件ほどありますけどね、これについては、最低価格を下回ったということ、落札してはならなかったというふうに、まあ、理解してますけどね。最低価格よりも下回ると、それだけ物がよくできないということでしょうから、それはそれでいいんですが。

ただ、一方の方は、同じような形態、今回の入札案件については、もう皆さんも知っているとおり、ほとんど変わってない。設計から何から、入居条件から、建物条件、全部含めても変わって

ない。そういう中に、この落札が同じような形である中に、2,400万ですか、ぐらゐの差が出ておる。こんなことを見ても、じゃあ、執行者として、本当に安心して工事を任せられると断言できるのかどうか。私は、そう簡単なもんじゃないと思うんですよ。

だから、そういうことを考えていけば、もうちょっとやっぱり入札制度を含めて、町長がみずから、私に対しても一般競争入札を導入もしたいと表明されているんだったら、ことしも、もう半年たっているんですよ。十分機会もあったし、十分勉強する時間もあったし、対処しようと思えば十分対処できたはずなんですよ。それを、言葉は悪いですけど、放ったらかしたような形で、今回のような形が出てきた。やっぱりそれは、先に進めて、真剣に考えてほしいと思います。

まあ、そういうことで、問題点はいっぱいありますが、総括質疑は3回ということになってますので、これで質問としては終わりますが、委員会の方で審議をされる段階において、やはりそのあたり、ペナルティーを含めてですが、かけることもできないような、私は、制度そのものに欠陥があると思いますので、当然、十分そのあたりをよく含めながら、制度を含めたところの問題も含めて検討していただきたい、ということをお願いしておきます。

それで、今、私が申し上げた問題について、回答があれば回答していただきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 何か答弁ありますか。――なければ、ほかに質疑ありますか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。議案第75号「介護保険特別会計補正予算」なんですが、保険給付費のところの、居宅介護サービス給付費の補正が1億7,724万5,000円、施設介護サービス等の給付費がマイナスの8,974万5,000円というふうになっております。この数字の、どうしてこういうふうになったのか、そのあたりと、それから、おとしになりますかね、介護保険が、居宅費とか食事代、そういうふうなのが徴収されるようになったし、それから、去年の4月から包括支援に、まあ、そういうふうにご制度が変わってきておりますが、そういうあたりのその変化ですね、町民の人の、受ける人がどういうふうになっているのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） この介護保険事業の9ページですかね、9ページと10ページの関係なんですけど、これは、保険給付費、総体的な部分においての組み替え補正でございます。いわゆる7月の実績を見ての1年間の給付費が、どういった形の給付になるかという部分をシミュレーションを描いて組み替え補正をしたところでございます。

御承知のとおり、介護保険の特介の場合は、介護保険事業の見直しの時点において、この制度改正の部分が反映しているか、計画に反映しているか、ということなんです。で、今回の場合は、見直しの時期において、この制度改正の、大枠な制度改正という部分は、国が示した部分があるんですが、細部については示されていない状況だったんですね。不透明さの部分がございまし

た。まあ、そのようなことで、この制度改正の要素が大きく影響をいたしております。その予算の変動が生じたということでございます。

それで、この9ページの保険給付の居宅介護サービス給付費、御指摘のとおり、1億7,724万5,000円の増額補正でございます。これだけ足りないだろうという想定の中で増額補正をいたしたところでございます。

それと、10ページの介護予防給付との関係がございます。この介護予防給付については、反対に、1億446万ですかね、減額補正をしております。その分は余るだろうという想定の中での減額なんですけど、本来は、要支援の部分は介護予防での給付なんですけど、介護予防での給付。その介護予防の給付において、計画の中では、予防給付の方に算定をしていたわけでございます。で、この制度改正については、制度改正前の要支援の部分、そして、改正後において——改正前の要支援と要介護1ですね、要介護1の部分が、改正後、要支援1、2に認定、格付がされるわけですね。その部分が、ある程度、見えない部分の中での予防給付の方に計上していました。そして、国が示したのが、この部分は、明確でない限り、居宅サービスの方で給付しなさい、という部分があったんですね、予防じゃなくして居宅介護の方で給付しなさい。

そういうことで、今回、このような組み替え補正という形になったところでございます。

そして、おとしですかね、10月から、17年10月から、居住費と食事費、これについては、制度改正で自己負担という部分があったんですけど、これはもう17年度・18年度の部分で影響をいたしております。18年度も、その関係でこのような大幅な組み替え補正をいたしております。

そういう状況でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今の説明で大体わかったんですけど、今、介護のあれは2年目ですよ、上がって。そのことと、今の新しい制度になってきて包括の部分に行った、その人数とか、それから、今までの介護を受けてた人たちとの人数との変化というのは、どういうふうになっておりますか。別に、人数の変化は、変わってないんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 認定介護の認定関係ですよ、で、これについては、第3期の見直しが18年度ですから、18、19、20と3カ年でございますが、17年度から比較しますと、1.10の伸びでございます。そして、19年度はまだ出してないんですけど、17年から18年度に関しては、10%程度伸びているという状況でございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それで、今、三股の場合は、3の段階で4,600円ですかね、徴収しているわけですが、来年度まで、20年度まででやりくりするというふうなことになっていると思うんですけど、そのあたりの、今の数字でいった場合に、その見通しとか、そういうふうなのと、それと、次の段階でどういうふうに見通しを立てようとしておられるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 保険料については4,600円ですね、基準額は。これが、平成20年、来年度までなんですけど、来年度は見直しの時期でございます。今、18年度の介護保険の決算状況を見ますと、単年度実質収支としましては、327万3,000円の減でございます、赤ですかね、赤字という形なんです。単年度でいきますとですね、単年度実質収支でいきますとそういうふうな数字が出ます。

しかし、20年度はどうかということになりますと、大変窮屈な財政状況になるかなあというふうに思うんですけど、今回、療養型の部分の廃止の、この部分がどう影響するのか。いわゆる療養型というのは、月1人の給付費が大体40万円程度なんです。で、これが、介護施設の方に転換ということになります、療養型の方からですね。で、介護施設の方の転換になれば、グループホームとか有料老人ホーム、特老、ということになるかと思うんですけど、その、月の、月額で、給付費が、グループホームの場合25万程度ですね。そして、有料老人ホームが23万ぐらいでしょうかね、約ですね。そして、特老なんか30万程度なんです。それを考えますと、給付が下がるということが想定されます。

だから、その影響がどうなるのかという部分でございまして、20年度の介護保険見直しについて、いろんな方向からシミュレーションを描いて保険料は決めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課、ほかにありませんか。池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 議案80号と81号です。関連がありますから、あわせて質問いたします。

この入札、要するに、指名をされたいきさつっていうか、要するに、このD棟に対してはこの業者を選ぶ、E棟に対してはこの業者を選ぶ、この選んだ、その基準でいうか、何をもとにしてこういう業者をここに入れるというのを決められたのか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それで、80号と81号、2つの工事案件があるわけですが、どういうふうに入れたのかということでございますけども、まず、もう御存じのように、

指名審査委員会では、事業課の課長の推薦のもとに挙がってくるわけでございます。で、その中で、もちろん、その指名の基準としましては、当然、本町の工事の指名登録業者の中であるということ、まあ、条件であるわけですね。で、その条件と、あと、いろいろ技術者数、それから、特定建設業を持っているかどうか、それから、実績があるかどうか、そういったものを審査するわけでございますけども、そのどちらの方にもどちらを入れたというのは、全くの根拠がありませんで、ただ、志多組と吉原建設については両方入っておりますので、これについては、技術者数がほかの業者とは格段の違いがございます。例えば、1級についても、志多組であれば、100、ちょっとこれ、正確に覚えてませんが、105名ぐらいの1級建築士がおります。ところが、吉原建設が、1級が60名ぐらいですかね、おります。で、したがって、2つの工事を持っても十分やっていけるという判断のもとに指名をしたところでございます。

ただ、ほかのところについては、五、六名とか、そういう状況でございまして、ほかに工事をいっぱい抱えていけばできない可能性も十分あるわけでございますので、大手でないところについては、先ほど言った、登録業者であるのかとか、本町のAランクであるのか、特定建設業であるのかという基準でやったところでございます。

したがって、どちらがどちらに入れたというのは、私としては、全く根拠はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それは、マニュアルどおりにやられたということで、答弁の中では当然そういう答えが返ってくるかなと思っているんですが、先ほど吉原さんと志多組については云々というようなこと、答弁なさいましたですね。で、その中でも、やはり技術者が、吉原さんにおいては云々という辞退の理由だったと。そういうもの聞くと、それだけ技術者がいらっしゃるんだから辞退されたっていう理由づけが、何ともこの、こちらはそういう技術者がいるから指名したのに、向こうとしては、もう少ないので辞退しますということですよ。そこ辺が、しっかり把握、行政としては把握されていないんじゃないんですか、そんなこと、向こうが辞退されているということにおいては。その点を、もう1つ、1点とですね。——ええ、じゃあ、いやあ、3回しか言えないので、後で言ってください。

それで、じゃあ、このD棟、E棟に対して、D棟に対しては、入札額がみんな一様に1億五、六千万程度ずらりとしてますね。そして、E棟に関しては、1億七、八千万がずらりと並んでるわけですね。これは、何かこう、平米数も一緒だし、ただ、100万程度しか最低価格も、まあ、要するに、予定価格もそれぐらいの差しかないわけですから、さして中身としては変わらないんじゃないかと思うわけですが、一律的にこういう、こっちとこっちでは入札額が違う

ということにおいて、何か我々としては理解できがたいというのがあるんですけども、それについては、何か、なぜだというのを御回答いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の質問でございますけれども、現実問題として、今おっしゃった点があるということは、もう事実でございます。しかしながら、その範囲内で入札したものに対して、これはおかしいとか、そういうことはなかなか公然として言えない部分がございます。

ただ、現実問題として、一方の方は高い、一方の方は安いという、この事実はあるところでございまして、その辺が正しく競争がされたのかなあという問題もあるわけでございますけれども、しかし、されてないというふうにも言えないところでございまして、非常に、そうであった結果がそうであったからといって、こうだということは、なかなか申し上げにくいところでございます。

ただ、私たちも、分析の一つの中に、本町はまだ一般競争入札を導入してないわけでございますけれども、去年の中原住宅、一昨年の中原住宅の入札率の96か97%でしたかね、その辺から比較すると相当落ちてきたなという認識は持っております。ただし、今の、あつた落札率が、どうなのか、正しいのかどうか、と言われても、なかなか難しい問題。ただ、一方が10%ぐらい、11%ですか、高くて、一方が11%安かったというこの現実には、やはり、何でこうなったのかなという疑問は残るわけでございますけれども、それについておかしいとかそういうことはなかなか言えない状況であります。

まあ、これは、業者の方が、全国的な傾向でございますけれども、入札問題の談合問題が表面化して、業者の方の認識がやはり問題化されておったところでございますので、その辺の影響が大きいんじゃないかなあというふうには思っているところでございますけれども、どうだったかということでは、なかなかはっきりと申し上げられないところでございます。

以上でございます。

○議員（7番 池田 克子君） さっきの。

○総務企画課長（原田 順一君） さっきの、何でしたかね。

○議員（7番 池田 克子君） 吉原さん。

○総務企画課長（原田 順一君） 吉原さんが2つ入ってて、一方が入ってないと、技術者数の問題ということでございますね。これは、例えば、その点もおっしゃるとすると、私たちは、60名もいるから大丈夫だろうということでやったわけですね。会社のそのときの運営状況とか、その辺をいちいち把握しては、指名してないところでございます。

で、今後、一般競争入札がもし導入されたとしても、応募してくる人は、資格さえ、その基準さえ合えば応募してくるわけございまして、そこの会社が、その経営状況がどうなのかという

のをいちいち調べることにはならないだろうというふうに思っております。

したがって、基準を満たしておれば参加できるということになる。この指名におきましても、例えば、ほかの業者で5、6名しか技術がないところも参加しましたけども、まあ、そういうところが辞退したところもあるわけですが、ほかのも、忙しかったら辞退したかもしれない。そこはわからないわけで、私たちが指名するときには、これだけたくさんおれば大丈夫だろうということで指名をしたということでございますので、その結果が、しかしながら、たくさんものを抱えておられまして、1つの工事には1人の技術者がもう常駐しなきゃいけないわけでございますから、だから、2つ取るのは無理かなあというふうに判断されたんだろうと。

直接的な理由は、先ほどいいましたように、技術者の不足と、現時点での不足というようなことでもございましたけれども、まあ、要素としてはいろいろあったんだろうなあというふうには、私たちは思っております。技術者の不足に対して、何ですかということも聞きましたけれども、福岡県の方で大きなものの受注をしてるということで、技術者の不足というようなことでもございました。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 私も、去年、12月に一般質問の中で申し上げたわけですが、今回も、先ほど2番議員がおっしゃったように、指名競争入札という形にされてるわけですが、その指名審査委員会は、じゃあ、いつまでに結論出すというのは、検討の中ではされてないんです、期限なしですか。期限なしであれば、やはり、公共工事っていうのは、そんなに次から次出るもんじゃないんですよ、当然、もう、経済的なものもあるわけですから。ですから、その中で、今回の、このD棟、E棟、だから、団地っていうのは、三股、当町においては大きな工事の、本当に、今後また、大きなものがいつ出るかなあというぐらいの工事じゃないかなと思うわけですね。

そうした中で、ああ、これはもう、この前のあれじゃないですけども、指名審査委員会が結論を出す前に、こういう、この一般競争入札を取り入れる前に、今回の工事も駆け込み的に早くやっとうというように感じて、指名審査委員会の結論を先延ばしされてるんじゃないかなあ、という懸念もするわけですけども、その辺の、審査委員会の現状と、そういう、行政としてはどういうふうな方向で結論的には出そうとしてるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今回の入札関係でいろいろこのような辞退が出たということで、先ほどからいろいろお話があるわけですが、こういうものを十分踏まえながら、今後、一般競争入札に向けて検討もしているところでございます。

そして、さらには、県下の状況、また、先ほど総務課長が申しあげましたように、電算の関係等ですね、いろいろ総合的に検討しながら、今後、前に向かってやっていきたい、というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。東村君。

○議員（6番 東村 和往君） 質問というよりも、1点だけ確認をしておきたいことがあるんですが、議案第80号、81号に関連してですけれども、まあ、議案に直接つながる事柄じゃないんですけれども、また、所属委員会ですので、あしたからの委員会の中で説明はあろうかと思うんですが、ただ、11日の議運の席上、この80号、81号に関して、附帯設備——電気工事とか給排水等の入札状況および結果について、初日、すなわち14日に資料を提示して、議員全員に資料を提示して説明があるということに記憶しておりますが、今日あるのかなと思っておりましたけれども、今日、この時点までないもんですから。入札等に関しては、今いろいろ質問が出たとおり関心の高いところですので、議員全員にその辺の資料は提示して、開示していただきたいと思うんですが、ひとつお答えをお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 議運のときに、たしか、予算の関係もありまして、同時に入札できないということを申し上げたような気がしとるところですけれども、これが、設計の変更等も実はありまして、すべてを一緒に入札できなかったという状況がございます。要するに、落札率が、昨年みたいに96か97%であれば、あとの工事は入札できないという状況でありました。それで、ふたをあけてみますと、78%と89%でございますので、今の段階では、十分工事にできると、入札ができると。予算がないのに入札はできないわけでございますので、同時にできなかったという現状がございます。で、落札率が低下したために今後はできるということになりますので、電気とあと給排水ですかね、これは、近いうちに入札をしていきたいというふうに考えております。（「議長、ちょっと全協にしてん。ちょっとおかしいと思う、今の答弁は。」と発言する者あり）

○議長（中石 高男君） いいですか。（「今の答弁聞いとったらですよ、予算がないのに附帯工事ができないような言い方されとるんですね。」と発言する者あり）ちょっと全員協議会にします。

午前10時44分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前10時57分再開

○議長（中石 高男君） では、休憩前に引き続き本会議を再開します。

ほかに質問ありませんかね。（「なし」と呼ぶ者あり）質問もないので、これで総括……、ああ、大久保君。

○議員（4番 大久保義直君） ちょっと1件だけですが、一般会計の22ページの2,300万の予算が道路維持費に組んであります。これが、年々落ちてきておりますね。17年度が1億2,000万から3,000万になったのですかな。まあ、こういうことで、当初が、19年度で5,400万、そして今度が2,300万、それで、17年度が、先ほど申し上げましたように1億二、三千万の予算が組まれておったと思っておるんですよ、補正までですね。それで、18年度がまあどの程度やったのか、これが、やはり年々落ちてくれば、環境整備というものは本当に大変だろうと思っているんです。各課に申し上げますと、要望書を出しなさい、まあこういうことで、要望書も、即、公民館長を通じて、公民館長が出しますが、今後、この問題については、できるだけ、先ほどの入札の問題でもないけれども、やはり積極的に道路環境整備は進めてほしいなということだけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） いいですね、これ、答弁なくてもよか。だれか答弁しますか、答弁。

（「いや、これはよかです」「課長、おらん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「要望じゃから」と呼ぶ者あり）都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 議員の御指摘のように、私たち事業課にとりましては、本当、環境整備、また町民が直接そこに影響があるところです。そういったことで、私たち事業課としましては、本当、町民からの要望に対しまして、本当、頭の下がる思いで毎日やっておるんですが、そういうことについても関係者の方に、関係機関の方にまた、私たちはそれなりにお願いはしているところですので、よろしく願います。

○議長（中石 高男君） それでは、質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。——まだあるの、答弁が。いいですか。財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今の環境整備の問題ですが、確かに、非常に落ち込んできているということでございまして、ただし、今の厳しい財政状況の中でこういう状況が生じてきたということでございます。

また今後、財政計画の中で、今が一番苦しい時期じゃないかなあというふうに考えておりますので、今後、補助事業等の積極的な取り組み、そして、緊急性のあるものをすべて検討しながら、ただいま都市整備課長が言われましたように、今後、住民の負託にこたえるような予算の配分を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（中石 高男君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。また、常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出されるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時07分休憩

〔全員協議会〕

午前11時09分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続き本会議といたします。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時09分散会

平成19年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成19年9月26日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成19年9月26日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 岩松 健一君 | 書記 出水 健一君 |
| | 書記 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 桑畑 和男君 | 副町長 | 原田 一彦君 |
| 教育長 | 田中 久光君 | 総務企画課長 | 原田 順一君 |
| 税務財政課長 | 渡邊 知昌君 | 町民保健課長 | 重信 和人君 |
| 福祉課長 | 下石 年成君 | 産業振興課長 | 木佐貫辰生君 |

都市整備課長 …………… 中原 昭一君 環境水道課長 …………… 福重 守君
教育課長 …………… 野元 祥一君 会計課長 …………… 上村 陽一君

午前10時00分開議

○議長（中石 高男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議会日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（中石 高男君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問に際しては、申し合わせの事項を遵守して質問をお願いいたします。

発言順位1番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） おはようございます。通告に従いまして質問してまいります。

まず最初に、後期高齢者医療制度の問題点について発言いたします。

先日、回覧板に後期高齢者医療制度についての説明を内容とするリーフレットがつけられておりました。発行者は、この制度のために設置された宮崎県後期高齢者医療広域連合です。

厚生労働省によって進められ、来年4月1日から実施されるというこの制度についてイラスト入りで解説されたものです。解説によると、高齢者を65歳から74歳の前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者とに分けて、後期高齢者を切り離し、独立した医療保険制度として創設するとなっております。

御承知のように、この制度の根拠となる医療保険法案は、昨年6月高齢者団体や日本共産党など野党の反対を押し切って、自民党、公明党の賛成で強行し、導入が決められたものです。

ここで、現在の制度と比較しながら、新しい制度の問題点など整理してみますと、以下この制度を新しい制度と言わせていただきます。現在は、すべての国民が年齢に関係なく、国民健康保険や組合健康保険、政府管掌保険などに加入し、その中で年収180万円以下で、子供などの扶養家族になっている人は保険料を支払う必要がありませんでしたが、来年4月以降、75歳以上の人は、全員新しい制度に加入させられることになり、すべての人、一人一人が保険料を支払わなければならないようになります。

保険料の支払い方法も、65歳以上の人で、国保に加入している人と、75歳以上で年金額が月に1万5,000円以上の人は年金から天引きされるようになります。

厚労省の試算によると、初年度の保険料額は全国平均で月額6,200円とされています。収入に関係なくかかる応益割、均等割と収入に比例してかかる応能割、所得割を組み合わせで決ま

るそうですが、既に天引きされている介護保険料と合わせると、月に1万円以上が年金から天引きされることとなります。少ない年金しかもらっていない人にとって、一定の減額措置が設けられているとはいえ非常に重い負担となります。

保険料は2年ごとに改定され、高齢者の医療費がふえれば保険料も値上がりする仕組みです。さらに、高齢者人口がふえるのに応じて、75歳以上の保険料負担率を自動的に引き上げる仕組みになっており、高齢者への負担がこれまでになく大きくのしかかってくることとなります。

現在、70歳以上の高齢者は、資格証明書発行は適用除外となっていますが、新しい制度では1年以上保険料を滞納すれば、正規の保険証を取り上げ、資格証明書が発行され、医療費が一端全額自己負担となります。これは特に負担感が大きくなる低所得者の方を一層追い詰める結果になることは火を見るより明らかです。

新しい制度では、特定診療の対象から外されるため、健診や保健指導は義務化されず、また国の負担もなくなり、保険料で健診費用を賄うこととなります。広域連合が健診を事業計画に入れると、保険料に反映せざるを得ない仕組みになっています。このことにより、高齢者の保険予防活動がなおざりにされることは免れず、健康に生きる権利が奪われることとなります。

その上、病院で診察を受けると、窓口負担が70歳から74歳は2割、75歳以上は1割負担で、高齢者の受診権を奪うものにほかなりません。その狙いは高齢者の医療費を抑えることとなります。

さて、新しい制度を総じていうなら、保険料の負担をふやす一方で、取り立てを厳しくしながら高齢者が受けることができる医療は制限し、差別医療ともいえる包括医療制度、命の沙汰も金次第という制度へ導入を想定したお年寄りいじめの制度で、憲法に保障された生存権、基本的人権の否定にほかなりません。

本町ではどのくらい的人数が新しい制度の加入者となるのか、保険料は大体幾らぐらいなのか、いつの年金から差し引くのか、それまでの周知はどういうふうに計画されているのかお伺いいたします。

町長にお尋ねいたしますが、以上述べた後期高齢者医療制度は、国に対して中止、見直しを求めのお考えはありませんか。御質問いたします。

2番目です。今地域で子供たちが豊かに育つ環境づくりが大きな課題となっています。小学生の放課後生活、地域生活をどう安全で豊かなものにしていくのか大きな政策課題だといえます。厚労省と文科省は市町村に対し、2007年度から学童保育と放課後子供教室推進事業を一体的、あるいは連携して進める放課後子供プラン策定して、総合的な放課後対策を推進することを呼びかけていると聞きました。

国が呼びかけている放課後子供プランは、教育委員会主導で、すべての子供を対象として安

全・安心な子供の居場所を設け、地域の方々の参加を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを推進するというのが趣旨となっております。

本町では、昼間両親共働きで、家に帰っても面倒を見てくれる人がいない児童を、夕方6時まで預かってくれる児童館が12カ所あり、働いているお母さん方から喜ばれております。しかし、若い人たちの多い西小校区、蓼池地区では入所希望者が多く困っている方もおられます。

そこでお伺いいたします。すべての子供を対象とした放課後子供プランと現在の児童館との関係、安心・安全な放課後対策に対してどう考えておられるのか、また校区によってばらつきがある児童館の設置、ふやす考えはないのかお伺いいたします。また、児童館で働いておられる児童厚生員の身分や待遇、研修制度などどうなっているのがお伺いいたします。

3番目は、この2番目が済みましてから、後で質問いたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度の問題を質すということでございます。

これにつきましては、このいろいろと問題点もあるというようなことで今質問があったわけですが、老人保健制度を廃止して、平成20年度から広域連合が運営する後期高齢者医療制度が導入されるわけですが、本町におきましては、8月末現在で75歳以上の方が2,495名、65歳以上75歳未満で、一定の障害のある方で、申請された方が95名合計の2,589名の方が後期高齢者医療制度の加入者というふうになるわけですが、

また、年金からの天引きされる特別徴収につきましては、平成20年4月から定期支払時、偶数月になるわけですが、支給される年金から保険料を徴収する。市町村へ納入されるわけですが、普通徴収の納期限につきましては、給付部会で統一された見解が、今後出される予定でございます。

保険料の算定方法につきましては、全国平均で応益割が月に約3,100円、応能割、これが月に約3,100円、計の6,200円ということになります。保険事業に要する費用の予想額を足した金額が保険料ということになるわけですが、はっきりした金額につきましては、現在広域連合で現在検討中ですが、11月の広域連合議会で保険料のこの率が決定する予定でございます。

市町村におきましては、3月議会までに条例の制定予定をいたす手はずにいたしているところでございます。また、新たに保険料を支払うようになる人は、8月末現在で345名ということでございます。具体的には担当課長の方から答弁を願いたいと思います。

それから、これにかかわる見直しについてはどうかということでしたが、いろいろ高齢者の負担がいろいろかさんでくるということから、恐らく町村会でもこの問題が会合の都度提起されるんじゃないかということ考えているところがございます。そういうことで町村会でも、この問題について検討をさせていただきたいというふうに考えているところがございます。

それから、2番目の子供たちの放課後の安全対策について。

まず1番目の放課後子供プランと本町の児童館、学童保育事業の関係の進め方ということがございます。子供たちの放課後の安全対策についての放課後子供プランと本町の児童館、事業の関係、進め方についてでございます。近年の急激な少子化に伴い、放課後等における児童の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められております。

このような中、放課後の児童対策事業として、文部科学省は地域子供教室を、また厚生労働省は、放課後児童クラブをそれぞれ実施してきましたが、今年度文部科学省が主導し厚生労働省と連携した放課後子供プランを創設されたところであります。

現在、本町におきましては、共稼ぎ家庭等の小学校低学年の児童を対象とした放課後児童健全育成事業、児童館11館で取り組んでおります。また、遊び等を通じて健康増進や情操育成を目的とした18歳以下の児童を対象とした児童館運営事業を12カ所の児童館で実施をいたしております。これらは地域の活動拠点として地域に定着しておりますが、より効率的、効果的運営が求められているところがございます。

本町におきましては、現在行政改革推進本部の児童館運営検討部会において、放課後対策、児童館の運営に事業と児童館のあり方等について論議を重ねているところであります。そして平成20年度に利用者や関係者で組織する放課後対策事業推進委員会を設置いたしまして、国が推進している放課後子供プランの目的を踏まえ、本町にあった放課後対策を確立するため検討をしていく考えでございます。

それから、②の本町の児童館は先進事業で喜ばれているが、校区内でばらつきがある。もう少し均等に設置できないかということでございます。本町は12カ所の児童館においてそれぞれの事業を行っており、全国にも例を見ないところがございますが、児童館のない地域もあることから、必ずしも有効的な利用となっていないことは事実でございます。

それらを解消するため、児童館を新設することが一つの方策ではございますが、本町は児童館数の多い中で、国・県補助を期待できないとなれば、財政面から苦しい状況にあると存じます。今後更なる少子化が予想されることから、地域の実情にあった効率的、効果的な事業が必要と思われれます。

このようなことから、先ほど申し上げましたように、放課後対策事業推進委員会において、有効的な利用を視野に入れて、十分に検討をしてまいりたいというふうに考えているところござい

ます。

それから、③の児童厚生員の身分保障、賃金等についてということでございます。

現在12カ所の児童館において25名の保育士などの専門的知識を持った者を厚生員として配置をいたしております。児童厚生員の業務は、児童の遊びの指導、地域活動協議会との協調、地域との連携、児童遊園、児童プール等の確認、児童・保護者等の相談というように業務が多岐にわたり、児童を預かるという重責もあるわけでございます。

現在、業務委託契約で雇用しておりますが、行政の一般雇用と同じ雇用になっております。これらは夫婦間の配偶者控除、あるいは健康保険等の被保険者要件等も考慮したことでもございます。今後地域の拠点としての重責や業務が多様化することをかんがみ十分検討してまいりたいというふうに考えております。

後、教育関係サイドにおいては、教育長の方から答弁をお願いを申し上げたいと思います。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） おはようございます。それでは、放課後対策についてであります。教育委員会といたしましては、現在、児童館で実施されている学童保育を充実できないか。学童保育の対象が現在3年生まででございますから、これを高学年の児童まで拡大、あるいは学童保育に準じた対応ができれば、それが一番いい形ではないかというふうに考えております。

放課後子供教室については、余裕教室のない学校も多くございまして、確保できない町村においては公民館等の施設を利用して実施されているようですが、公民館関係の行事はボランティアがなかなか確保できないというようなこともありまして、週に1ないし2回しか実施されていないというところも聞いておると思います。また、放課後子供教室と学童保育との競合の問題とか、せっかく軌道に乗っている学童保育を廃止するという問題も横たわっております。

本町においては、少人数教室を実施している関係でほとんどの学校に余裕教室はありません。特に、三股西小学校で放課後子供教室を実施するとなれば、教室の増築、あるいは隣接地に専用施設を建設しなければならないという問題が出てまいります。

本町には児童館の数が極めて多いという他市町村にない特殊性もあります。現在、先ほど町長の方からありましたが、行政改革の児童館運営検討部会の方で児童館のあり方、方向性の検討がなされているところでありますが、その推移等をみながら、本町にあった放課後対策はどれが一番いいのか、そのあたりを十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中石 高男君） 町民保健課長。

○町民保健課長（重信 和人君） 町長の答弁に対しまして補足説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の問題でございますけれども、保険料の算定につきまして、全国で応益割、

応能割で6,200円、それにプラス保健事業に要する費用の予定額ということで話がありましたけれども、その保健事業に要する費用の予想額というのが、今葬祭費の見舞金、三股町で4万5,000円出しております。それと針灸関係の補助金、今のところ2分の1で1,200円出しております。それと健診などの負担金、これについては三股町はゼロでございます。そういうふうなものを足して6,200円に、そのもろもろが足されて保険料となります。

それと新たに保険料を払うようになる人、8月末現在、先ほど説明がありましたけれども、老人医療受給者の方のうちに、被保険者保険といわれる健康保険や各種共済保険に加入している方が375名いらっしゃいます。そのうち30名の方が、現在も被保険者で保険料を自分の収入に応じて支払われております。20年度からは被保険者の扶養に入っておられる375名から30名を引いた340名の方が新しく保険料を払うようになります。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 本当にこの後期高齢者医療制度というのは、問題の多い、お年寄りいじめと思うんですが、町長、本当に、町長も75歳以上であるわけですから、本当これから大変な保険制度、そしてまた今までは奥さんは被扶養者ということで保険料を払ってませんでした。もうすべての人が保険料を払うことになる。そのことに対して、町長もう一度この計画の見直し、とにかくまだ皆町民が知らない間に、後、半年先から年金から差し引くということに対して、どう思われるのか、本当にもっと国に対して新しい内閣ができましたが、この見直し、凍結を要求してもらいたいと思うんですが、町長どうでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ情報によりますと、先ほど言われましたように、凍結の問題ね。この前新聞等でも大きく報道されておりました。これにつきましては、70歳から74歳のこの1割から2割に上がる負担増の問題、それから、75歳以上の高齢者の医療、制度の問題、それから、母子家庭への児童扶養手当を一部削減する問題、この3つの3項目につきましては、既に法律ではもう制定されているわけですね。これを凍結しようというような政府、与党間で話が出ているということね。大きくこれが報道されているわけでございます。

昨日、新しい福田政権が誕生したわけでございますが、今後これがどのように、どのような形で進んでいくのか、その辺を十分見極めていきたいというふうに考えているところでございます。

報道の中では、来年の通常国会で、議員立法で凍結法案を提案をしようというふうな報道もなされているところでございますので、今後の推移を十分見極めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今福田内閣も凍結、凍結とは言ってませんが、見直しをするというふうな報道を私も新聞で見ましたが、こういうお年寄りいじめの、そしてまた70歳から74歳までの医療費を1割から2割にすると、本当にもう影響のある人がこの中にもたくさんいらっしゃるわけで、それと75歳以上になったとたんに、医療費が包括になって、年齢でこの医療差別、仮にがんになって、もうこの人は、本当は高額な治療をやれば助かるかもわからないというのに、仮に80万なら、80万円までしかできませんよといったときに、保険ではできないといったときに、お金がない人は、もうそれ以上の治療はできないというふうな制度にもなっております。

とにかく今の団塊の世代、今60歳ぐらいの人たちが、後15年して高齢者になるときを見越した高齢者の医療費を抑えることにあるというふうに聞いておりますので、ぜひ町としてもしつこく国に対して、凍結、見直しを要求していただきたいと思います。

2番目の学童のことですが、児童館のことですが、三股ではその児童館も割りとはほかの地域に比べてたくさんあって、そのことが若い人たちにとって合併問題が起こったときに、都城と合併したら都城は児童館が少ないから合併しない方がいいと、そういうふうな声も若い人たちから聞きました。

本当に生き生きと放課後、親がいなくても遊んでおりますが、この5年間、5年間というよりも5年前からしたら入所者も1.5倍になっているわけですね。それで1つの児童館の規模をオーバーしている児童館の数なんかがありましたら教えてください。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 児童館が12カ所ございます。御承知のとおりですね。それで今一番利用が多い児童館においては、蓼池児童館、それと今市児童館ですね。蓼池児童館が累計なんです、1万7,067名の利用ということでございます。それと今市が1万4,674名という状況なんです。そういうことで、今までは児童館において2人体制のところが11館でございます。後1館は単独事業ということで、児童運営事業の中で実施をいたしております。前目の方がですね。あと11館は放課後児童も含めて実施を2つの事業を実施をしているわけでございまして、2人体制。しかしこれでは蓼池の児童館と今市の児童館は、2人では対応できないという部分がございます、3人の体制にいたしたところでございます。2カ所についてですね。そういう対応をいたしております。したがって、23名の児童厚生員が25名ということでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私も児童館を複数見学に行きましたが、本当にもう大変子供たちがたくさんいて、これは大変だなあとというふうに思ったんですね。その児童館の指導員が本当に今2人体制とおっしゃいましたが、夏休みとかは七、八十名来ると、子供たちが。だから気が抜けないと、それと今年の夏に延岡の児童館で水死、水難事故がありましたが、そういうふうな事故、そういうふうなことを考えたら本当に大変だと、だから辞める、長続きしないというふうにおっしゃるんですね。

ただ子守りだけじゃないわけですよ。子供とかかわって、子供の願い、心の葛藤、ちょっとした変化などをあせらずあきらめず見守ったり、手をかしたり、ともに励ましたり、ともに喜びあったり、しかったりしながら、子供たちを指導しているわけですが、それとまたいい年齢ですよ。年齢の違う子供たちだから大変な御苦労だろうなあとというふうに考えるわけですが、それでこそ保育士とか、教員とか、児童福祉関係で2年以上働いた経験がある人を児童館の指導厚生員ですか、ていうふうな児童厚生員を採用していると思うんですが、その賃金がお聞きしますが、どれくらいなのか、どういうふうな身分保障になっているのか、もっと詳しくお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） この児童厚生員の身分保障的なことだろうというふうに思うんですが、児童厚生員は基本的に遊びを主とした指導という部分が規約等にも明記されているんですね。そういうことで厚生員としての資格要件においては、保育士、あるいは教員資格を持った方が児童厚生員となれるということでございます。

そういう状況の中で、賃金等については、今現在、以前は5万円程度からだったですね。その当時は勤務状況が昼の1時から5時までの4時間体制であったですね。その後、児童に対する支援をしようということで、児童館の充実を図ってきたという経緯がございます。

時間を1時から6時まで、1時間延ばしたと、そして夏休み、そして昨年からは春休み、冬休みを実施したと、そして土曜日の児童館の開放ということで、午前中から週5日制が始まってから午前中から実施している状況の中、児童厚生員の仕事をやる時間がふえたという部分がございます。

現在においては、固定給として8万9,050円でございます。そしてそれに加えて、夏休みと春休み、そして冬休み、そして土曜日における業務については、時間帯については時給700円をプラスすると、そういう状況でございます。したがって、年間平均でございますが、大体117万程度になろうかなと、月でいいますと9万7,000円程度になるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり8万9,050円が普通ですよ。それで時間数で割ると、時間給が630円ぐらいしかないんですよ。役場の事務職と同じだというふうに先ほどおっしゃいましたが、最低賃金じゃないかなというふうに考えるわけです。

それでこの採用条件が、保育士、教員、児童福祉関係者、経験者ですね。そういうふうなことになっているわけですから、そういう募集の条件にしているんだったら、その手当て、資格手当みたいなのもその事務の人よりも出すべきじゃないかなというふうに考えるんですが、どんなでしようか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） この件につきましては、以前も、今もでございますが、その給与、月額調整をしている状況なんですね。本人の意向もございます。本人たちの児童厚生員の本人たちですね。と申しますのは、健康保険の被扶養者要件、そしてあるいは控除対象配偶者等ですね。それと扶養手当の関係がございます。そういうことで調整しながら休みを取ってるということも今までいたしております。そういうことでそういう影響を考慮した上で調整をしたと、本人たちも先ほど申しますように、要望もございました。

健康保険の扶養者要件というのが、年に130万円未満というもんがあるんですね。そして扶養控除の部分が103万という部分がございます。これも段階的ではございますが、給与が上がればその控除対象配偶者から外れるということもあるわけでございます。これをオーバーすれば反対に負担が大きくなる。そのあたりを考慮した形を持っていかなければいけないのかなと、そしてまた今後、そういう部分を児童厚生員の皆様方と話をしながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私の知ってる人が母子家庭で勤めていらっしゃるんですが、手取りが8万ぐらいしかないのと、もう子供2人育てていくのに大変だというふうな方もいらっしゃいます。だからきちっとした、ただのパートじゃなくて、身分とかいうふうなのを、この大事な仕事だと思うんですよ。きちっとしてもらいたいというのと、それから、研修制度、子供を年々いろいろ今の情勢、いろんな社会問題いろいろありますが、子供の世界も変わっております。それで子供に接していろんな問題が起こるわけですが、親との関係、子供同士の関係、そういうふうなことが起こったとき、指導員の方がおっしゃるには、問題を持っていくところがないと、相談する人がいないと、そういうふうなことをおっしゃいます。そこら辺どうなっているんでしょうか。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 今研修のこと、児童厚生員の研修のことだというふうに思うんですが、この放課後児童対策事業の要綱の中に、町は児童厚生員に対する研修等を行うんですよということを明記されているんですね。そういうことで昔とは児童厚生員とは違って、今は核家族化と、そしてまた児童館に対するニーズの高さを考えるときに、その児童館に預けている親の中で子育てに対しての保護者が、子育てに対して一義的責任を有するんだよという部分を基本的に認識のない親等もいらっしゃいます。

そういう状況の中でいろんな方々いらっしゃる。児童館に対しての苦情、責任、苦情等について、いろいろ児童館の職員、児童厚生員が大変苦勞されているのは実情でございますが、そのようなことから、要綱の中に研修を行うんですよという部分を明記されている以上は研修をしなければいけない。

今、現在、宮崎の方で児童厚生員の研修会等が年に2回実施されております。それに対しましては、町としても全員の児童厚生員、25名を2回ともに参加をさせております。そういう状況でございますので、今後とも研修にはどんどん参加をさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それに、教育委員会の中に学校の先生をされてたそういう児童教育なんか詳しい人たちもいらっしゃるわけですから、何か児童館とそういう相談員というんですか。そういうふうなことをきちっとさせていただけると、また厚生員の方々もいろんな問題があったとき、気軽に相談できるような体制ができていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそのあたりを検討していただきたいと思います。

それと西小校区の稗田地区あたりが、子供たちが西小に行って、帰って、今度は反対側の植木の児童館に行ってるという子どももいらっしゃるんですね。そこら辺を何とかできないのか、この道路を渡っていかないといけない。稗田あたりに何か自治公民館なりを活用してでも、ひとつ検討していただけないのかなあというふうなことをお聞きいたします。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 当町の児童館の数、そしてあるいは事業としても全国に例をみないところなんですね。御承知のとおり。しかし、全町の児童の有効利用ということを考えたときに、言われますように、稗田とか、それから、勝岡地区もございますよね。餅原それぞれ有効的な利用ではないという状況でございます。

財政的な部分が許されるのであれば、いろいろな方法があろうかと思うんですが、一番いいのは、それぞれの地域に児童館をふやすということだと思うんですね。しかし、これについては、

新しい施設となれば町長も申されましたように、補助事業としては三股町は児童館数が多い中で無理であろうと、国の補助事業としてはできないと、それでは財政的負担は大きい。

そして、もう一つは文科省と厚生省との連携ですよね。放課後子供プランにのっとった形の事業でございますが、児童に対する支援を総体的にとらえて優遇するというのであれば、全域を視野に入れた有効的な利用、総合的に考えれば、最もよい形であろうというふうに思います。

これは余裕教室、教育長が申されましたように、余裕教室、あるいは空き教室があればの話でございまして、学校の授業が終わればそのまま学校内で移動すればよいわけですから、下校時の危険性、あるいはいろんな事件等もございます。それが解消されるということなんです。

それともう一つは、放課後子供プランを軸に、児童に対する事業を学校と児童館をすみ分けをするという方法もあると思うんです。今ある施設の利用を基本とした部分においての児童館ですべきところは児童館です。学校でできることは学校で、校区内でやるということの方法もあると思うんです。そういう部分について、今ないところの部分の解消的な部分についてはいろんな方法がございまして、そういう部分について、今後検討委員会等で論議して結論を出していくのかなというふうに思っています。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 厚生労働省の学童保育の方針と補助金の概要とポイントちゅうのが載ってるんですが、その学校敷地内に学童保育の専用室を建てる場合に、児童館の整備が活用する補助金として補助単価が1,400万、それから、既存の施設を学童保育に転用する場合の改修費が、補助単価700万というふうに、国の方も放課後児童プランに、学童保育に関して補助を出そうというふうな機運になってきておりますので、ぜひとも町でも児童クラブの登録者数を見ると、少ないところは10何名、多いところは67名とかというふうにこうすごくアンバランスがあるわけですよね。だからそこら辺のアンバランスを解消する意味から、どう同じ町民の子供として考えて、早く検討委員会を立ち上げて、計画を実施していただきたいと考えます。よろしく願いいたします。

次3番目に移ります。入札問題なんです、中原住宅D棟とE棟の建築主体工事の入札が9月7日に行われ、9月議会に80号案、81号案として上程されました。昨年12月議会、ことし3月、6月議会と入札問題で質問が相次ぎ、町長も談合防止などに向けて改革をすると答弁されましたが、今回もまた指名競争入札で行われました。

中でもD棟の入札では、6月の中学校の改修工事で談合情報が新聞社に寄せられ、4社も辞退業者が出たにもかかわらず、またほとんど同じメンバーの業者で指名が組まれ、前と同じ業者が落札しております。今回もまた4社が辞退しております。なぜ前回辞退された業者を今回も指名に入れたのか、なぜ辞退業者が多いのか、町としてどう考えておられるのかお聞かせください。

D棟、E棟の主体工事の額は129万9,000円の差しかありませんが、落札額は2,428万4,000円の開きがあります。ほとんど同じような工事で、D棟の指名業者とE棟のグループでこんなに差額が出るということは、一方では、話し合い、他方ではたたきあいがあったのではないかと疑われても仕方がないと思うのは私だけでしょうか。指名を組み直して入札のやり直しをすべきではなかったのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、入札制度改革についてでございます。

①の今回中原住宅も指名でされていると聞いているが、なぜ一般競争入札はできなかったのかということでございます。中原住宅の建築主体工事、D棟、E棟の2件の建築主体工事については、今回指名競争入札で実施したところでございます。

一般競争入札については、目下、部内で十分検討中でございますが、事務体制の整備、県下の導入状況等を十分検討してまいっているところでございます。これについてはもう少し時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、②の入札改革に向けて町長の決意と、どこに問題があるのかということでございます。入札改革の選択肢の一つといたしまして、一般競争入札制度の導入があるわけでございますが、この問題点といたしましては、地場産業育成をどのようにしていくか、それから、2番目に、地場産業育成のためには、地域限定をどのようにしていくのかと、また3番目に、低価格による粗雑工事の防止や下請業者への額の転化、または工事に携わる労務者、従業員の賃金低下をどのように指導していくのかと、このようなことで実施にはいろいろと問題もあるわけございまして、また県下の小さな市町村ほどこの導入は進んでない状況でございます。そういうことから、慎重にこの件につきましては、取り組む問題ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 質問の中で、なぜ辞退業者が多いのかというような質問があったかと思いますが、本町は何年前だったでしょうか、入札改革をした時点で前日までに辞退ができるという制度に改正をしたところでございます。

それについてはペナルティーを課さないということで改善をしたところでございまして、そのなぜその前日までに辞退ができるのかと申しますと、指名願いは、以前は2年でございましたが、今は1年置きにやっておりますけれども、工事を受注したいという業者が指名願いを上げるところでございます。

しかしながら、逆に1件、1件の工事に指名するときには、そのときのその業者の方の状態と

というのは全くわからないような状況でございます。したがって、一方的にこちらが指名してするのは失礼にあたるんじゃないかと、辞退するその人の権利もやはり認めるべきだということから、数年前に辞退制度をとったところでございます。

今回についても、当然前日までに辞退はできますよということで指名をしたところでございまして、その辺がそういうふうに影響したのかどうか、理由は技術者数の不足ということでの理由でございましたので、それが理由だったんだろうというふうに解釈しているところでございます。

しかしながら、うちがそういうもし指名して辞退ができないという制度を取っておれば、恐らく全員参加されただろうなというふうには解釈をしております。その辺はなぜされたのかは明確にわからないところでございます。技術者数の不足であったというふうに思っているところでございます。

それから、D棟、E棟、2つの工事を発注したところでございますけれども、これだけの入札率が違えば組みかえるべきではなかったのかと、指名を組みかえるべきではなかったのかというような質問だと思っておりますが、明らかに談合等が行われたということが明白であれば、指名を組みかえるべきであったと思っております。

しかしながら、一方が78%、一方が89%ですかね。であったわけでございますけれども、89%であったから談合だと、結論づけることはなかなか難しい問題であると、そのはっきりした理由がなければ指名を組みかえる理由もまた、はっきりしないというところで、今回は指名を組みかえなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 中学校の改修のときに、町長は指名審査委員会が出した指名業者の組みかえを自分の権限で行ったと、6月議会で答弁されました。今回もまた同じような業者の指名になっております。これは最初からこの指名審査委員会がこのような指名の組み方をされたのでしょうか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 毎回この入札関係については申し上げておりますが、常々この指名審査会の結果を遵守しながら、そして最終的には法に基づいて、長に与えられた執行権限で指名をしているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 6月のときに、談合はなかったからそれを認めたというふうに言われましたけど、とにかく新聞社に寄せられたわけですね。そして4社も辞退業者が出たと、そ

ういうふうなことなのに、また同じメンバー、ほとんどが同じメンバーで組まれて、金額もほとんど変わらないような1億8,000万前後の金額ですね。片一方の方は、またこれも同じような1億五、六千万円、2,000万円、このグループによって違うわけですよ。どう考えてもおかしいというのは思わないのか、これは私だけなのか、そのあたりどう考えていらっしゃるのか、その答弁をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 指名競争入札でございますので、私たちとしては入札は正当に行われたとそのように考えております。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） その正当にされたということですが、やはり最初からこういうふうな指名のグループがなってるというふうなことを、D棟、E棟をもうその業者の配列を変えてもよかったんじゃないかなと、この同じような工事であるわけだから、そのあたりは全然検討されなかったのかどうかお伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 業者の組みかえについても慎重に協議しました。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この入札契約制度に関する実施方針が、県も出しているわけですが、そのあたりだれもが納得できるような情報公開というふうなのをつくらないと、いつまでもこういうふうな疑惑が持たれて、今度は官製談合じゃなかったのかというふうなことを言ってもらっちゃう方もいらっしゃるわけですよ。

だからそういうふうなことを言われなかったために、なぜこういうふうなグループになったのか、指名したのか、そういうあたりをもっと明朗に、たった5人ぐらいの指名審査委員じゃなくて、もっと第三者を入れたりして、そういうふうな改革をされる気持ちはないのか、もうこの半年間以上、この問題では議会でも問題になっておるのに、まだこのできないというふうなのはおかしいと思うんですよね。怠慢じゃないかというふうに考えるんですが、どういうふうな今まで検討がなされているのか、お伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） だれでも知る情報公開のもとでやるべきではないかということでございますが、入札のその状況については、その指名審査会の中身について公開しておりませんが、そのほかについては公開をしているというところでございます。

それから、第三者を入れた委員会でございますが、指名審査委員会かなと思うんです、これについてはもう全く検討しておりません。ただ、情報公開もひっくるめて、この入札制度をどうす

るべきなのかというところは、我々執行部の眼から見るのではなくて、外部の調査委員会、検討委員会ですかね。これから見るのが正しい状況ではないかという観点から、入札検討委員会ですかね。これを立ち上げたところでございます。今1回開催しまして、来年3月を答申と、提言ということで目指しておりまして、今1回開催しております。10月の初めに第2回を開催する予定でございます。

この中では、前にも申しましたけれども、執行部がこうあるべきだろうというものに対して、外から見るとこうあるべきですよという提言をしていただくのが目的でございまして、そういう観点からこの中には、副町長、町長は入らないという形で、民間と行政の課長でございますけれども、それで組織をして検討しているところでございまして、その中でどのくらいのを公開していくのかというような観点も踏まえまして、提言になるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 前の議会での質問とお答えと違うんですね。8月ごろランクづけを終えて、業者に説明し、10月からやりたいと、談合見直しなども検討し、一般競争入札を先行させたいと、10月からというふうなことをおっしゃったんですよ。

それなのに、今はまだ1回しか検討委員会もやってないと、もうこの9カ月たっているわけですよ。この12月議会から談合、いろいろな問題が起こって、町も検討するというふうに言われたのに、まだたった1回しか委員会もしてない。そして来年からするというふうなことは、ちょっとさきの議会で約束した答弁されたことと違うんじゃないんですか。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほどの民間を入れた検討委員会と、今回の一般競争入札を検討します指名審査委員会なんかの検討は、全く別でございまして、町が改革した一般競争入札をした改革に対して、やはり外部の目から見たときにこうあるべきだろうというふうに提言するものでございまして、先ほど3月と申し上げましたのは、その民間人が考えたところが3月というところでございまして、我々の執行部の検討委員会とは全く別でございまして。そういう民間を入れたところの、民間の方が4名ですかね。入ってらっしゃいますけれども、その人たちの提言は、町が改革したものに対してこうあるべきだよというものがないと、我々は井の中の蛙で、なかなかこの域から脱し切れないというものがある関係で、そういった第三者機関をつくったところでございまして、先ほどの1回という検討は、民間の検討でございまして、それとはまた別でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 先ほどは、町長が入札問題の問題点とかいうふうなことをおし

やいましたが、産業育成だとか、地域育成だとか、そういうふうなことを言われましたけど、今度の住宅の問題なんかを見てみたときに、そしてこれまでの半年間の落札業者、そういう資料を見たときに、本当に産業育成、地域の育成をされてるのか、特定の業者だけが何回も何回も落札して、そして額も60%以上、総額の60%以上取ってます。そういうふうなことを考えたときに、本当にこの小さい業者、三股の今度の場合でもベンチャーでも組めなかったのか、そのあたり、もう一度、産業育成、地域育成の観点を町長どう考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） この入札指名につきましては、常々地場産業育成ということを念頭に置いてやっているわけでございます。

それから、前回の議会におきましては、一般競争入札を年度の後半と、また先ほど10月というふうに言われましたが、この一般競争入札についての取り組み、姿勢でございますが、まず、県内の市町村の状況、把握ですね。それから、電算によるシステムの構築の作業もでございます。また対業者、対協会への制度内容説明の徹底で、このような課題等をしっかり条件整備いたしまして、これらを慎重に対処しながら、計画的、また段階的に持っていきたいということで、現在取り組んでいるところでございます。時期が時間的に相当ずれておりますが、これについては先ほど申し上げたような課題も抱えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 上西さん。時間ないようですので、手短にお願いします。

○議員（3番 上西 祐子君） とにかくやはり辞退する業者がいて、そして、その業者がまた次の仕事を低く取るとかいうふうなおかしなことがこれからないように、ちゃんとプライドを持って建設関係の行政をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、11時25分まで本会議を休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、財部君。

〔2番 財部 一男君 登壇〕

○議員（2番 財部 一男君） それでは、私は質問事項に基づき質問いたしますので、明確な回

答をされるよう求めるものであります。

まず、入札制度改革について伺いますが、3月議会において19年度中には一般競争入札制度をスタートしたいと回答されておりますが、6月議会における三股中学校の普通教室等建築主体工事においても、一般競争入札は実現せず反対に談合情報等が報道される事態でありました。

また、このときの指名入札における辞退者が4業者になったことは町政始まって以来の出来事ではないかと思えます。このような傾向をたどる中において、今回9月議会に提案された議案80号、中原団地D棟建築主体工事及び議案81号、中原団地E棟建築主体工事における入札は、またもや指名入札でありました。しかも6月議会において辞退した4業者のうち、今回3業者が指名に入っております。そのうちの1社は6月の入札で辞退したにもかかわらず、今回は両方の工事に指名されております。この業者は、今回80号において落札業者となっておる中で、81号においては、またもや入札を辞退しております。このような指名のあり方が果たして平等でかつ正しい指名のあり方か、疑問に思うのは私だけでしょうか。

町内の方々を初め、県民の方々は全然おかしいと思っておられると思えます。また今回も指名入札という制度を取り入れたわけではありますが、町長が言った19年度中の一般競争入札導入はうそだったのか、回答を求めます。

次に、パークゴルフ場について質問いたします。

町民の健康を守るということにおいては手軽でだれもが取り組みやすいパークゴルフだと思えますが、ゴルフ場経営を第三者に委託して2年目を迎えているが、運営状況はどうなっているか、また実績はどうか、今後の見通し等について回答を求めるものであります。

次に、町立病院について質問いたします。

平成18年度は、医師会病院が委託を受け、病院経営がなされたが、大幅な赤字経営となり、1年で撤退されました。その医師会病院に町は赤字補てんとして多額の金額を補てんしたところでありました。

平成19年度より小牧整形外科病院に委託が変更となったわけではありますが、この半年間の委託経営状況はどうなっているのか伺います。また、町は国に対して町立病院廃止届がなされていると思えますが、その取り扱いはどうなっているのか伺います。

以上申し上げまして、まず質問いたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、入札制度改革についてということでございます。平成19年度より導入すると表明された一般競争入札制度はどうなっているのかということでございます。

先ほどの質問でもお答えいたしました。一般競争入札制度の導入は、地場産業育成の問題、地域限定の問題、粗雑工事や低価格による下請け、低賃金問題など多くの問題があるわけですので。また、県下におきましても、小さな町村ほどその導入の難しさがあるということですので、これについては慎重に取り組んでいるところでございます。

なお、先ほども上西議員の質問でお答えいたしました。本町のこの一般競争入札に対する取り組み、また姿勢についてでございます。これにつきましては、県内の市町村の状況を把握、それから、電算によるシステムの構築の作業、また対業者、対協会への制度、内容説明の徹底などの課題等をしっかり条件整備をいたしまして、これらを慎重に対処しながら、計画的、段階的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、パークゴルフ場について。第三者に委託して2年目を迎えているが、運営状況と実績について、また今後の見通しについてということでございます。

上米公園パークゴルフ場は昨年4月にオープンし、オープン当初から三股町パークゴルフ協会が指定管理者として、その管理をお願いをいたしているところでございます。

昨年度1年間の施設利用者数は、4月の無料開放期間も含め、1万2,000人ほどとなっております。管理体制は平日はパートの事務職員1名、指導員1名の2名体制で、それから、祝日、土曜、日曜は14名のアドバイザーが交代で加わり、また場内の草刈り、芝刈りは協会役員が参加、協力する形でいろいろされた結果、収支的には若干の黒字経営となっているところでございます。本年度の利用状況は、今のところ昨年度並で推移している状況でございます。

18年度の利用者の状況、また収支状況につきましては、関係課の方から説明をお願いをしたいと思います。

それから、町立病院について、まず医師会より小牧整形外科病院に変更になったが、その委託状況についてということでございます。平成19年4月から8月までの患者の動向につきましては、外来が8月末現在で延べ患者数8,118名、1日平均が64.4人ということでございます。これは前年度と比較いたしまして760人の減となっておりますが、入院につきましては、延べ患者数が4,924名、1日平均32.2人ということございまして、ベットの稼働率が80.5%ということになっておりまして、前年度と比較いたしまして、入院につきましては、2,937名の増となっております。そういうことで、上半期収支状況報告につきましては、11月ごろになる予定でございます。

それから、②の町立病院廃止届をされていると思うが、どうなっているのかということでございます。町立病院廃止届につきましては、平成18年4月1日に、指定管理者制度が始まると同時に、国の国保医務課を通して、厚生労働省の国民健康保険課へ廃止届の申請を行っております。

そして機会あるごとに県の担当者にその進捗状況につきまして、問い合わせを行っているところ

ろでございますが、廃止許可が出るまで、最低2年から3年かかるといわれておりまして、現在のところいつ廃止許可が出てくるのかわからない状況でございます。

県の担当によりますと、県内でも三股町より以前に5つの病院から申請がなされているということございまして、この本町以外の病院につきましても、まだ処理がなされていないということでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 上米公園パークゴルフ場の利用状況と収支の関係ですけれども、18年度1年間で1万2,067名の入場でございます。この中で4月の10日間、無料開放ということをしております。1,187名が無料期間中に入場しております。そういうことで入場料を徴収した利用者というのは1万880名ということになっております。

収支ですけれども、入場料、弁当等の売上で538万円ということです。それと支出ですね。事務職員、またアドバイザー、それと肥料代、光熱水費等々で478万円ということ。60万弱の黒字経営ということになっております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今町長により答弁がありました。3番議員に対する答えと同じような形で出ましたけど、私が3月の議会のなかで、町長に確認を何回もしたところ、19年であなたはやると言ったんですね。やるということを行うことは、これは一職員が言ったことじゃないんです。町長たる責任者がやりますと言ってるんですよ。

先ほど3番議員に対する回答等も見てみますと、ほとんど検討もされてないような状況、少なくとも県において東国原知事が誕生されてから3カ月もたたないうちに、県はちゃんとした指針を出してますよね。それは皆さんたちも御存知だろうと思いますよね。

そのあたりを考えると、町長自身が本当にそういう一般競争入札等を含めながら、電子入札もそうなんです。改革する意思があるのかどうか、疑いざるを得ませんがね。もう私は12月議会からこういう問題についてはずっと同じようなことを含めながら質問もしています。その都度、その都度あなたの答えは変わってくる。今回も今聞いてみると、おかしい解答じゃないですか。

どこに町長たる者がそのような回答をされるのか、町民はあなたの言ったことに対する責任ということを含めて考えたら、当然実行されるものだと、1回言った以上は。それが政治家の仕事じゃないんですか。もう一回答えてください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ内部で一般競争入札については慎重に検討しているわけですが、時期について申し上げてなかったわけですが、平成19年度内、できましたら年明けに実施に向けていきたいというふうに考えております。

何しろこの一般競争入札、県下の状況を見ても、非常に、町村においてもまだどこもやっておりません。市において、4つの市がやっている状況でございますが、県下の状況とも十分把握しないといけないということから今、考えているところでございます。とにかく前に向かって考えているわけでございます。ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私が言ってるのは、私が発言したんじゃないですよ。あなた自身が発言したことなんです。それに対する責任を持つというのは町長の仕事じゃないんですか。

もう多分19年度の大規模事業というのは、多分に今回の中原団地で終了といいますか、ほとんどが終わっているような状況になります。あえてそれをわかっているながら、あなたは今回の一般競争導入を遅らしたというのは問題のある行動じゃないんですか。少なくとも、6月議会でも私も質問もしてますよね。それから考えても3カ月ですよ。県が出しているのは、そういう指針が出されたのは、知事が就任をされて3カ月以内に出されてるんですよ。要は、町長自体が本当にそういう方向に取り組む姿勢があったのか、私は最初に申し上げましたように、あなたはこの議会の中でもけろっとうそを言ってるようなことじゃないですか。うそを言わなかったというのなら、なぜはっきり部下に対して入札の方向を改革しろと命令すればそれで済むんですがね。あなたに考えてしなさいとは私は言ってないですよ。そういう命令を出せば優秀な職員ですからね。すぐに取り組みますよ。何が根拠があって、そういう指令を出さないのか、もう一回聞きたいと思うんです。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 議会の方にそのような指令を出す考えはもうとうございませぬ。この一般競争入札、先ほどから言っておりますように、非常に難しい問題です。いろんな問題で。そういうことで県北の日之影、高千穂、五ヶ瀬町のこの3つの町は、県の方に対して、一般競争入札制度の改革について緩和措置を求める意見書というものを議会の方でまとめて、9月28日ですか、あさって、県の方に、部局の県議会の方に提出するようになってます。そのようなことで非常に難しい内容が、一般競争入札につきましては、難しい面があるからなかなかこれが進まないという状況だというふうに考えておりますので、そのようなことでお願いを申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 県内の町村の状況を見てとか、難しい難しいと、今になって言う。だが3月、6月議会とか、なぜそんなときにそういう話はしないで、あなた自身が19年でやるちゅうたんじゃないですか。私が言ったんですか。あなたが言ったことですがね。おかしいですよ。それは。一端、町長たる者が発言したことに対しては、責任を持つちゅうのが政治家の仕事じゃないんですか。

あなた政治家なんですか。単なる事務屋なんですか。私も言いたくないことをあなたは言わせるんですよ。町長たる者がちゃんと発言したことに対して責任を取らんということは、町長そのものを、あなた自身がもうおれは町長を辞めるというんだったら別ですよ。当然辞職もしないで6月議会でも問題等があったにもかかわらず、今回の議案であなたは自分の処分の議案も出しますよね。

100分の20、実質は100分の20減額する。2カ月間だけという議案も出されておる。それで責任が全部果たせたと勘違いをされとるんじゃないですか。あなたは。責任をとるということは、そんなもんじゃないですよ。発言をした以上は、発言に沿うて自分です。12月議会、3月議会、6月議会とずっとやってきてるのに、こんなばらばらな答えがどこにありますか。確かに、一般競争入札は絶対ベターだとは言わん。だけど言った以上は取り組む、そのことが一番大事じゃないんですか。再度答えてください。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） いろいろ言われますが、部内では慎重に検討しているわけでございますので、全くしてないわけではございません。これを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 私の質問に対して開き直りの回答をされるようですが、それだけをもし言うんだったら、なぜ最初から職員に対して支持しないんですか、ちゃんとした、支持してあれば事がもう大分進んでいるはずですよ。さっき総務企画課長も3番議員に対して答えを言っていましたけどね。あれは本当の回答ですか。おかしいでしょ。なぜ自分で、さっきから何回も言いますが、言ったことに対してそれなりの責任をとるということが一番大事だと私は思います。

それじゃ、もう一回聞きますけど、今回の80号、81号の指名のあり方については、3番議員も聞きましたが、6月議会で同じようなメンバーが今回も指名されております。そういう意味で考えたら、これはっきり申し上げて、指名審査委員会がそのまま上げたとは私は理解できません。

当然、指名審査委員会の内容を上げる人は、課長さんの方から上げてきたはずなんですけど、それを審議したのは指名審査委員会、今こういう話をすれば、当然公開はできないという言い方で逃げていきますよね。町長たる者が本当にこういうものを解決しようとするれば、私は情報公開でどうぞ見てくださいと、何もやましいことはしてませんよと言えるんじゃないですか。

ただ、今回の組みかえされたということだと私は理解したんですけど、今回も、先ほど町長が言われた中で聞いておると、権限でやったような言い方をされてますけど、今回もそういう権限を使用されたんですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 指名審査会の結果を十分踏まえまして、最終的には地方自治法施行令の167条の12に従って指名を行ったところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 指名審査委員会の尊重してという言葉では言ってるんですよ。本当いったら、じゃ指名審査委員会の審議内容も、本当言ったら情報公開すべきなんです。なぜをそれ情報公開しないのか。そのやり方の中に一番の問題というのは、入札の改革の一番の悪い面が出てくるんじゃないですか。この辺を考えれば、簡単に町長が本当に何もありませんと堂々と言えるんだったら、指名審査委員会の情報等も全部公開すればいいんですよ。

それをしなずにおくもんだから、結果的に権限を使ってとか、法で保障されているとか、そんな言い方でごまかしをするような言い方になってしまう。それは考えて見たら、なんか裏があつとじゃないかと、誰も考えるんじゃないですか。言いたくはないんですけど、そういうことを含めて考えたら、堂々と情報公開もしてできるような方法をとってほしいと思いますが、なかなかそういうふうにならんようですが。そのあたりについて、情報公開をする意思があるかどうか、まず聞きたいと思います。——相談せんで自分で頭で考えてよ。——自分で考えて返事すればいいんですがね。自分の考えがあるんでしょ。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 今の全国地方自治体におきましては、情報公開というものがいろいろ言われているわけですが、この件につきましては、情報公開の域にまで入らないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） この件については情報公開に入らないと、私はそんなことはないと思います。当然、正しいことをぴしゃっとやっておれば、堂々と公開できるんですよ。何かそ

ここにおかしいことがあるから公開できないというのが実態だろうと思います。

先ほども出てましたけどね。6月議会における辞退者関係も、私言ったんだけど、これに関しても回答がなかったようですが、4業者のうち6月議会で辞退者が4業者ですか、今回は5業者と、6月議会に4業者のうち3業者を再度指名もされておりますが、これに対して、先ほどの回答ではペナルティーはないというような言い方をされました。

私は普通考えたら、入札をお願いしますお願いしますで、営業努力もされるでしょ。そういう人たちが一旦辞退をすれば、何もそこにペナルティーというか、あるかないかは別にしても、基本的にはそういう業者に対しては、今回は指名しないよというぐらいの決断をするのが町長の政治姿勢じゃないですか。それをあえて同じような形にしてしまう。すべくペナルティーはありませんよと。そんなことをされて、じゃ町民の皆さん方が本当に町長は立派なことをしてるなと思われるんですか。私はそうじゃないと思うんですよ。ますます町長に対して不信感がつのっていくほか、別がないじゃないですか。なぜそういう本当に名だたるこれは問題だと思いますが、このような指名をされてきたのか、経緯については、まだただ単なるあれですが、企画課長ですかね。ぴしゃっとした、町長の政治姿勢のもとにされたんなら、その政治姿勢の中身を言っていたきたいと思います。

○議長（中石 高男君） 答弁願います。町長。

○町長（桑畑 和男君） 辞退者に対するこのペナルティーにつきましては、現在のところ厳しい規定がないわけですが、これにつきましては、今後十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 先ほど入札改革関係については、今回はしなかったけど、進めておると言やったんですけど、私がいつまでするかとかまで全部聞かないと、回答まで、先ほど、何月までち言やったですかね。何月までにそういう方向するということですか。再度、改革関係は。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたが、平成19年度内、できましたら年明けというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 19年度内と、年明けまでにはそういう導入するというふうに理解していいですね。多分19年度の工事関係はそのころはほとんどもうないだろうと、ほんと残務整理ぐらいでしょうから、なかなか一般競争の案件も入らないのかなという気がしますが、

ただ、先ほども申し上げましたように、当然町長が発言したことの重みというのは、十分に理解してほしいし、補佐をする副町長やら、課長さんたちもそのことについては十分理解した上で取り組んでくださいということを申し上げておきたいと思います。そういうことで入札関係については終わりますが。

次に、パークゴルフ場について、一つお聞きしますが、結果としては538万円で、支出は478万円、60万円弱の黒字というような言い方をされたんですけど、あそこで土、日働いているといたらいけん。担当されてるアドバイザーの方々、ほとんど無料で奉仕みたいな形ですね。果たして指定管理者にされて、そういうことが長続きするのか疑問ですよ。皆さんみんな仕事を持っていますから、そういうふうにと考えたら、この指定管理関係はおかしいかなと思ってるんですけど、指定された以上は、この指定管理料という形では幾ら払ってるんですかね。

○議長（中石 高男君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 指定管理料ということでは払っておりません。前年度に開設されて、実際その経営の実績を町としてもしてないわけですね。初めての経験というところで、入場者数がどの程度あるのか、支出的にどの程度必要なのかという部分がみえない中で、一応、予算という形では初めての事業ですので、赤字補てんの意味合いで、指定管理料ということで18年度に予算化しました。それはそういうふうの不透明な部分が多いのでということでした。結果として、努力された形の中で赤字は出ない状況があって、その赤字補てんの意味合いの指定管理料というのは払わなかったということです。

今年度もその指定管理料という名目ではありますが、赤字補てんの意味合いでの予算化はしているところです。町として実際に経営してきた中で、どの程度の利用、どの程度の支出があるというのが見えない中で、本来は当初から指定管理料というのを決めて支払う形というのがあったのかも知れませんが、そこが見えない中で、赤字補てんという形の中の考え方の指定管理料設定だったところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） パークゴルフ場で働くというか、きている人は2名体制ということですかね。にしてはぴしゃっとした支払いをされてると思いますが、やはりアドバイザーの方々いろんな意味で奉仕作業をして、ようやく運営がされてるというような状況だろうと思います。そういうふうにと考えたら、私は当然、町が運営補助みたいな形も含めてぴしゃっとした形でやる。そういうことしないと、本当の意味で長続きもしないし、指定管理を受けたパークゴルフ同好会の人たちだけが、おっどんだけが、なんごち犠牲されないかんかというようなことも出てくると思います。私が話した限りではそういう声もちらほら聞く。

ただ、なかなか皆さんに対して表明してなかなか言えないということもあるでしょうから、ただ現実はそのだということを含めて考えるならば、当然ぴしゃっとした運営のやり方を考えていかないと、問題が出てくんじゃないかなと思います。

それと、現在18ホールです。はっきりいって利用される方々も最初はおもしろいなという気もしながらやってるんだと思うんだけど、18ホールぐらいじゃ飽きが出て、同じところ何回、回ってもおもしろみがないとかいろんな声も聞いております。そういうふうに考えれば、せっかくつくったパークゴルフ場、皆さん結構喜んでいらっしゃるわけですから、増設をする必要が出てくるんじゃないかなという気がします。

今現在できているところの右側に土地等はやろうと思えば運営できる場所もあるような気がしますし、そのことを考えれば、今すぐということもならんか、しりませんが、そういう増設をする方向等も明確すべきだと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） パークゴルフ場の増設についてでございます。現在2コース、18ホールということでございます。非常に利用者にとっては手狭な、いう内部から問題や意見を聞いております。そういうことで南側の上宮田池、この地域を整備しながらやったらどんなだろうかというようなことも考えております。

しかしながら、本町の上米公園につきましては、平成7年から平成18年度まで国の補助事業で行ったということで、これ以上、さらに補助事業等で取り組むというのは、なかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。

そうすると、一応町の単独事業というふうなことになるわけでございますが、この辺につきましては、町の財政事情等を十分踏まえながら、今後、検討をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） ぜひパークゴルフ場関係についても十分内部での検討も必要だろうと思いますが、やはり今のような施設だけでは、委託をしても経営的なものを含めて問題点があります。

そういうことを考えれば、将来のことを考えていくなれば、私はやはり最低でも36ホールはないと、満足はできない施設だろうというふうになってしまう恐れがありますので、ぜひそういうことを含めて検討していただきたいということを申し上げてパーク関係については終わります。

次に、町立病院関係についてお伺いしますが、先ほど利用状況等はちょっと報告がありました。入院関係が1日、32.2名で、外来が64.4名というふうなことでしたが、入院関係が

18年度からすると大分よくなっているような気がしますので、数値的なものの経営状況については報告がなかったような気がしましたので、まだ半年もたっていないのでまだ出てないのかなという気がします、もし問題を小牧整形病院がこういう形で運営されてるけど、医師会病院の段階では大変な赤字になって、議会でももめたわけですがね。最終的に補てん関係が認められたけど、医師会同様の取り扱いをするのかどうか、考え方で、それともう今回は一切しませんよというように、するのかどうか。

本当いうて一生懸命頑張ってもらえば、多分黒字経営になれば、また赤字補てんする必要もないでしょうから、そのあたりの考え方というのか、統一したぴしゃっとした考えかたを町自身が持たないと問題になるんじゃないかなという気がしますので、そのあたりの取り扱いがどうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 副町長。

○副町長（原田 一彦君） 小牧整形病院との契約の中では、施設管理料として600万支払うということで契約してます。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） それはわかっておるんですけどね。私が言っているのは、要は、基本的には医師会病院も含めて最初はそういう方向でしたよね。もともとは。だけど結局は赤字が大きくなって、その補てんをしなければとてもじゃないが、医師会は納得ができませんということで、結果的にああいう形で補てんをせざるを得んやったのも事実ですからね。

これはこのまま小牧整形がずっと経営をした場合において、もし赤字等がふえてきたときに、じゃ知らんよと、医師会とは別だからというような言い方だけで通るのかというのと、私はおかしいよという気がする。やっぱり医師会にあうようなかたちの補てんをした以上は、当然同じような取り扱いをするというのが私は基本だろうと思うんだけど、そのあたりの考え方をぴしゃっとしたものがないとおかしいんじゃないかと気がするの、これは聞いてるとこなんですよ。

だから、当然ただ単なる指定管理をしたからいいというぐらいしか考えてないのが、今の皆さん方の考えじゃないかなという気がするんですよ。何事に対しても。もうちょっと真剣に町政のことを本当に考えるならば、私はそのあたりが一番肝心なことだよということを申し上げておきますので、多分、今の段階で言っても、このことでぴしゃっとした答えは出てこんでしょうから、またその次にでもまた質問します。

次に、廃止届をされておるんですけど、町長の答えでは、県の担当者等に何回も話し合いをしているということでもありましたが、ほかのところもまだいつになるかわからんと、そんな形でほっておいていい問題なのか、もう廃止するということになれば、早く決着する方向をとる。このことが一番大事だろうと思います。どういう形で運営していけばいいのかちゅうのは、もう私

が言わなくてもわかると思うんだけど、当然町長等も上京する機会等もあつたりすると思うんですけどね。

それから、県内の代議士等もおりますよね。そういう人たちを使うとか、いろんな手立てをしていかないと、ただ順番を待ってるようだけでは、私はなかなかこれの問題は多分に解決していかず、そうなっていくとやはりいろんな問題、今私がさっき言っていた経営の問題も含めてそうなっていくんですが、現に、ことしの18年度の町立病院の決算が出てますよね。事業は中止してないわけだから、結果的に3,000万円以上の赤字ですよ。たまたま18年度については現金等の余裕があつたかどうか、償却資産関係でそういう余裕があつた分は3,000万ぐらいあつたという話、担当者から聞いておりますが、それで何とか18年度を収めたということですけど、19年度となると、まだ現在も病院経営という形ではあるわけですから、当然そういう形が続くわけですから、そうなるまた一般会計からも持ち出しをせざるを得んようになるというのも現実ですから、話を聞いてみると、そういう現金等も一切ありませんという話でしたので、そうならないとどこで補てんするかというと、一般会計で面倒をみる以外ないわけですから、そういうことで考えれば、こういう町立病院問題も含めて、早く解決するというのが一番大事かと思うんですよ。そのための努力をしてほしいと思いますが、町長、再度そのあたりの取り組みの姿勢といいますかね。そのあたりに対して御回答をお願いしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 町立病院の廃止届につきましては、もう提出いたしまして1年半が経過しようとしているわけですが、なかなか、らちが明かないということでございます。

そういうことで事務レベルではなかなかその辺が話が進まないということから、政治的な観点から、いろいろと、手を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。いろいろと上京する機会もございます。また地元代議士とも会う機会もございまして、そのようなことで、もっと廃止届の促進方については努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） いろいろな問題点を申し上げましたが、やはり町長が一番大事なことというのは、自分で責任を持つことが一番大事なことだと思います。そういう意味では、今回においても自分で発言したことは、責任を持てるような町長であってほしいということを願って質問を終わります。

○議長（中石 高男君） それでは、ここで昼食のため1時30分まで、本会議を休憩します。

午後0時09分休憩

午後1時28分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、原田君。

〔8番 原田 重治君 登壇〕

○議員（8番 原田 重治君） 先般提出しておきました質問事項に従って質問をしてみたいと思います。明解な回答をお願いをいたします。

まず1番目に、本町の財政状況についてでございますが、自立を選んだ我が三股町は、何と申しましてもやはり財政が豊かでなければ自立もないし、また立派な行政をやっていくことはできないというふうに考えるところであります。したがって、財政がどのような状況にあるのかをお尋ねしていきたいと思っております。

まず、その1つとして、公債費比率で見た場合とか、それから、財政力指数で三股の状況を見た場合とか、いろいろ財政力を図る指数というものはいろいろあるかと思うんですが、そういった面から見た場合に、他町村と比較してどのような位置にあるかをお聞かせ願いたいと思っております。

それから、2番目に、先日宮崎県でありました講演の中で、徴収力がおろそかになるとその団体は、いずれ沈没するというような話があったわけですが、そういった面から、三股の各税金の徴収力、あるいは今どういう、どのくらいの滞納があるかをお聞かせを願いたいと思っております。

3番目にコミュニティバスの収支状況なんですが、この前のこの議会でもう1台バスを購入するというようなことでありますが、購入した場合に、収支の状況はどのように推移していくのか、この辺をお聞かせを願いたいと思っております。

それから、2番目に、下水道、その他悪臭対策についてでございますが、下水道を完全にするためには膨大な資金が必要になってくるわけなんですが、その膨大な資金を今考えますと、とてもじゃないけど三股にはそういうお金はないというふうに思います。では、どうすればいいかということになるわけなんですが、この辺をどのような方法で、全町を下水を処理していく考えを持っているのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、3番目に、行政改革についてなんですが、これは1番目の行政財政状況についてということと同じような内容になるかと思いますが、行政改革の中で職員、課を20あった課を11に減らした大きな改革をやったわけなんですが、こういう職員の削減を今からも考えているのか、もうあれでおしまいなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、職員を減らしていくことによっては、代替といいますか、そういうものも考えていかざるを得ないというふうには思うわけなんです、そういった場合に、パートとか、それから、シルバーこういふところをうまく使う方法はないものかどうか、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう一つは、もうかる行政というふうにしたわけなんです、要するに、今までの行政というものは国からそれなりの交付税、あるいはそういう財政の支援があったわけで、それに頼っていれば何とか運営をしていけたわけなんです、これから先は国に頼っているわけにはいかないわけです。そういう面でどのような方法で収入をやるのが一番いいか、またどのような考えを持っておられるのか、この辺についてお聞かせを願いたいと思います。

それから、4番目に、報奨費制度についてであります、職員のやる気を出すためにはどうしたらいいか、何と申しましても企業は人なりということをよく言われるわけなんです、役場も全くそのとおりであると思います。役場の行政をうまくやるためには、やはり人材、そしてそのような人間がふえることによって、いい行政、あるいは財政をやっているんじゃないかというふうに考えます。

今回、4人の若手が研修に来ておられるわけなんです、この制度は本当に私はいいところに着眼したなというふうに考えております。やはり議会が何をやってるかということ職員が知らないようでは、これは何をいわんやというところじゃないかと思えます。

議会というものがどういう働きをして、我々はどういう位置にあるかというのを勉強してもらって、そして自分から進んでいろんなところにチャレンジしてもらいたい、そういうことを考えるところでもあります。この辺の考え方ですね。をお聞かせしていきたいなというふうに思います。

以上、町長に回答をお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、本町の財政状況について、①の公債費比率で見た場合、財政力指数で見た場合などいろいろあるが、他市町村と比較した場合はどうかということでございます。

本町の財政状況は大変厳しい状況にあることは御承知のとおりでございます。この財政状況をあらわす指標として、財政運営の自主性の大きさを示す財政力指数、財政の弾力性を示す経常収支比率、また公債費負担の健全度を示す実質公債費比率などがございます。

本町の平成17年度の決算における各指標は次のとおりとなっております。まず、財政力指数でございますが、本町は0.390となっております。県内では、人口の多い市レベルが高い傾向にありまして、県内市町村では、清武町が0.648と最も高くなっております。県内の平均

が0.330でございまして、全国平均が0.520というふうになっております。

本町は、県内市町村の多くと同様に自主財源に乏しく、地方交付税など国の財源に大きく依存している状況でございますが、税源移譲による税収の伸びや、交付税算定の基礎となる基準財政需要などの見直しによって、財政力指数は年々漸増の傾向にございます。また経常収支比率は数値が低いほど使い道の自由度が高く、数値が高いほど住民ニーズに対応する余力が少ないことを意味するわけでございます。本町は87.2%となっております。全国的にこの比率は高く、県内平均が89.2%、全国平均が90.2%となっております。

それから、実質公債費比率は公債費による財政負担の度合いを判断する指標でございまして、地方債許可制度が協議制度に移行したために導入された新しい財政指標でございます。その比率が18%を超えると地方債許可団体に移行することになりまして、また25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなります。

本町におきましては12.3%でございます。県内では綾町が最も低いわけでございますが、8.2%、県内平均が13.9%、全国平均で14.8%というふうになっております。

そのほか財政状況を判断する比較、分析事項といたしまして、人件費、物件費等の適正度、人口1人当たりの人件費、物件費等は幾らかと、それと将来負担の健全度、人口1人当たりの地方債残高、それから、給与水準の適正度、職員給与のラスパイレス指数でございます。

それから、定員管理の適正度、人口1,000人当たりの職員数、こういうものがございまして、本町ホームページ上、税務財政課の方で公表しているわけでございますが、各事項においては、県内平均、全国平均から比較すると、本町は財源確保等の歳入面で不透明な面もございまして、歳出面ではおおむね適正な財政運営で推移しているものというふうに認識をいたしております。

それから、②の税金等各種公金の滞納者の数はどう推移しているか、またその滞納額はどのくらいになっているのかということでございます。

これにつきましては、行財政改革元年と位置づけました平成16年度から平成18年度の決算時における具体的な内容については、各関係課長の方から答弁をお願いをいたしますが、税金等各種公金全体で見ますと、その滞納件数は平成18年度が2,880件で、平成16年度2,857件に対しまして23件増加をいたしております。ちなみに滞納額は、平成18年度で3億1,736万8,000円で、平成16年度3億2,662万6,000円に対しまして、925万8,000円減少した結果となっております。

今後とも日ごろからの努力の積み重ねと、徴収員制度の活用や効果的な滞納処分を推進していくなど、徴収対策の創意工夫を図り、滞納額の圧縮に努めてまいりたいと思います。

それから、コミュニティバスの収支状況はどうなっているのかということでございます。

コミュニティバスにつきましては、運行を開始いたしまして、既に5カ月を経過しております。4月から8月までの利用者数が延べ7,329名で、前月に対する延べ率を見ますと、5月が3.1%の増、6月が10.5%の伸びとなっております。逆に、7月、8月の結果は、子供たちの、特に中学校の夏休みという関係から、7月、8月は減となっております。

収入につきましては、4月から8月末で、5カ月間で総額60万8,500円、1カ月平均12万1,700円の収入となっております。一方、歳出につきましては、総額約466万1,000円で、月額平均93万2,200円の運営費となっております。運営費のうち人件費の占める割合が76%、燃料費が18%、その他の費用が6%とそのようなことになっております。

それから、2番目の下水道、その他悪臭対策についてということでございます。

本町の生活排水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の3本の柱で現在施行中でございます。

生活排水対策は、県の指導のもと平成4年度に三股町生活排水対策総合基本計画を定めました。その後3回の見直しを行っております。最近では、ことし3月、第2次三股町生活排水対策総合基本計画の見直しを行い、主に修正した点は、処理区域、処理方法、処理費用の削減、広域化、処理率等の見直しを行っております。

まず、処理区域につきましては、公共下水道区域を人口密集地域として蓼池処理施設を廃止いたしました。中央処理施設に接続、導水管についても製品等の見直しを行い、施設建設費の縮小に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業は、現在梶山、宮村南部地区で供用しておりますが、まだ未着手地区、田上、餅原、宮村北部地区については、浄化槽設置整備計画区域に編入いたしました。住民の浄化槽設置を推進することによりまして、予算の効率的な運用と生活排水処理率の向上が図られるものと予想をいたしております。

生活排水対策総合基本計画についてはおおむね5年ごとに見直すこととなっております。その時点で地域にあった最善の計画となるよう改定を行ってまいりたいと思います。

また、公共下水道事業につきましては、平成18年9月22日、三股町公共事業再評価審議会において、社会経済情勢が厳しさを増す中、情勢の変化を適確に把握分析し、計画緒言の見直しを行い、適切な施設規模による下水道整備に努め、コスト削減を図りながら、引き続き事業を推進していくものとする答申を受けているところでございます。

なお、悪臭に対する対策は、非常に難しい問題でございますが、広範囲での関係機関、関係者と協力し、研究していかなければならないというふうに考えております。

現在、蓼池地区では発生源と思われる企業や地域住民の協力を得ながら、EM菌を使った浄化活動に取り組んでいるところでございます。報告によりますと、少しずつよい結果、効果があら

われているようでございますので、今後も引き続き継続してまいりたいと存じます。

それから、3番目の行政改革について、①の職員の削減についてということでございます。職員の削減につきましては、集中改革プランの中で、平成17年度から平成21年度までにおおよそ10%を削減することとなっております。この計画では、平成17年4月1日現在の職員数203名を、平成22年4月1日で184名に削減しようとするもので、本日現在で192名となっております。平成22年4月1日の目標に対する達成率は58%で11名の減となっております。

それから、②のパートへの切りかえについてでございます。

本町では、平成18年度、19年度職員採用をしてないことから、退職者に替かわる職員としてパートや委託でカバーしてきているところでございます。業務を外部委託へしない場合は、基本的にパートや委託者の採用がふえていく傾向にあるわけでございます。

それから、③のもうかる行政について、収入確保ということでございます。

行政運営の中で歳入の確保は最も重要なことでございます。私はかねてから人口増を図るべきであると申し上げているところでございますが、人口増は収入増につながり、交付税の増、固定資産税等の増になることでもございますし、それから、白地地域の住宅への活用と、土地分譲などを考えられるわけでございます。そのほか、利用料や普通財産の処分についても検討しているところでございますが、今後も行政改革の中で歳出とともに、歳入についても確保の方策について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、4番目の報奨費制度についてと、職員のやる気を出させるための方策は考えてないかということでございます。

職員のやる気を出せるための方策としては、優秀な職員に対して役職を与える方法、また特別昇級をさせる方法などのほか、行政を進める間に対して何らかの報奨費を支給することで職員のやる気を引き出す方法など考えられるわけでございます。このほか、研修の実施による職員の意識の向上についても取り組んでいるところでございます。平成17年度の職員研修を受講した職員数は、延べ446名で、平成18年度は682名でございました。伸び率が53%増となっております。

このほか計画立案、検討段階において、若い職員をワーキング作業部会に参加させることで、職員のやる気を引き出すことに務めているところでございます。多くのワーキンググループが結成されるところでございまして、この報奨費の問題は果たして正当であるかどうかということでございますが、何らかの方法で今後検討をしてまいりたいということを考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） それでは、個々について少しずつお聞きしていきたいと思うんですが、まず、三股町は自立でいくということ決めたわけなんです、新聞によりますと、この合併したためにいろいろな弊害が出ているということが宮日に載っているわけなんです、特例債についても18%以上の公債費比率があると特例債を使えないとか、使うにしても県の許可のもとじゃないと使えないとか、それから、合併したことによって、その合併した町の中心はいいけど、田舎の方は全然期待が持てないというようなことがいろいろ書いてあるわけなんです、町長は、今町長になられて1年たったわけなんです、あと3年あるわけですね。この3年間について合併をこれからも合併そのままにいくお考えなのかどうか、それをひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、税金の徴収なんです、この前の話では、差し押さえをして当たり前、差し押さえをしないことは仕事の怠慢の方にかかるという話だったわけなんです。その担当者は即差し押さえということは、これはちょっとまずいと思いますが、しかし、2年、3年、この時効が来る前に、それを差し押さえをするというのは当然のことであって、それが悪じゃないわけなんです。差し押さえしないことが悪なんです、差し押さえをするのは当たり前のことなんです、そういう担当者の方はもうちょっと毅然とした態度でこういうものには臨んでいただきたいと思います。

今まだ3億1,000万ぐらいの滞納があるわけですね。二、三日前の新聞によりますと、この保育園の徴収料で一番悪いのは宮崎県で、ワーストワンです。7.4%ぐらいの滞納率だということなんです。それは宮崎県なんですよね。こういう悪名高いといいますが、そういうことはなくしていきたいというふうに思うんですが、この三股町はどのぐらいの位置にあるのか、ちょっと何パーセントぐらいあるのか、先ほどそういう話があれば、私が聞き漏らしたんじゃないかなと思うんですが、言っていなければちょっと回答をお願いしたいと思います。

それから、報奨制度についてなんです、見方によっては問題があると、これは考え方は非常に弱い考え方なんです。努力をする人と努力をしない人と差別をつけないようにしていくのが、人情的にはいいかも知れません。しかし、世の中そんなものじゃないと思うんです。やはり努力した人はそれだけの報いがあるって当然のことですから、その辺は、報奨制度の制度そのものはあるわけですね。あるわけなんです、それが果たして完全に機能しているかどうか、これは疑わしいんじゃないかなというふうに思っているわけです。やはり1級特進、2級特進あって当然だと思うんです。若い方がやる気があれば飛び越して課長になったって構わないと思います。そのぐらいのやる気を出させるような方策をとっていただきたいというふうに思います。

町長の回答では大体わかるわけなんです、その辺をどのように考えていらっしゃるのか、も

う一度答弁をお願いしたいと思います。課長でも構いませんよ。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 合併を今後どのように考えているかということでございます。合併については今のところ全く考えておりません。実は、ことしの5月、当時の菅総務大臣が言っておられますが、地方の活力なくして、国の活力なし、国の活力は地方からという言葉が公言されているわけですが、合併はこれに反するものではないかというふうにかねがね考えております。

地方があって都市部があり、国があるわけですから、この末端の地方で活力を出させる。元気を出させるという方向で、国の政治は動いていただきたいということを常々考えているわけございまして、合併については考えておりません。

以上です。

○議長（中石 高男君） 財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほど出ました税関係の滞納の関係ですが、先ほど町長が申しましたように、全体では3億幾らという数字なんですけど、税に関して言いますと、件数については町税、あるいは国保税を含めて1,576件が18年度となっております。そして平成16年度については1,631件ですので、55件ほど減少はしてきております。

それから、滞納額の件ですが、平成18年度が町税が1億3,667万7,000円で、平成16年度が1億5,299万5,000円となっております。したがって、1,631万8,000円ほどは減少してきていると、推移としてはそういう状況でございます。

そして先ほどいろんな研修会の中で差し押さえは当然のことということで言われましたが、確かに私たちも毎日のように差し押さえを実施いたしております。それで平成16年度は、大体148件あったものが、平成18年度の実績では227件ほど差し押さえを実施しているというふうに、毎年ふえてきております。

それと本年度から県と町の税務職員の相互の併任、併任人事交流制度というのを実施いたします。それは県と町が一緒になって滞納整理に取り組むということでございまして、それぞれ県については町から辞令交付をして、町の職員として働いてもらう。そして町の職員は県から辞令をもらって、県の仕事も一緒に取り組むといったようなことで、その狙いの一つは、今後の滞納整理の技術の向上というものを図っていくということで、今県が実施しておりますインターネット公売、それから、タイヤ、自動車のタイヤの差し押さえ、こういったものを、それと自宅の捜索、こういったものを取り組んでいくと、そして町の職員もそういった技術的なものを身につけながら、本町の滞納整理に当たっていくと、一緒に県と取り組むわけですから、そういったことも今後やっていくということになっております。

そして、ことしでは、最近でたのでは、不動産の差し押さえによるインターネット公売を県と一緒に取組んでいきたいというふうに考えております。

それと、全体的にどういう状況なのかということなんですが、徴収率で町税の方を見ますと、平成16年度が90%そこそこの徴収率でございました。それが平成18年度が92%に近い徴収率の方に今向上してきているところでございます。県内では、最初下位の方だったんですが、今真ん中よりちょっと上と、上位の方に今ランクづけされているような状況になってきております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） 福祉サイドにおいては、介護保険料、そして保育料関係ですね。介護保険料については、滞納件数は18年度が180件、そして平成16年度は152件でございまして、それに対しまして28件増加をいたしております。滞納額としては、18年度で830万円でございます。平成16年度が785万9,000円、これに対しまして44万1,000円、増加をいたしております。

そして保育料なんですが、保育料については、滞納件数が18年度が363件でございます。平成16年度が201件でございますので、162件増加をいたしている。そして滞納額としましては、18年度で2,000万を超しております。2,029万円でございます。平成16年度が1,628万5,000円でございますので、400万5,000円増加をしている状況です。

そして収納率なんですが、保育料については96.8%の収納率です。それから、介護保険料については、普通徴収、特別徴収はもう年金から引かれますので100%徴収ですね。普通徴収においては89.4%の収納率という状況でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 都市整備課長。

○都市整備課長（中原 昭一君） 住宅使用料について御報告申し上げます。

平成18年度におきましては、滞納件数が118件でございました。それで平成16年度は140件ということで、22件は減少したと、努力によってですね。

それと滞納金額ですが、平成18年度で1,171万1,000円、平成16年度では1,335万7,000円ということで、18年度と16年度を比較しますと、164万6,000円の減少を見えています。ということで、いろいろと取組んでこの努力をしておるところです。

以上です。

○議長（中石 高男君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 先ほど差し押さえのことを申し上げたんですが、なかなかやっていると今私はわかったわけなんです、大変でしょうけど、悪者になるわけですから、ですが、町のためと思って頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、下水道の悪臭についてなんです、8月31日に福重課長等に二、三人来ていただいて、蓼池の児童館でEM菌についての話があって、実際に来た人にEM菌そのものを配布されたわけなんです、集落の全員がこれを実行すれば何ちゅうことはないわけですね。それでもうその悪臭問題は解決済みだというふうに思いますけど、ただ、やる人、やらない人、これはいますから、それを徹底するためにはどうしたらいいかということを考えるわけです。

民間でもある奥さんたちのグループがこのEM菌を使って活動しているわけなんです。そういう人たちを交えたそういうもうちょっと啓蒙活動といいますか、そういうものがもうちょっとできないかなというふうに思うわけなんです。そうすると、それが解決しますと、蓼池にたしか一番最初の計画では、平成35年ごろじゃなかったですかね。そのあそこに下水道や処理場をつくるというような計画だったわけなんです、それが合併槽と、それからそのEM菌を使うことによって解決するんじゃないかというふうな気がするわけなんです、その辺をどのように考えているのかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中石 高男君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 蓼池の方でEM菌を使って浄化活動をやろうということで、公民館長さんをお願いして協力していただく人をお願いしたんですけども、地区住民の方が20数名でしたかね、来ていただいて、蓼池都市下水道、蓼池には都市下水道というのがありまして、そこにすべての汚水が流れていくもんですから、かなりの一部分の沿線はきついわけですね。臭い等が。その近辺の方が大部分出て来ていただいておりました。その人たちがずっと継続してやっていたているものと思っております。

それと平行しながら、企業の方にも呼びかけまして、御存知のようにかなりきつい臭いがする企業があるんですけども、ここは社長さんが協力していただいてやった結果、現在その時々水量にもよるんですけども、目視でかなり浄化しているというようなことが報告をされております。

水質については、簡易的な水質検査をやってるんですけども、これは恐らく1年たってみないと、その水の量で違いすますから、だから1年後でないとわからんのかなと思っております。今言われるように、その地区住民の人たちはそういうふうな、EM菌というのはもとはただみたいなことですので、自分でふやしていけばいいわけですので一番金のかからない方法なんで、浄化については我々は施設をつくってやるよりも、そうやって、各個人でももらえればこれ一番手っ取り早くていいわけですね。だからこれをいろんな人に広めていければなということで、今とにかく3月まで現在来ていただいた方にずっとやってもらって、またその結果を出ますんで、い

ろんな方に広めていきたいというふうには今のところ思っているところです。

○議員（8番 原田 重治君） それから、先ほどのコミュニティバスについても一度詳しくお願いします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、私の方から先ほど御質問のありました中に、コミュニティバスをもう一台ここでワゴン車を買うわけですが、もう一台購入するが、その場合の收支状況はどうなっているかというような趣旨もあったと思います。

これにつきましては、今回の補正予算で431万6,000円の補正をいただいているとございます。これにつきましてはバスの購入費でございます。ワゴン車の購入費ですね。15人乗りのワゴン車の購入費でございまして、これを導入することで運営費も上がるのではないかとございます。当初予算でこのコミュニティバスの運営費に組んだ予算は約1,370万円です。1,370万。そして先ほど町長が答弁の中で申しましたように、月をこの5カ月間の平均をとって12カ月を掛けますと1,120万円ということになります。そうしますと250万円が予算が残るという状況でございます。もし今年であれば。今年の場合、そういうふうな状況でございます。

そういう中で、このコミュニティバスを15人乗りの小さいのを買うわけですが、これは1台のバスがフルに活動していくというふうには考えておりません。例えば、3台で常時回っているという状況にはならないと思います。ただ、3台で回る場合もあると思います。例えば、朝は中学生が乗る関係で非常に込み合います。蓼池の路線と長田の路線、あと宮村と前目から今市、この路線は余り込まない状況ですが、2つについては込み合います。そういうことで込み合わない路線、例えば昼の時間帯、お年寄りが中心でございしますが、そういった時間帯には15人乗りでもいいんじゃないかというふうに考えております。そうすると、燃料費については相当浮いてくる状況になります。

ただ、運転手の賃金が一番大きく占めるところでございまして、賃金については、3台走る状況になるとその分は1名ふえた状況も生まれますが、その大きなバスの代替として走る時間帯については、これは今と全く変わらないというふうに考えております。

したがって、実際まだ走らせてどの路線を走らせるのかというのは、今公民館長に要望を取ってるところでございまして、10月10日が締め切りでございしますが、それによって交通公共会議にかけて、じゃどの路線を走るといふふうに決めたときに、正確には出てくるわけですが、少なくとも今はこのワゴン車を購入することで、いろいろな路線の組み合わせができるというふうに考えております。そして、時間帯が1回長田の子を送って、中学生をもう1回送るといふときに、最初の方は時間が早い、後の方はぎりぎりだと、この時間帯の解消をこ

の辺の時間帯の解消も図れるんじゃないかということで、今回購入したところでございまして、運営費については、今年の予算ですれば1,370万の中では十分対応できるということに思っております。

また、今後の考え方としては、バスは一応今のところこの3台で打ち切りと申しますか、やめたいというふうに思っております。というのは、バスだけふやして走らせても、路線として本当に住民が利用しなければ意味がないわけございまして、本当にたくさんの方が乗って、乗り切れないという状況があったときはまた考えるかも知れませんが、今のところではそういう状況ではないことから、この車で十分今の、ことしの予算のところで対応はできるということに考えております。

ただ、ことしに買うこのバスは、今から発注しまして改造しますので、国に申請をして走らせますので、これは正確には4月1日からの運行ということになるろうと思っておりますけども、予算的にはそういうことございまして。

それから、二、三点ございましたが、職員の削減についてということで、もうこれで終わりなのかというふうなことがあったかと思っておりますけども、今は17年度から22年の4月1日にかけて5年間で約10%削減するという集中改革プランでございます。

これにつきましては、町長が先ほど答弁の中にもありましたように、今年度の今年度末で退職される希望される方も含めまして、おおよそ目的を達成するということございまして。じゃ目的達成したから今後しないのかということでございましてけども、目標を達成したのであれば、次の新たな計画をつくるべきではないかということで、今主管課としては考えおります。ただ、三役との協議は進んでおりませんが、来年度あたりには新たな改革プランをつくらなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

ただ、一方的に職員数だけを減らして業務が減らないということになると、ちょっと今の職員の中で無理が生じるということでございましてから、この集中改革プランもそうでありましてけれども、その分は業務を外部に委託する。指定管理者に出す。あるいは外部に委託するというものをしてしないと、職員のところ当然しわ寄せが来るわけございまして、基本的には外部に出す。業務を外部に出すということを基本に置いております。ただ、職員もこうやって辞めていく分については、パートへの切りかえ、あるいは委託への切りかえということになるろうと思っております。

それから、職員のやる気の出させる問題でありますけれども、これにつきましては、職員がやる気を出すという問題については、たくさんのいろんな複合的な方法を用いなければだめなのではないかというふうに考えます。私は自立市町村ネットワークに今参加して、佐賀、福岡にときどき分科会に出席しているんですが、その中で自立した市町村が抱える問題として、やはりこの職員にやる気の問題が出ております。そういう中でやる気については一つの方法ではいけないとい

う話が出ておりました、やる気を出させるためには複合の施策をとるべきじゃないかと、方法をとるべきじゃないかと出ております。

先ほど町長が言われましたように、例えば、役職、優秀な職員への役職、あるいは昇給の関係、町から報奨費をやるという方法もあるわけですが、報奨費については慎重に検討しないといけないのかなと思います。また、そのほかに研修も一つの制度で先ほども町長の答弁にありましたが、今研修に力を入れておまして、毎年、毎年50%アップぐらいの率で参加職員を参加させていくつもりでございます。

それから、ここ数年前から昔はトップダウン方式と申しまして、上が決めて、はいやれよという方向もとっておったわけですが、そうすると下の者は、上が決めたんじゃないということでも動かなかった職員もいるところでございます。

したがいまして、今はまず下から検討してもらおうと、そして上の方に上げて、上の組織で検討をするという方法をとっておまして、ワーキンググループ、作業部会でございますけども、ほとんどの者が作業部会を経て、要するに、係長の役職についてない人、あるいは係長の人たちが参加して、その基礎をつくる。改革の基礎をつくったものを課長の段階の検討会にすると、必ずそういう形に持っていく。すべてではございませんけれども、そういう方法をとっております。

そうしますと、職員が我々が検討したやつだということで、やはり意識が高くなっていくということがございます。そういうことで、先ほど町長が言われましたように、ワーキンググループというもの、ワーキング部会ですね。これを企画だけで10何ぼありまして、後ほかにも福祉とか、ほかのもすべてそういう方法が今とられつつあります。そういうことでの意識の向上を図っていきたいというふうに思います。

そういうことでまとめますと、複合的ないろんなものを複合してやはりやる気を出さしていきたい。一つだけの方法じゃなくて。そういうふうに基本的には考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 原田君。

○議員（8番 原田 重治君） 今総務課長から聞いてちょっと安心したところなんですけど、ボトムアップが本当はいいんですよね。下から本当に自分でやる気を出して参加するというのが一番効率的にもいいし、いいことだと思うんですが、そういうことがなされてるということを知ってまず一安心したところであります。

また、このEM菌につきましては、自主的にやっておられる方もいるんですが、満遍なくやってもらうためには、役場の力というものがあって、効率よくそれがなされていくんじゃないかというふうに思いますので、役場としても、もう投げかけたんだからあんたたちだけでやってくださいというんじゃないで、いろんなところで顔を出して、あるいはアドバイスをさせていただいて、

全員がそれに参加するようなそういうシステムをつくっていただきたいというふうに考えております。

まだいろいろ聞きたいこともありますけど、きょうはこのくらいにしておきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中石 高男君） 発言順位 4 番、指宿君。

〔1 番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（1 番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました大きく 3 つの問題について町長の御所見をお願いしたいと思いますし、検討しますということではなくて、前の議事録見てましたら、検討しますだらけだったので、どういうふうに検討するかもひっくるめてお願いをしたいと思います。

今町長の一般質問のお答えの中で、人口増は大変町の収入にたまるんだと、いろんな観点でいいんだというふうに御答弁があったと記憶をいたしております。そこで、私は前回 6 月の議会で、人が住みやすい、住み続けたいと思うというような観点から質問を申し上げたところでございますが、今回第 1 点目に、今度は企業という立場から、企業が三股町に来て見たいと、移設したいというような問題、考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

今の企業、現状ですね。企業誘致の関係をひっくるめてお聞きをしたいと思います。先般ありましたえびの電子工業をひっくるめて、白ハトが来ていることは承知いたしておるわけですが、そのほかに企業として三股町に来たいということがあるのかどうかちゅうこともひっくるめてお聞きをいたします。

それから、もう一点、例えば、大きな工場等が三股町に来たいというふうに思った場合に、用途区域の中の工業専用地域の買う側、売る側ということはあるんでしょうけれども、その無視してどれくらいの規模ならば誘致ができますと、見たところ虫食い状態であっちに工場ができ、こっちに工場ができ、というような形で大きな工場というのはなかなか進出しづらいのではないのかなというふうに思ったのでお聞きをするところであります。

それから、その企業を誘致するに当たって、職員は配置をされていますけれども、その職員、1 名なのか、兼務されているのかも知れませんが、行動をどういうふうに位置づけられているのか、その職員が、例えば在京三股会ちゅうんですかね。東京等々に町長行かれますけれども、そのときにどういう行動を、その職員を連れていってされているのか、今からそういうことに対する考え方、私自身から言うと、職員が、例えば 1 月なり東京に行って、在京三股会のところを逐次回れば、ある一定の情報等は、その企業が来ること、来ないかということではなくて、そういうのがあるのではないのかなという観点から、予算もあんまりないようすし、職員を 1 人

ということでいかほどかなあと、要するに受けの気持ちの人員配置ではないのかなあというふう
に思ったのでお聞きをいたします。攻めるというつもりがあるのかないのかという観点でござい
ます。

2番目に、学校給食の地産地消という形でお聞きをいたしたいと思います。

学校給食の関係でいいますと、古くは明治22年に山形県で最初に貧困層を中心に始まったと
いうふうにあります。そのときの料理はおにぎりや焼魚とつけものというふうに言われているわ
けですけれども、それから、昭和29年に学校給食法が設立、それから、昭和31年に改正をさ
れて中学校にも学校給食ができるようになったと、本町では昭和34年に全小学校でミルクの給
食が開始されたということでございます。

昭和41年には給食センターが、今の三股小学校のところでしょうけれども、できたと、平成
3年には今のところに移っているわけですが、ところで昭和29年6月に今申しあげました成立
した学校給食法では、第1条で、この法律は学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、
かつ国民の生活の改善に寄与するものにかんがみというふうに云々というふうに出てきており
ます。第2条の中で、学校給食の目標でありますけれども、一番最後に、第4項に、食糧の生産、
配分及び消費について正しい理解に導くこと。というふうに給食法の中でうたわれております。

そこで、もともと始まった学校給食というのは、食事をさせて病気の無い子供たちをつくろう
ということから始まって、今は食育というところに入ってきたんだろうというふうに考えており
ます。

今三股町の給食センターは、名前は給食センターですけれども、実は副食センターでございま
す。主食については、製品を独自に各学校へ配膳するという形をとってますから、正確にいうと
副食センターだろうというふうに思うんですが、その給食センターで使う食材につきまして、三
股町の地場の産品をすべてとは申しませんが、使える範囲内、食材として使う。できればそ
れを契約して、ここの商品は給食センターで使う製品を栽培してますよ。後から出てくる主食に
ついては同じことですが、そういうことで児童・生徒、もしくはPTAの人に広く啓発を
して、無農薬は無理にしても、せめて減農薬の食糧ちゅうか、食品を提供するということになれ
ば、地域の人、それから、児童・生徒もただ米と御飯が結びつくでしょうけれども、その料理
と、つくっている生産者の顔を結びつくという形になると大変いいことになるのではないかと
いうふうに思いますので、お聞きをいたします。

2番目に、主食の地産地消でございますが、この主食、米につきましては、今回の補正予算議
案第73号の三股町一般会計補正予算（第2号）に米飯給食が弁当方式からおひつ方式に変わる
というふうに、そのための補正予算397万2,000円が提案されております。

今学校現場、話をお聞きをいたしますと、弁当方式でさえ、食事の時間が足りない、持って

行って食べる時間が足りない。今回この方式は、県の学校給食会の都合によって変わるわけで、いやもおうもないんですけども、しかし三股町の学校及び児童・生徒の立場になった考えたかというのはできないのかどうか、例えば、ある学年だけは契約農家にお米を納入さしてもらって、炊飯を学校でやるというのも一つの考え方でしょうし、もう一つは弁当を各家庭から学校へ持参してもらおう。いつかのテレビでもやってみましたけれども、米飯だけです。御飯だけ弁当で持って来る。副食については給食センターから配膳する。そうすることによって、自分の子供がどういう体の調子だとか、きょうは食べきれてないということも確認できますし、もう一つは、その子供にあわした弁当の量を行うことができる。例えば、この子はいっぱい食べるから大きい弁当、うちの子は食が細いから小さな弁当というふうに、むだのない給食ができるのではないかという観点から、学校給食についての地産地消、もしくはそういう考え方的なところをお聞かせを願いたいと思っております。

最後になりましたけども、今いろんなところマスコミ等で問題になっております、ふるさと納税のついて、国が行うんですけれども、三股町として三股町長として、このふるさと納税についてどのようにお考えになっているのか、県内の首長さんをひっくるめたどうい話になっているのか、マスコミ等では、東国原知事は賛成だとかいう話がありましたけれども、三股町の首長さんはどう考えられているのかお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 質問の途中でありますが、2時40分まで本会議を休会いたします。

午後2時33分休憩

午後2時41分再開

○議長（中石 高男君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

答弁をお願いします。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、先ほどの質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の町長の政治姿勢について、①の企業誘致の現状についてというところでございます。本町では、町の活性化策及び雇用対策の一環といたしまして企業誘致に積極的に取り組むために、平成16年9月議会で企業立地促進条例を改正をいたしております。そして工場指定の要件を緩和するとともに、土地取得補助金、雇用奨励金制度を創設をいたしました。以後、サツマイモ加工業の有限会社育みの里白ハトの立地、農産物卸売業の有限会社青果ワールドの移転、増設、株式会社都城北諸地区清掃公社の固形燃料施設の工場増設があったところでございます。

また、植木のイトウソーイング跡地にえびの電子工業株式会社が8月末に立地をいたしまして、

現在一部稼働しているところであります。また、ことしの4月には、蓼池の家畜市場北側にJAのFA工場、お茶の蔵茶里が立地をいたしております。

それから、②の用地の確保状況についてということでございます。企業誘致には立地するためのある程度まとまった土地が必要であるわけでございますが、これまでの立地企業は、廃止企業の跡地利用、それから、工業専用地内の空き地、それから、自社の既存敷地内での活用で対応をいたしているところでございます。

町におきましては、企業団地の新規造成等の計画は今のところないわけでございますが、用地の確保については、企業の意向等を十分踏まえながら対応、協力をしてまいりたいというふうを考えております。

それから、職員の配置及び活動についてということでございます。

企業立地対策の職員といたしまして、昨年の4月企業立地対策監を配置をいたしました。企業立地は雇用の場が確保され、町民の所得向上につながるとともに、町の活性化、財政面、また地域経済に寄与することから、地場企業については本町の企業立地促進条例の制度PRをとおしまして、規模拡大を支援し、町外の企業立地については、県の新産業支援課に機会あるごとに出向きまして、情報収集に努めてまいっているところでございます。

なお、また在京三股会、近畿三股会におきましても、本町の企業立地の優遇制度をPRし、人脈のネットワークをつくって企業誘致に努めているところでございます。なお、最近の立地企業でございます、先ほど申し上げましたように、白ハト食品株式会社、これが16年の11月に協定を結んでいるところでございます。雇用が新規雇用が100名、それから、株式会社清掃公社、これが平成18年度、去年の10月に協定を結んでおります。新規雇用が6名、それから、有限会社青果ワールド、これがことしの1月、20名の新規雇用、それから、えびの電子工業株式会社、これが、正式には来年の2月に調停を結びますが、新規雇用、3年計画でこれは115名と、今回回覧広報で20名——20名、20名、40名ですね。雇用の今公募をしているところでございます。最終的には115名ということでございます。

それから、2番目につきましては、教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

3番目のふるさと納税についてでございます。ふるさと納税につきましては、ことしの5月に当時の菅総務大臣が提唱されたことに端を発しまして、各自治体で論議をよんでいるところでございます。

政府は6月に閣議決定した経済、財政改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2007の地方税財政改革の推進の中で、ふるさとに対する納税の貢献やかかわりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討するといっておきまして、ふるさと納税の創設に向けて、この基本方針に明記いたしているところでございます。

また総務省は、6月にふるさと納税研究会を立ち上げまして、年末の税制改革での実現に向けて検討がなされているところであります。ふるさと納税は、個人住民税の一部を個人が育ったふるさとなどの自治体に恩返しの意味で収めることができる制度でございまして、さきに実施された三位一体改革の税源移譲によって、地方と都市の自治体間の税収格差はますます拡大し、その格差是正をねらった制度でもあるというふうに考えられます。

しかしながら、ふるさとの定義や住民税の意図とする応益性、受益者負担の原則など税制度上の可否、納税コストなどさまざまな問題点があるようございまして。また地方財政の確保の観点から見ますと、このふるさと納税制度は納税者に選択裁量があることから、安定的な税収の確保にはつながらない。自治体間の税の偏在性の解消にはならないものと考えられます。

このようなことから、自治体間の財政格差を是正し、自治体が安定的な財政運営を進めていくには地方財政制度の見直しを図り、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能をより充実、拡大していくことが重要だというふうに考えられております。ふるさと納税制度につきましては、生まれ育ったふるさとへ貢献したい。かかわりの深い地域を応援したいという納税者の思いを尊重しつつ、国税、地方税を含めた効果的な制度設計が望ましいというふうに考えているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、学校給食にかかわることですので、私の方でお答えしたいと思います。

まず、副食の地産地消についてであります。御承知のとおり、本町の給食センターは毎日3,000食という大量の給食を扱っております。食材については、同一企画のものを大量に確保できるかどうかということが大きな問題でありまして、そういう意味では、地産地消を進める上で、量をそろえるということからして3,000ということが絶対の前提条件になっているところでもあります。

これまでの地産地消の取り組みといたしましては、鮮度を落とさずに必要量確保できることから、町内産のミニトマトを使用した実績はありますが、平成17年度は台風被害により調達困難ということでありまして、農家の品質管理や農薬の使用状況等についても不明な点がございましたので、それ以上の取り組みは難しかったところであります。しかしながら、地産地消は今や全国的な流れでありまして、私たちも大いに取り入れるべきだと思っておるところであります。

給食センターといたしましても、栄養士が中心となりまして、できるだけ地産地消に向けた取り組みをしていこうと現在その検討を行っているところであります。その一つといたしまして、今年度は既に6月に町内産のミニトマトを使用しましたし、11月には町内産のキュウリを使用

しようということにしております。また、来年度はそれ以外の品目、例えば、ピーマンとか、サトイモ等をその枠を広げまして大いに地産地消を取り入れていこうというふうな話し合いをしているところであります。

また、この地産地消を推進していくためには、供給者であります生産者側の体制づくりが欠かせないわけですが、駅前に産業会館を建設するという計画もあり、そこに納入する生産者の組織もできれば、その組織とも地産地消に向けた話し合いができるのではないかとというふうにも考えているところであります。今後大いにこういうことで進めないといけないんじゃないかというふうに思っております。

次に、主食の米であります、これは宮崎県学校給食会に委託しまして、県内の全学校に県産の優良自主流通米が一元的に供給されております。本県の学校給食は、全国に先駆けまして、今年度も9月分から県内一斉に早期米を供給しまして、そして11月分からは普通の作米を供給するというようになっております。全部県内産で補うということで地産地消ということで取り組んでおるところであります。

次に、弁当持参のことについてありましたが、実は今食育ということで、学校教育の中ではそれで非常に話題になっているところであります。食を通じながら教育をするんだと、そういうことではそれぞれ家庭で1カ月に1回、あるいは1カ月に2回、1週間に1回ぐらいは家庭から弁当を持参して、もちろん副食も入れながらですが、そういう日もあってもいいんじゃないかという話も聞いたりしているところなんです。

それはお父さんは家庭でそういうつくられたものを子供が持って、学校に行って食べるというそういうことも、今考えてもいいんじゃないかということが出ているところで、私たちもそのことで校長会等通じながら話もしているところで、これが実現するかどうかわかりません。給食のあり方が以前の栄養補給ということからして、今共稼ぎの多い家庭ですから、そういうことから考えていかないといけませんから、今後十分そのことも検討していきます。

以上であります。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 一通りお答えを願ったわけですが、まず最初の、実情は、現状は大体そういうことということなんで、今ある用途区域の工専、工専地域に企業が来ると、例えばした場合において、した場合において、どれぐらいの規模であれば受け入れられるのかというのがまず1点でございます。

先ほど申し上げましたように、行って見ると、敷地の、点在している状態で、大きな企業、例えば、聖天紡クラスの大きな企業が来たいと、敷地面積を要するようところが来たいといったときには、無理ではないのかなあというふうに思ったところです。それにおいて行政として、そ

れに変わるものということになると、すぐ農振があつたり、畑かんがあつたりという制約があります。そういうことを踏まえた上でどうしたいということがあればお答えを願いたいというふうに思います。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） ただいまの御指摘のように、用地の確保についてでございますが、工専地域が約本町では用途区域で39ヘクタールございますけれども、この工専地域につきましては、蓼池を中心に、現在工場等が点在しているという状況でございます。

その中に農工団地というのがあるわけなんです、約4ヘクタール、ここも満杯状態ということで、それ以外についてもほとんどまとまった土地と申しますか、1ヘクタール以上のまとまった土地はないという状況で、後はそれ以下の部分が点在しているという状況であります。

もしそれ以上の工専地域に誘致できないような状況の場合には、その企業等が即立地したいという場合には対応できませんけれども、ある程度の時間をいただければ、農振地域、あるいは畑かんの受益地、そのあたりをもちろん畑かんの受益地はまだ県営事業が入ってないという前提でございますけれども、そういうところを立地企業と話をしながら関係機関等に働きかけながら、用地確保に努めたいというふうに考えておるところでございます。即はできませんけれども、ある程度の時間がかかったらそれなりの対応は十分さしていただきたいというふうに考えてます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 時は金なりでありますので、時間がかかるというのが、どれほどかかるのかがちょっとわからないんですが、行政として企業の誘致等々を考えていろんな人を配置するというのであれば、ある一定の考え方、線引き等々も考えておかないと、泥縄式では企業はそういう受け入れるところにぼっと移ってしまうと、これは容易に考えられるところです。三股町のために企業があるのではなくて、企業のために土地があるというふうに企業は考えるはずですから、そうなる三股町のような立地というのは、全国探せばいっぱいある。その中で三股町にこさせるためには、ある一定の考え方を整理しておかないとそのときに考えるでは、すぐあきらめてしまうのではないかなというふうに思うわけですね。

町長が登壇されて説明された意気込みと、そのときに考えると少し温度差があるというふうに思うわけですね。内部で検討されて、これくらいについてはこういうところ提供したいと、そのためにはこういう方法があるということも踏まえた上で検討されることを強く希望をしたいと思います。

それと同時に、そういうことを踏まえておるとということになると、今度は来てくださいという話になります。今工専、工業専用地域のところについては、都城が一番近いんですけども、インターチェンジがありますね。そういうことからいうと職員を配置して、先ほど町長の説明の中で

申し上げましたように、例えば、そういう特命を持って近畿とか、在京とか言われましたけども、せっかくそういうところでここにこして談笑をされたそのついでに、その職員はそこからもしくはその前後にその企業を回る。必ずいい情報があるんだろうと思います。その企業が来るということではなくて、その企業が来るのが一番いいんでしょうけども、そうではなくてこういう情報があるよ、こういうことだよというのは、その県のなんとかというところで待ってますよということでは、なかなか厳しいのではないのかと思います。

農産物の関係でいうと、東国原知事が見えて、東京のKONNE（コンネ）ですか。押すな押すなの大盛況のようですけども、あれを宮崎県に置いちゃったらだれもほとんど来ないんであろうと、東京にあるからこそ、いいんだろうというふうに思うわけですね。そういうことであれば、町長が行かれるときに、連れて行って、紹介をして、そこを回るということぐらいはしないと、繰り返しますけども、三股町ぐらいの自治体は全国探せば幾らでもある。立地条件として悪いのは、港がないという。大型輸送ができないという大きなハンデありますけれども、そういうことを踏まえると、考えた行動というのが必要だろうというふうに思います。今2点ですね。

先ほどの考え方、企業に対するものの考え方、少しそこら辺をもう一回念押しと、先ほどの今言った、東京の関係、近畿の関係、ひっくるめた答弁をお願いします。

○議長（中石 高男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 企業団地、即対応するためにどのような対応、対策がいいのかという点でございますけれども、御存知のとおり、これまでは大変景気が悪くて、例えば、隣の都城のインターのところの工業団地、あれも土地開発公社が持ってるわけなんですけども、なかなか売れないと、大変厳しい状況、そしてまた高原にあります宮崎フリーウェイ工業団地、約28ヘクタールございますけれども、あそこはまだ1社も立地してないというところで、なかなか団地を形成するためには、団地といいますか、工業団地をつくるためには、先ほど言いましたように、農振とか、畑かんと法的な規制がかかっておりますけれども、それを外すためには企業が立地するという前提でないと、なかなか規制を外して行って団地等をつくっていくというのは大変厳しいという状況でございます。

そういう意味合いでは、言われることはよくわかるんですけども、ただそういう土地の確保というのは現在のところ大変厳しい、しかし、先ほど言いましたように、法的規制が、ある程度、工場が来るということで、法的規制をクリアできそうなところは企業の方と相談しながら、その立地に向けての取り組みは頑張っていきたいなというふうに考えてます。

それと、職員の活動ですけれども、職員の方は対策監というそういう専任という形で置いていただきましたので、県の方の新産業支援課、産業関係、今度東国原知事が大変企業立地に対してマニフェストの中でも、1万人の雇用を創出するために企業誘致に努力するんだということでご

ざいますので、そちらの方とも十分連携をとりながら仕事をしてるという状況です。

そして今回のえびの電子の関係もそうですけれども、やはりそういうところの情報等を交換しながら、今回の立地ができた、それとまた、在京三股会とか、ありますけども、そちらの方にもことし2月町長と行きまして、人のネットワークですね。やはり情報収集それが非常に大事でございますので、そういうふうな取り組みをしました。また、ことしも年度予算とってありますので、在京三股会等行きながら、人脈のネットワークをつくって、情報収集に努めたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ぜひそこら辺を考えて行動してほしいと思いますし、今さっきの一般質問でもありましたけども、職員の関係でいうと1年たてば平均年齢が1つ上がるということになりますよね。荒くいえば、採用がないわけですから。そういうことからいって、ある一定のやる気を出したり活気が出るということになると、人がふえてみたり、企業が来てみたりとかいろんなことがないと、マイナスの方法しか、歳入があるから歳出を削るということしかないわけです。

私が6月と今回、こういうあれをするのは、入りをどうやって図るのかということから話を申し上げているので、ぜひとも入りを図るためには少し出るというのも考えない、といけないということも踏まえた上で、御検討を願いたいというふうに思います。

さて、2番目の学校給食の関係ですが、私はこの一般質問の通告の中には、教育長と書かずに町長と書いたつもりです。というのは、もちろん町長がどうやって地産地消に対する考え方を町民、農家の人からPTAいろんな団体があるでしょうけれども、うたてていくかということになったときに、需要者、要するに消費者側からの今答弁がありました。そうではなくて、供給する側からはどうするつもりなのかというのが一番の質問の内容でございます。もちろん3,000食、大変な数です。単独校であればすぐできる。これは百も承知の上ですけども、しかし、そういうミニトマトみたいな添え物ではなくて、中に入るもの。調理するものという意味ですが、そういうものについての考え方、例えば、農業される方のリード、最初言いましたように契約をしてその畑のものは買い取るというやり方をすれば、そこに対する作物のつくり方、農薬の使い方すら考えてくれるだろうと、自分の子供が、孫が、親戚の子が食べるものをつくるわけですから、例えば、そこにこの畑でできるものは学校給食に提供して、小・中学校の皆さんが食するものを栽培してすぐらい書けば、また違うことが出てくるだろうというふうに思うわけです。

そういう観点から再度町長にお伺いしますが、この副食、主食についての地産地消についてお答えをお願いをしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 町長、答弁をお願いします。町長。

○町長（桑畑 和男君） それでは、地産地消についてお答え申し上げたいというふうに考えております。

地産地消につきましては、地域で生産された食材をその地域で消費するという意味でありまして、昔から身土不二とも言われているわけでございます。つまり住んでいるところの一里四方のものを食べて暮らせば健康であるという意味でもございます。地域の食材と健康とは非常に深いかわりがあるわけでございます。また、地域で生産された農地産物を地域で消費するという地産地消の取り組みは、消費者が農業を身近に感じ、新鮮で安全な農産物を手に入れることができる。環境に寄与するものであるというふうに考えております。

本町では、宮崎の食と農を考える県民会議、また北諸地域食育地産地消の推進計画等を踏まえて、盆地の恵みをいただきますをテーマに、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、本町の給食センターは共同調理場でもございます。1日3,000食を食事をつくって、副食をつくって、そして7つの学校にこれを提供しているわけでございますが、3,000食に値するこの野菜とか、副食の材料を果たしてできるのかどうかと、昨年是一部そういうふう何があったということでもございますが、これについては十分な大きなまた農家でないと提供ができないんじゃないかというようなことも考えておるところでございます。その作物によっては、できるもの、できないものというのはあるかと思えます。できるものについては地産地消というところから今後推進をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 3,000食ということで、すべてを三股町ですべてを賄って、一言も言っていないわけですよ。できるものを、例えば1品でも2品でも提供してやる。学校給食に使うものが一つの畑、田んぼですべてできるわけではないわけで、使っているものをずっと持ってきてそれが入る。そうなれば幾ら幾ら納入ができるということ踏まえた上で、例えば、それに足りないものを買うということも可能なわけですから、知恵を出せば知恵を出せばいっぱいあるというふうに、町長、話の中で、本町は農業県ですとこう言われるわけですから、その農業の町でできるものは食せばいいではないかというのが、私の考え、主張ですので、ぜひお願いをしたいと思います。

建設業は、言われたように、地域で雇用せにゃいかんと言われましたので、それと同じことではないのかなというふうに思っています。農業もそういう形で地産地消、自分のところにお金が落とせるものであれば、精いっぱい落としていこうではないかという観点からお願いをしたいと思います。

時間ですので、次にまいります。先ほどあった弁当ですね。私は本当にお弁当を持ってこいちゃうたら、どっかそこ辺のコンビニから買ってくるというふうに思うわけですよ。そうではなくて、弁当箱に米だけ入れて、持ってくる。そうすることによって副食をつくるわけですから、そうすることによって、家に持って帰ったときに、御飯が半分しか入ってない。全部入っているということも踏まえた上で、家として子供の体調を管理できるという副産物もあるだろうというふうに今思っているわけです。

地産地消の米の話、これは炊飯器を買って、何クラスかにやって、自分たちで持ってきてもらったお米でその場で炊く。もちろん残飯について今までどおり持って行ってくれるわけですから、残る心配は要らないわけですよ。そうすると自分たちで温かい米を自分たちの目の前で炊かれているということができれば、もうすごい食育になるんじゃないのかなあというふうに思ったわけです。そこら辺を踏まえて検討していただきたいと思います。

それから、もう一点、先ほど言った補正予算の関係ですが、今給食センターから配送されてくるもので、決められた時間で、決められて御飯を食べてやるというのはほとんど不可能に近い時間帯だと言われている。みんなで経験すればいいのかもしれませんが、そういうことからいって、これにプラスおひつということになると、またつぐという動作が入ってくるわけですよ。今回はこれでせざるを得ないでしょうから、まさか米食って、家に帰ってお湯飲めちゃうわけにはいかんでしょから、そうせざるを得ないとしても、中長期的にはそういうことも考えるべきだと思いますが、再度、お願いをいたします。

○議長（中石 高男君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 先ほどのまず炊飯を持ってきて、炊飯をしてやるということは学校の中の校時定では無理だと思います。この時間で、今の給食時間で炊きますから、それは冬休み、夏休みにそういうときの学級活動とかそういうところでは可能だと、そして今回弁当箱から大きな釜に入れてつぐようになります。来年の4月から。これは三股の場合は、都城の学校給食センター一緒にモリベーカーリーをお願いしながらつくっているわけですね。そして弁当にしていますが、私自身が弁当につぐなりを経験しましたので、つぐので時間がかかるということはありません。実際、入れて、容器に入れて学級に持って行って係がそれで分けてつぐわけです。

そうすると、それは最初はなれんかもしれんけど、だんだんなれてきます。時間が節約されてきますから、係もおりますから、そういう面では時間的にはぼくは心配要らないと思います。

ただ、つぐの方のいいのは、食べる人と食べない人の量は、たくさんと少なくつげるわけですね。今の弁当箱はみな一律ですから、みんな同じように小学校、中学校では量が違います。出てきますから、そういう面ではつぐ方がいいのかもしれませんが。ここは今から実施するわけですから、そういう面ではそんなに時間はかからないというふうに思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 何人でつがれたのかわかりませんが、何人分つがれようとしたのかわかりませんが、教室で給食係がつぐわけですから、飯げが幾らあって、つがれるのかわかりませんが、要するに、考え方的にいうと、弁当すら食べる時間がないとこう言われてるんですよ。多分教育長のところにはこのような情報はこないでしょ。十分できるといってるでしょうけども、要するに、子供たちに聞いたら、きょう食べられなかったと、いるんですよ。実際。時間がなくて食べられなかったて、そういうことから言うと、今回のこれはやむなしとしても考えるべきだろうというふうに思っているところですね。実際、いろんな学校現場というのは、いろんなのがあらしくて、昼が食べられない中学生ちゅうのは惨めだなあというふうに、だから帰るとき買い食いしているのかなあと、こう思いながらも同情をしているところですので、おひつについて自分で行ってぱつとつぐのは、一人、二人ならぱつとできるでしょうけど、1クラスがどこに集まってどうするのかというところが出てきますので、大変だろうというふうに思います。

もう一点、今の考え方の中でそこら辺をしてもらいたいと思います。子供たちがより自分のためになればいいわけですので、できればそういう炊飯も先ほどありましたように、時間的に間に合わん。そんなことはないわけで、前もって休み時間にすればいいわけですから、そこら辺はまた違う話になってくるだろうと思いますので、一人分を一人で飯盒で炊くわけじゃなくて、一升炊きなら一升炊きで炊けばいいわけですから、その部だけ分散されますので、つぐときはぱつとつげるということもあります。

だからそういうことも踏まえた上で、地産地消という観点から言うと、県産米ではなくて、三股町産米をどうやって消費するかということも踏まえた上で、考えていただけるとありがたいと思いますので、いろんな検討委員会あるでしょうから、教育委員会の中でも検討していただきたいと思いますし、町行政でもそこら辺についてもう一回、地産地消という観点から、横の連絡をとっていただいてしていただければありがたいと思います。

さて、最後ですが、ふるさと納税についてお答えがありました。再度町長にお聞きしますが、最後のところが聞き取れませんでした。町長はふるさと納税についてイエスですか、ノーですかで聞いたんですけども、ちょっと聞き取れなかったもので、もう一回お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほど答弁を申し上げましたが、何といたしまして、この根本は、都市と地方の格差からこの問題は出てきた問題でもございます。そういうことで税収の格差というふうに言われております。これを是正するためのこのふるさと納税制度というものが出てきたことでございまして、これにつきましては、いろいろ今国の総務省でも、有識者の研究会というもの

を立ち上げて、いろいろ検討がなされているようでございます。

これについては2008年度に向けて実現をするということでございますので、昨日発足いたしました福田政権の内閣の中で、十分これは前に向かって進むんじゃないかというふうに考えております。

この納税制度については、いろいろ内容につきましては、問題点もあるようございますが、とにかくふるさと納税につきましては、前向きにこれは検討をさしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） どうも奥歯にもものが挟まって、何を言おっとかわからんとですけども、町長はどう町長として考えていらっしゃるのかというふうに聞いたわけです。ネーミングはふるさと納税と書いてありますけれども、全然ふるさとじゃないんですね。自分のしたいところを選択できるところなっているわけですよ。自分の納税したいところを選択できる。ということになれば、ここからでも東京都に納税できるわけですよ。要するに、ふるさとにくるというネーミングにだまされているんじゃないのかなというふうに今思っています。ということは、各自治体間でPR合戦、マスコミが喜ぶだけです。どっかのタレントを連れてきてPR合戦をやり始める。多分やるでしょう。ひっくるめて、富める自治体については、そういうPRもできます。

しかし、本当にこれがほしいであろう自治体については、PRすらできない。そうすると取られるだけちょうことになるわけですよ。都道府県へできるわけですから、三股町が宮崎県へできるし、三股町が東京都へできるわけですよ。町民が三股町民がよそにいるからして三股町に納税するだけとは限らないわけですよ。

このものの考え方が、私は大変恐ろしいことをはらんでいるというふうに思っています。例えば、国は知らんぷりですよ。町長の答弁でありました。国が今考えて、国はぜんぜん考えてませんよ。国は国税としては取ってます。後は町村で、自治体で、地方自治体で喧嘩しろと、こういつてるわけです。

私はそういうことではなくて、国税で取って、富める自治体と富めない自治体とに逆比例配分すべきだろうという観点でお聞きしているわけです。でないと、これは富める自治体を、富める自治体は大体大都市ですから、後はそうじゃないところは原子力があるぐらいでしょうから、そうやってきたときに、今ある税収すら確保できないという可能性が出てくるわけです。だからふるさと納税そのものについて、町長はやっぱりこれはおかしいと、やっぱり国の方で比例配分、逆比例配分ですね。例えば、自治体の人口、過疎あるでしょうから、そういうことをしない

と都市間の格差があると同様に、自治体間にも収入の格差があります。

先ほどあったように人口、企業等々ですが、法人税に至っては、東京都がすべて総ざらいですね。三股にもそういう、宮崎県にもあるでしょうけども、法人税に至ってはほとんど東京に納めています。そういうふうに格差が全部集中しているのに、なおかつ個人の住民税すら格差がまた出てこうとしているわけです。町長に再度お聞きしますけども、このふるさと納税制度は、これはおかしいと、三股町から声を発するつもりはありませんか。お願いします。

○議長（中石 高男君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） このふるさと納税につきましては、まだ報道されているだけでございまして、正式にはこの行政には全くそのような文章も来てないわけでもございまして、今いろいろと言われるこの制度は、報道機関がいろいろ報道しているところでございまして、先ほども言いましたように、いろいろ内容は問題点が多いということでもございますので、これがスムーズにいかどうかは今後の状況によって、どのように転ぶかということは考えられるわけでもございます。正式な文章も来てないし、かねがねのテレビ、新聞等で情報を収集するしかないわけでもございますので、答弁が、このような答弁になったわけでもございますが、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 要するに、決まってからこれはおかしいといたって これは遅いわけですね。決まる前に、これは遅いということで、今政権を執ってるのは自民党ですから、その自民党の政府税調の考え方のマスコミ等を見ると、2008年からもう出発したいとこういつてるわけですね。2008年度から。今しか声を上げるときは、2008年度に声を上げて、これは国に弓を引くことになります。そうなるよりも、今そういう考え方ではおかしいんですよという形を声を出す方が、先だというふうに、まあ、思ってお聞きをしたわけです。

再度お聞きしますけども、三股町としては、この制度は決まってからそういうことを考えようとされているのか、もう一つ、全国都道府県の首長会でいろんなことを提言されているようですが、この町についての考え方を、もう一回、再度お願いをして質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 答弁をお願いします。執行部。町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、まだ正式にはこの公的な文章も来てないし、また公の席でもまだこのお話しは出てないわけでもございます。いろいろ町村会の関係等もあるわけでもございますが、ここにおいてもまだ全くそのような話もない。報道機関によるこの情報でもございまして、国の考え方は2008年から実現するというふうなことを報道されておりますが、果たしてこれがそのようにいかどうかということは、疑問でもあるというふうに考えて

いるところでございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 発言順位5番、池田さん。

〔7番 池田 克子君 登壇〕

○議員（7番 池田 克子君） 通告いたしました（1）財政運営についてと、（2）行政サービスについてそれぞれの項目ごとにお尋ねいたします。

地方分権一括法で国と地方の関係を上下主従から対等協力と位置づけ、自治体が行財政運営に関してみずからが決定し、責任を負うことを明確化いたしました。しかし、分権改革が進みつつも交付税総額の抑制が図られ、自治体における収入が伸び悩みする中、困窮しているのが現状ではないでしょうか。

当町においても例外ではないはずです。高齢化による財政の負担、行政サービスの多様化等々の負担増が懸念されます。そしてそれらに対応するためには、財政の運営をどう図っていくかが重要なポイントになるかと思われま

す。決算審査意見書を見ますと、1、計画性、2、弾力性、3、積極性の3つの基本原則に沿って分析されているようですが、それぞれ年々悪化の傾向にあるように思います。中でも経常収支比率や公債費比率は要注意域に達しており、今後の財政が大変危惧されるのではないのでしょうか。

そこで、その判断材料になるのが、財政シミュレーションであります。平成16年9月の定例会で財政のシミュレーションの内容について質問した経緯がございます。そのときは、合併協議会用、住民説明会用とそれぞれに対応した内容、相違のシミュレーションでありました。それでも長期計画についてある程度の将来の財政予測がついたのであります。

操作された財政シミュレーションはとんでもありませんが、例えば、財政が悪化していくシミュレーションであっても、毎年度ごとの決算によって努力の足跡が見られれば、その方がもっと大きな評価になることと思われま

す。私の記憶に長期財政計画資料、その中に財政シミュレーションが入っておりますが、その資料は平成15年度作成までしか提供されていないように思います。財政のシミュレーションは作成されておられないのでしょうか。もしされているとすれば、その内容についてお尋ねいたします。

次に、第4次総合計画の財政的見通しについてであります。

この計画は当町の将来を長期的に展望し、今後の町の進むべき方向を明確にするための計画であり、総合的な施策の指針とするとあります。

現在は平成18年度から平成22年度までの向こう5年間を後期計画として策定されてお

す。基本構想、基本計画、実施計画の3本立てになっておりますが、政策をつくるに当たって、全体でどれだけの財源を確保し、それをどう配分するのかという大局的な把握が必要であります。

大型政策、中型政策、小型政策の内容に分けた場合、配分枠をしっかりと検討しなければなりません。特に大型政策については、選挙や首長による大きな政治的決断による影響が起きやすいため、公平な判断が求められております。また計画された政策を重視すべきであって、安易な思いつきや計画性に欠ける政策などは排除しなければなりません。

当町においても、中学校改築工事の案件はいかんともしがたい経緯があったように思われます。いずれにしても、総合計画を実施するに当たっては、財政的見通しが不可欠であります。どのような見通しを立てておられるのか、町長にお尋ねいたします。

③の財政の健全化に向けての取り組みについてであります。

本年3月9日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律案、新財政健全化法ともいわれますが、閣議決定されました。地方自治体は、毎年度4つの財政健全化比率指標を公表することを義務づけられております。その指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つであります。この4つの指標のうち、1つでも別に政令で定める早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画または財政再生計画を定めなければならないとあります。このように国は計画策定を義務づけております。

先日、9月8日宮日新聞において、実質公債費比率の基準を超える自治体を発表いたしていましたが、比率が18%以上になると新たに地方債を発行する場合、国や都道府県の許可を得なければならないようであります。

総務省では、実質公債費比率が悪化している現状を公表し、自治体運営に一層の努力を促した形になったようであります。幸いにも当町は18%以下であったため公表されませんでした。今後財政の健全化に向けての取り組みはさらに真剣を必要とします。そこで、町長にどのように取り組まれているのかお尋ねいたします。

次に、(2)行政サービスの中の①、②、地区要望の実施率及び要望に対する予算の配分についてお尋ねいたします。

そもそも地区要望事項調書は何のために作成されたのか、その原点が忘れられているのではないかと昨今思っております。地区要望とは、最も住民が望みをかなえていただきたい要求なのであります。行政はだれのためにあるのか、住民のためであります。その切なる願いが要望書が廃止になったと聞きました。

これはどういうことでしょうか。単なる分館長さんたちの怠慢ではありません。手間暇かけて要望書を作成しても、一向に対処してくれない行政に非があるのではないのでしょうか。一体その要望の実施率は何パーセントなのでしょう。またその要望に対する予算の配分はされていた

のでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

次のコミュニティバスの運行要望についてであります。

現在利用される方は通学生と年配者が主かと思えます。利用者の方々が少しずつふえておられることは喜ばしいことだと思います。しかし、運行経路、運行時間、運行日程についてそれぞれの方から見直しの声が上がっております。現在利用されている方々、お一人お一人に運行への要望を聞き取られたらいかがでしょうか。それらを総合して再度の見直しを願いたいと思います。町長にお尋ねいたします。

次は、2回目の質問は後でいたします。終わります。

○議長（中石 高男君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、財政運営についてということでございます。①の財政のシミュレーションを作成しているか、その内容についてということでございます。

本町の財政シミュレーションが長期財政計画といたしまして、毎年度予算編成時に作成し、庁議で決定し、その財政計画に従って、財政運営を進めているところであります。また、予算編成時における状況の変化や将来に向けて想定される制度の動向や、事業等の変化を勘案し、長期財政計画は年度ごとに修正、見直しを行ってきているところでございます。

内容につきましては、②の第4次総合計画の財政的見直しとの関連がございますので、一括回答をさせていただきます。

第4次総合計画は、本町の将来を長期的に展望し、町の進むべき方向を明確にするための計画でございました。本町の長期的、総合的な施策の指針となっております。基本計画として5つの項目で体系づけられております。

具体的な計画といたしましては、3カ年実施計画として達成状況や事業効果等の評価を審査して、毎年度計画を見直し作成をいたしているところであります。長期財政計画は、この3カ年実施計画に基づいた財政支出を反映し、またその後の基本計画での大まかな取り組みを財政計画に反映しておりまして、いわゆる総合計画に基づいた長期財政計画となっております。

平成19年度に作成いたしました長期財政計画は、平成17年度、平成18年度の実績をもとに平成19年度から平成26年度までの8年間を推計し、作成いたしております。

歳入面では、地方交付税は事業費補正等を除く、通常の測定項目で算定される普通交付税が年々漸減傾向にあることを推定し、また町税については、税源移譲や所得の伸びや資産評価の増加を見込み、漸増傾向で推移するものと考えております。一般財源の総額は多少の増減はあるものの現行の水準を維持していくものというふうな見通しでございます。

歳出面におきましては、経常経費については、人件費や物件費、補助費等など行財政改革の効果を見込んで減少計画で見通し、公債費は過去の起債事業の償還期間の到来によって、平成18年度をピークに減少をしていきます。また扶助費につきましては、少子化対策や高齢者福祉にかかわる社会保障費など増加傾向で推定し、経常経費全体では年々減少傾向で見通しております。

なお、投資的経費につきましては、総合計画に基づき、長期計画として想定される整備事業の経費のほか、起債事業を除く通常ベースを事業費を加えて隔年ごとに算定をいたしております。

繰出金につきましては、年々高齢化する現状を踏まえ、介護保険や老人保健会計への繰出金が増加し、また下水道事業計画に基づき、今後拡大する区域の整備状況に応じて、公債費、建設費、維持管理費に対する下水道事業への繰出金は、年次大幅な増加傾向となってきました。

この長期財政計画では、本町の基金積立残高は年々減少して、また地方債残高も減少していく見込みでございます。また経常収支比率については、経常経費の減少からその指標は数年後には改善の方向で推移し、特別会計の公債費分の繰出金は増加するものの、実質公債費比率については、年次改善の方向で推移していくものと見通しを立てております。

それから、3番目の財政の健全化に向けての取り組みについてということでございます。

平成17年度に策定いたしました集中改革プランに基づき、引き続き行財政改革を推進してきているところであります。

今後の財政健全化の取り組みにつきましては、歳入面では、税収等の自主財源の的確な把握、受益者負担等負担割合の適正化、未利用地の売却など事務の効率化を図るとともに企業誘致や住宅地開発など人口増加や所得向上などの政策を推進し、財政基盤の強化に努めてまいりたいと存じます。

歳出面では、経常経費において大きなウェイトを占める人件費については、新規採用の抑制や給与の適正化を継続して推進し、また事務事業につきましては、行政ニーズや課題に適確に対処し、事業の評価によって全般的な見直しを図ってまいりたいと思います。

また、投資的経費については、第4次総合計画に基づく実施計画に十分留意し、その投資効果、必要性を総合的に勘案し、事業の選択と集中により優先事業を重点的に取り組んでいきます。

また、国・県補助事業の積極的な導入を図り、これらの投資事業に付随する起債事業については、今年度交付税措置のあるより有利な事業を選択して、また基本的に事業年度の公債費、公債費支出額の範囲内で実施するものとして、起債残高の抑制を図ります。

基金につきましては、収支調整といたしまして、一般財源不足分を補うため、年次取り崩しによって減少しているところでございますが、歳出全般の改革を行うことにより、基金に頼らない財政構造への転換を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、行政サービスについて、①、地区要望の実施率についてでございます。

各自治公民館から要望事項については、平成16年まで地区ごとにまとめた上で提出をお願いしておりましたが、要望の数が多いこと。毎年同じものがあること、優先順位の問題、達成率の問題、要望した町民への説明方法等の問題により、しばらく中止した方がよいのではないかという発案が自治公民館長の方からあったのを受けまして、平成17年度から一括での要望を中止いたしまして、個別での要望を随時受け付けているところになっているところでございます。

平成18年度要望は172件で、そのうち実施は113件、実施率で65.7%となっております。また、平成19年度の現在までの要望が77件で、そのうち実施済みが37件で、48.1%の実施率となっております。

それから、②の要望に対する予算の配分ということでございます。

地区要望の多くはそれぞれの地域での道路や側溝の整備、農道やかんがい排水の整備などが大きなウェートを占めております。このような要望を含めた整備事業は、道路維持費や新設改良費、農地費などに予算を配分しているところでございます。

これらの費目のここ数年の予算配分を見ると、大幅に減少しております。これは三位一体改革による財源の大幅な減少に加え、中学校整備事業、中原第3建て替え事業など、大型事業に着手し継続実施中であること、少子高齢化対策としての扶助費の増高、公債費が平成18年度をピークに達したことなどで、単独事業であるこれらの整備事業費の削減が余儀なくされているところであります。

地区要望は、地区の人々の生活に密着した願いでもございます。要望に答えていくことは、地域づくりを進める上で不可欠な要素でもあることは十分理解をいたしております。長期財政計画の中で、中学校整備事業など継続事業が終了いたしますと、数十億単位の大型事業は当面予定しておらず、また公債費においても平成22年度には総合文化施設建設事業の起債償還が終了するなど、公債費の支出が大幅に減少をしていきます。

このようなことから、現状の厳しい財政状況を踏まえた上で、国・県等の補助事業を積極的に活用しながら計画的に、緊急必要性のあるものから予算配分をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、③のコミュニティバスへの運行要望についてということでございます。

先ほども申し上げましたが、コミュニティバスにつきましては、平成19年4月に運行を開始いたしまして、5カ月を経過しようとしています。この間の運行にかかわる問題点といたしまして、バスの通行時間帯の問題、運行日数の問題、路線の問題、ほか改善すべき点が見られております。

今回のコミュニティバスの路線につきましては、9つの地区分館で地区座談会を開催し、要望

等を参考に検討し設定したところでございます。しかしながら、高齢者の多い地域を通過しなかったり、その後、地区要望も新たに出てきたことから、今後路線の見直しも検討しながら、よりベストなコミュニティバスの運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、路線や便数の変更については、地区公民館の総意による要望とともに、地域公共交通会議の検討が法的に必要なことから、これらの検討を踏まえて見直しをしてまいりたいというふうと考えております。なお、各地区公民館長の方には、既に地区要望を取りまとめていただくよう先日文章にてお願いをいたしているところでございます。

以上で回答といたします。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 2問目についてお尋ねいたします。

財政運営については、それぞれ私1点ずつ申し上げたんですが、答弁としては総体的な答弁でございました。私はそれぞれについて、いま一度お尋ねしたいと思います。

①の財政のシミュレーション、これについてであります。これは私が最初申し上げましたように、いろんな経常収支の比率とか、公債費比率が、今要注意になっている現在において、判断材料になる大変な内容じゃないかと思うんですね。そのシミュレーションを現在なぜ作成されていないのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（中石 高男君） 財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今の町長の答弁の中で、財政シミュレーションについては、作成しているというふうにお話ししているんですけども、ただ、議会の皆さん方には、ことしの財政シミュレーションについてはまだ御説明を申し上げてないということでございます。

それで、確かに三股町は合併をしないで単独でやっていくということの中に、町民の多くの方からはそれがいい方向だという話は聞くわけですが、しかしながら、その中身について、本当に財政は大丈夫なのかといったようなことがいろいろ聞かれます。そういったことで、今考えているのは毎年こういう予算編成時期につくるわけですから、これをぜひ議会の皆さん方、そして町民の皆さん方にお知らせをするような機会をつくっていきたいというふうに思っております。

議会については、全協等で説明ができる。あるいは予算委員会の説明ができると思いますし、後町民の方については、広報等でわかりやすく、ちょっと作りまして説明をしていく。あるいは本町のホームページ上で出していくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） だったらびしゃっと議会にも毎年びしゃっと提出、提供していただかなければ我々も判断材料にならないわけなんですよ。だったらこんな質問する必要ないわけ

ですから、それをそれは執行部がそれは手落ちじゃないですかね。ぜひそれはしっかりと実施してくださいね。よろしくお願いします。

次に、お伺いいたします。②の第4次総合計画の財政的見通しについてであります。この実施計画という段階になったときに、先ほど申しましたように、大型政策、中型政策、小型政策、そういう分類の仕方の中で、実施されていくんだということなんですけども、その中での配分枠というのはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 予算の配分枠ということでございますけれども、それぞれ義務的経費、経常的経費、そして投資的経費、それから、公債費、繰出金それぞれ実施計画に基づいたもので積算をしておりますので、どのような予算配分かと言われますと、ただ長期的に見た場合に、3カ年実施計画、あるいはその延長線上にある総合計画の想定される事業等、投資事業についてはある程度の事業を想定して、その年度ごとに、必要な時期に計上をして、見通しをしていくということでございます。

主な事業の中で起債事業を予定しているものとしては、今後継続して行われるのが老朽化に伴う公営住宅の建て替えとか、そういったものが、今現在は中原住宅ですが、次は塚原とか、五本松とか、そういった計画もこの計画の中で入れてるわけです。

それから、今、国営事業でやってます畑かん総合整備事業、これも県営事業等がありますので、これも年次的に見通しを入れて計画をいたしております。

それから、後、かんがい排水事業とか、それから、橋梁の耐震化事業、それから、小学校等の老朽化に伴う施設の整備事業、特に体育館の関係ですね。こういったものが勝岡小学校、あるいは宮村小学校、三股小学校というふうに年次的にあるわけですが、こういったものも含めてそれぞれ長期にわたって見通しをしてるということでございます。そういった配分の中で見通しを立ててるということでございます。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 確かに、それは配分枠と申しましたけれども、具体的に、これに対して何億とか、何千万とかというのは当然できないと思うんです。けれども、そのような、要するに、総合計画の中で立てたものに対してはしっかりとそれは実施の方向で、計画性を持ってやっていかないといけないという意味合いもあるかと思うんですね。よろしくお願いします。

それと、この中では財政的見通しにということで私が申しているわけですので、これについては平成18年の9月に類似したような質問をいたしました。その答弁の中に、持っていられれば98ページに答弁されておりますが、2011年度を目標とした国・地方の基礎的財政収支比率、プライマリーバランスといわれておりますが、その黒字化を目標とする地方財政への対応

が縷々述べられたわけです。

それはそういうことによって今後の見通しは明るいんだよというような印象を受けておるわけですが、しかし、この縷々述べられている中では、この目標を達成するためには7つの基本原則が掲げられておるといことですね。御存知だと思います。その7つの基本原則はちょっと長いんで申し上げませんが、基本的原則がございます。

その原則の一々については申し上げませんが、要約しますと、地方の歳出、地方国税削減をするというようなことが書いてある。要約すると、書いてあるわけですね。それでこのときに1年前に、このような見通しをして国はこういうふうにやってくれるんだということで答弁なさったんですよね。でも今1年たったわけですね。ところが、この1年たった現在で、じゃ果たしてこういう経常収支比率とか、公債費比率がいい方向にいったら厳しい状況なんですよ。これはあくまでも国のそういうものをかりた答弁じゃないかなと思っているんです。本当に地に足をつけた方法をしていかなければ大変な状況がますますくるんじゃないかと思うんですが、一応、この答弁の内容の中で、現行の水準を維持できていると思われませんか。再度お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今言われましたのは、確かに実績を見て、17年度、18年度実績を見てそういわれることだろうと思います。今後、今取り組んでいる事業の関係ですね。それから、今後税源移譲が始まって、交付税がある程度削減をされていく経緯、そういったものを含めまして、そしてさらに先ほど町長が申しましたように、公債費の今後の減少を、そういったところを見ますと、今後ここ中学校が終わるまで、あるいは公債費が文化会館の公債費が約1億円近い公債費を出しているわけですが、これが平成20年度に終了いたします。そういった後の問題を含めて考えると、先ほど町長が言いましたように、ある程度の好転ができるんじゃないかというふうに見通しているわけです。

それと、一般財源についての総額についての考え方ですが、地方交付税とそれから、税等を含めた一般財源ということですが、これは約48億前後で推移していくような形になるんじゃないかというふうに見通しております。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 財政を預かる財政課としては非常に神経を使った大変なお仕事だと思います。それは理解できます。しかし、この財政が一番要でもあるわけですので、ぜひその辺はしっかりと踏まえていただきたいと思います。

この総合計画の中の実施計画についてであります。この実施計画では3年間を軸に毎年見直

すローリング方式をとられているわけですね。実質的には当初計画よりも何年も先送りされている事情もあるかなと思うんですが、何パーセントの確立で実施されているのかお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 総合計画に基づきます3カ年の実施計画については、総務企画課の方で策定しておりますので、私の方で答弁いたしたいと思います。

実施計画については、3カ年でございますので、ローリングしていくわけですが、その年度を3カ年の最初の年度については、3月末で作成するわけですがけれども、当初予算と合致しているということでございますので、その年度については100%ということです。予算がですね。実施はまたあれでしょうけど。予算編成では100%でございます。

ただ、その年度を財政的に苦しかったりして翌年度に延ばそうという場合もあるわけでございますので、その割合が何パーセントになってるかはちょっとここで資料がございませんのでわかりませんが、確かにローリングで先送りになっているものも、たくさんあるわけでございます。その年度だけはきちっと予算化していると、実施計画の初年度をね。いう状況でございます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 財政を伴うということもありますんですが、やはり何のための計画、総合計画でもないわけですので、しっかりその辺を踏まえて、実施計画の方向は100%できれば、できるような方向性で、していただきたいと思います。

次に、財政の健全化に向けての取り組みであります。これも実は18年の12月に桑畑浩三氏が質問されておられました。その答弁の中にも先ほど町長がいろいろと細かく具体的に答弁されたような内容が、そのときもされておったようでございます。

さっきも申しましたけれども、この答弁のようにいっていただければ、先ほど申しましたが、公債費の比率がふえたり、基金の残高が減ったり、地方債の借り入れ現在高がふえたりとか、そういうことはないはずであるわけですが、これがなんとも、ふえているわけですが、先ほどちょっと町長さんが答弁の中で、公債費比率が何か、ちょっと聞き取れなかったんだけど、12.6%かおっしゃったんですよね。17年度がね。だけど決算の審査仕様の中には15.6となっております。多分この15.6が、この審査の報告の中にあるわけですので、間違いはないんじゃないかと、もし間違いであればこちらが間違いでございます。大変なことでございますね。実質的には、注意、15%以上は黄色信号の注意ということでございますので、公債費の比率がふえていってるわけです。

そういう中で健全化へ向けて一般会計以外の公営企業会計を含めた連結バランスシートの作成が今求められようとしております。これはまだ強制ではないようでありますけれども、こういう

連結バランスシートをつくることによって、本当の意味の財政のあり方がわかるということになっておりますので、今後の取り組みの中でこれを実施するお考えないのかお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） これにつきましては、担当の方が、先日この研修に行っておりまして、今後これが義務化してくるということでございますので、こういった方面で、今後どういふふうに取り組んでいくか、非常に膨大な事務量ということになりますので、その辺は今後検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） それもよろしく願います。

次にまいります。次、地区要望の実施率と予算の配分についてであります。実は、これについては、私も何回か苦い経験をいたしまして、窓口に行くわけですね。都市整備の。すると答えが返ってくるのは予算が足りないから要望には答えられませんと言われるんですよ。それで私もなおもしつこく、そやけど、こういう理由でこれはどうしても早くしてもらわにゃいけないと、赤ちゃんの健康被害にもなってるというようなことで、例えば、これ例ですけれども、言うんですけれども、だったら自分で財政課長のところ行って相談してきてくださいと言われるんですよ。そういうことが言われるということは、いかに都市整備課の係が悪いちゅうことじゃないんですよ。予算があれば、そりゃもう二つ返事で、はい、はいちゅうて来てくださるわけですけども、やはり予算がないために、このような結果になっているということですが、こういう要望に対して財政課として、カット、カットされてるわけですけども、なぜなのかお尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 確かに、非常にせつない問題だろうと思います。先ほど町長の回答の中にもあったんですが、非常に厳しい状況というのが、ここ続いておりますので、これが今後上向きになってくる方向というのを考えていかないと、なかなか今言われましたような、特に、都市整備の単独事業については、選択と集中と、それから、優先順位ということを考えますと、どうしても起債にのるものと、あるいは補助事業でやるといったものが、今大きく取り組んでおりますので、どうしてもその財源の方に回ってしまうということがございます。

それで、今考えているのが、そういった公債費が減少していくと、18年度ピークに、今後そういうものが、そういった配分の中に考えられないかというところで、今検討しているところです。

特に、来年度までが非常に財政的には厳しいんじゃないかと私は思ってます。そういった状況の中で、御理解をいただきながら、地区で上がってくるいろんな要望とか、そういったものについては、どうしても緊急性のあるものは取り組んではいるんですけれども、その今後の配分のあ

り方というのはその中で考えていくということを今考えております。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） 地区要望事項調書というのは、本当に地域住民の方の本当に切ない願いがそこに含まれているわけですがけれども、私が最初申しましたように、本当に、あのう何回も何回も同じ要望をしても、実際、実施していただいているのも50%もないというような状況であれば、確かにもう何回しても一緒だなあとということで、分館長さんも大変だったと思います。だけど、こういうシステムをなくせば、なお住民の方はどこにそれを持っていった方がいいかわからないんですよ。これはさっき財政課長が言われたようにですよ。今後そういう財政的な上向きのそういうものがあるんだとしたら、この地区要望事項調書においても、再開できる方向としてやっていただきたいと思うんですが、その辺のお考えを、公民館長さんと今一度考えていただけるお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（中石 高男君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 要望事項につきましては、行政事務連絡員の中で要望事項を取りまとめて、おたわげでございます。そういう中で先ほど町長が言ったように、公民館長さんの口から出たしばらく中止したらどうかという言葉は、なかなか達成できないというのが最大な理由だろうというふうに思います。

そういうことで、しばらくやめて直接公民館長さんは事業課に行つてうたえてくださいと、ただ、文面でぱつとやるだけではなかなか達成もできませんがね。だからじかに行って、じかに主管課長と交えて交渉してくださいということで、一応中止したところでございます。したがいまして、公民館長さんに頼んで地区民の方は頼んでいただけますと、役場には上がってくるわけでございますので、その辺のことをお願いしたい。

また、ことは公民館長さんにまたその話を再度してみたいと思います。公民館長さんがまたやろうということをおっしゃれば、やりたいというふうに思います。公民館長さんは地区民が上げてきたものを、それが要望の非常に重要な案件であろうとなかろうと、大変つらい立場だろうと思います。役所まで上げにやいかんということで、それは件数として大変なものになってしまつて、ところがそれはなかなかできないということでございますので、またこういうやり方については、公民館長さんと話をしてみたいと思いますので。

○議長（中石 高男君） 池田さん。

○議員（7番 池田 克子君） どうぞよろしくお願ひいたします。

最後になります。コミュニティバスへの運行要望であります。先ほど申しましたように、実施していただいた後に、それぞれの方々、それはもちろん、個人ていえば、個人になるわけですがけれども、その個人の声が大変であるわけですので、そういう方の声を先ほど答弁の中で、公民

館長さん通じて今実施しているということでもありますが、ぜひ見直してどうか、みんなのそういう要望を聞いていただいて、変えられるものなら変えていただいて、みんなが本当に喜んで利用できるような方向でコミュニティバスを運行していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（中石 高男君） 以上で、一般質問はこれにて終了します。

○議長（中石 高男君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 4 時 18 分散会

平成19年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成19年9月27日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成19年9月27日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決(議案第68号～議案第81号、請願第3号～請願第6号、陳情第3号及び陳情第4号)
- 追加日程第1 意見書(案)第6号～第9号一括上程
- 日程第3 議会運営委員会の視察研修報告
- 日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第5 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決(議案第68号～議案第81号、請願第3号～請願第6号、陳情第3号及び陳情第4号)
- 追加日程第1 意見書(案)第6号～第9号一括上程
- 日程第3 議会運営委員会の視察研修報告
- 日程第4 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第5 議員派遣の件について

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 指宿 秋廣君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 大久保義直君 |
| 5番 重久 邦仁君 | 6番 東村 和往君 |
| 7番 池田 克子君 | 8番 原田 重治君 |
| 9番 中石 高男君 | 10番 山中 則夫君 |
| 11番 黒木 孝光君 | 12番 山領 征男君 |

欠席議員(なし)

び減価償却費が主なものとなっております。よって、当年度純損失は3,834万9,358円となったところであります。

次に、資本的収支における収入は、一般会計からの繰入金が188万4,000円だけであります。支出は、1,218万6,629円で、すべてが企業債元金償還金であります。なお、不足する額1,030万2,629円は、当年度損益勘定留保資金及び過年度損益勘定留保資金で補ったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、6月議会における一般質問の町長の回答により出された町長の給与を減額する条例改正であります。すなわち、本年10月1日から11月30日までの2カ月間を100分の30減額とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次、議案第72号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、政令の改正により本条例の一部を改正しようとするものであります。すなわち、保険給付費の一部負担金第6条中第1項第1号と第2号及び第3号を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億4,816万5,000円に歳入歳出それぞれ142万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億4,958万6,000円とする補正予算案であります。

歳入については、一般会計より110万7,000円を繰り入れし、繰越金を31万4,000円計上するものであります。

歳出については、老人保健拠出金を決定により31万4,000円増額補正し、また、雇用契約職員委託料として110万7,000円を補正計上したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額15億7,125万1,000円に歳入歳出それぞれ8,030万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億5,155万4,000円とする補正予算であります。

歳入についての主なものは、支払い基金交付金を実績により178万8,000円、繰越金7,765万3,000円を増額補正し、一般会計繰入金は、職員異動により20万3,000円を減額補正するものであります。

歳出については、保険給付費において、介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費を組み替えるものと、基金積立金へ2,243万2,000円、国庫支出金及び県支出金へ過年度分として1,966万7,000円を返還し、一般会計繰出金として3,734万2,000円を前年度清算返還金として処理するものが主なものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,498万1,000円に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,554万2,000円とする補正予算案であります。

歳入については、一般会計より5万8,000円を繰り入れし、繰越金を50万3,000円計上したものであります。

歳出については、平成19年度地域包括支援センター職員研修として旅費を5万7,000円計上し、18年度決算による剰余金を一般会計へ繰り出すものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保についての請願書」について説明申し上げます。

本請願書は、宮崎県建設産業労働組合都城支部長宮島富士男氏より出された意見書提出を求める請願書であります。

請願の趣旨により、1つ、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を推進すること、2つ目に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の成立に当たり、参議院での附帯決議事項について実行ある施策を実施すること、となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で採択することに決しました。

次に、請願第4号「三股町発注の建築設計業務は町内業者に委託をお願いしたい」という案件について説明申し上げます。

本請願書は、三股町建築設計協同組合理事長立山基臣氏より出された請願書であります。本請願理由の中で、町内設計業者を指名していただきたいとあるので、請願者に電話で連絡をとったところ、本請願は、建築設計協同組合を指名してほしいとのことであります。

本件を審査する中で、次のような問題点が出ております。1つ、本協同組合は、三股が3人、都城が2人で構成されておるといふこと。2つ目に、大型の設計となると、建築設計の技術者だ

けではなく、給排水、電気の設備設計の技術者も必要になること。3番目に、実績がないのに大規模な設計には無理があるのでは。4番目に、現在、町においては、設計に関してはランク表がないとのこと、当然、当局、まあ、執行部は、内規等を整備すべきではないかという意見も出ております。5番目に、現在、町は、一般競争入札導入を検討されているということでありますので、そのほかいろいろの意見等が出されたところでありますが、附帯意見として、見解を申し上げます。

指名等については、町当局の権限であるので、今回の請願の結果で判断するのではなく、地場育成等を考えて、平等取り扱いをすること、ということをお願い申し上げます。

慎重に審査した結果、継続審査との意見もありましたが、賛成少数をもって不採択としました。次に、請願第5号「妊婦健康診査の充実を求める請願書」について説明申し上げます。

本請願書は、新日本婦人の会都城北諸支部代表者三阪睦子氏より出された請願書であります。厚生労働省の通知によれば、公費負担は5回が望ましいとのことであります。現在、本町においては、公費負担で2回実施しているとのこと、これを20年度より3回にふやす計画であるとのことあります。厚生労働省は5回が望ましいとしているが、補助は全然してないとのことあります。

問題点として、国庫補助がない、妊産婦の歯科診療の公費負担をお願いしますという案件があります、3番目に、町は予算に応じて回数をふやす努力をしている、等の意見が出されたところあります。

慎重に審査した結果、全会一致で不採択と決しました。

次に、請願第6号「JR不採用問題の早期解決に関する意見書提出を求める請願書」について説明申し上げます。

本請願書は、国鉄労働者の人権と雇用を守る宮崎県共闘会議議長新名照幸氏ほか1名により出された請願書であります。請願趣旨にもあるように、1つ、国鉄が分割・民営化されJR各社が発足したが、20年経過したにもかかわらず、不採用問題が未解決である。2番目に、中央労働委員会、地方労働委員会等が救済命令を発しております。3番目に、ILOも、日本政府に対し7回の勧告を出している。等を踏まえて、早期解決を求める意見書提出の請願であります。

慎重に審査した結果、全会一致で採択することに決しました。

次に、陳情第4号「割賦販売法の改正を求める陳情書」について説明申し上げます。

本陳情書は、宮崎県司法書士会会長長友克吉氏から出された陳情書であります。陳情の理由にありますように、近年、住宅リフォームや高価な商品などを次々販売する悪徳商法の被害が大きな社会問題となっております。そこで、割賦販売法を下記のとおり改正を求める意見書提出の陳情書であります。

1つ、実効的な過剰与信規制を行うこと、2つ目に、販売店とクレジット会社との共同責任を規定すること、3番目に、クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること、4番目に、指定商品制と割賦要件を廃止すること、5番目に、個品方式クレジットについて開業規制を設けること、となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で採択することに決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 東村 和往君 登壇〕

○建設文教常任委員長（東村 和往君） それでは、建設文教常任委員会に付託されました議案の審査経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、付託議案の審査結果について申し上げます。

今定例会において当委員会に付託された案件は、議案第69号以下7議案と陳情3号の計8件であります。これら議案について執行部に説明を求め、慎重に審査しました結果、いずれも、原案のとおり可決もしくは認定、採択すべきものと決しました。

以下、案件ごとに審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見、要望事項のうち主なものについて申し上げます。

まず、議案第69号、平成18年度三股町水道事業会計決算書の件であります。決算の内容については省略いたします。水道料金の収納率については、現年度分、滞納繰越分、合わせて98.08%となっており、徴収員及び職員の収納努力の成果を評価したところであります。

また、今後の問題として、本町の水道は、現在1カ所の水源で全世界帯を賄っており、自然災害等不測の事態が発生した場合、水の供給が完全にストップしてしまうという状況に置かれるということにかんがみ、今後、早急に第2の水源を確保すべく検討し、実現に向けて努力すべきである、ということで意見の一致を見たところであります。

次に、議案第71号は、中原団地A、B、C棟が完成したことに伴い、中原第3団地の残り40戸を用途廃止するため、所要の改正するものであります。

次に、議案第77号、78号、79号につきましては、いずれも当委員会所管の特別会計補正予算であります。それぞれ若干の必要額を追加補正するもので、事項別明細書に記載のとおりであります。

そのうち議案第77号は、排水処理場の嫌気性ろ床槽コンクリートが薬剤の影響等により経年劣化したため、改修工事を行うものであります。

次に、議案第80号、81号であります。それぞれ中原団地D棟、E棟の建築主体工事の契約案件で、80号は全会一致で、81号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

審査の経過といたしましては、まず、工事の概要について都市整備課より説明を受け、その後、指名契約等についての審査も必要なことから、指名審査委員長である副町長に出席願い、質疑を行ったところであります。

内容を概略申し上げますと、重要案件であり、また、総括質疑の際に要望もあったことから、委員の間で丁丁廃止の発言が取り交わされたところであります。時間の都合上、そのすべてについて報告することはできませんが、主なものを箇条書き的に申し上げます。

まず、指名審査委員会の審査結果は、情報公開の対象とすべきである。指名辞退した業者が全体の3分の1強であった案件については、入札のやり直しをすべきであった。今回の入札結果は、明らかにE棟は話し合いがついた、D棟は話し合いがつかなかった、と推察できる。県においては、指名辞退すれば、当分の間、指名から外される、本町も、指名辞退した業者にはペナルティーを課すべきである。指名業者選定においては、総合評価方式を導入するのが最もよい方法である。都城市では、入札の際、市長みずからが、落札した企業が下請を使う場合、でき得る限り地元業者を活用するように要請している。現在の町の職員体制では、現場における監視及び検査体制としては不十分であり、万全を期するのは不可能である。等々でありました。

結論的には、原案どおり承認することはやむを得ないものとなったところであります。しかしながら、今回の入札においては、指名辞退する業者が数多く出てきたことなど、当初想定し得なかった事態も指摘されることから、執行部においては、こうしたことを重く受けとめ、入札の改善に努めるよう、当委員会としてこの案件に対して次の2つの意見を附帯すべく、全会一致で決議したところであります。

1点目は、指名審査委員会の審査結果は公表するとともに、指名辞退した業者に対しては、即、ペナルティーを課すこと、2点目は、地元育成の観点から、落札者に対し、下請を使う場合は、できる限り町内業者を優先的に使うよう要請すること、以上の2点を附帯意見として付し、執行部においては、早急に検討し、導入されるよう、強く要請するものであります。

最後に、陳情3号であります。本案は、毎回採択し、意見書を提出していることから、異論もなく採択すべきものと決したものであります。

以上で、建設文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（中石 高男君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 黒木 孝光君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（黒木 孝光君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について御説明いたします。

議案第73号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第2号）」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額84億9,326万5,000円に歳入歳出それぞれ5,809万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億5,135万7,000円とするものです。

また、地方債の補正は、地域再生事業、災害復旧事業等の決定により、追加及び変更するものであります。

まず、歳入について主なものは、款の1町民税では、調定による増減補正、款の8地方特例交付金は、廃止に伴うものを含めての増減補正であります。款の9地方交付税は、交付決定による4,975万2,000円の増額補正であります。款の13国庫支出金は、民生費と現年発生災害復旧費が主なものでございます。県支出金は、民生費負担金の増額補正、項の2県補助金は、地域バス再編支援事業を初め、民生費、教育費は増額補正、農林水産業費は事業決定による減額補正が主なものであります。寄附金は、一般寄附金と指定寄附金、120万円の増額補正であります。款17の繰入金は、介護保険特別会計からの前年度清算返還金3,784万4,000円の増額補正と、当初予算で財源として充当していた公共施設等整備基金を、交付税等歳入面での財源の確保が見込まれるので、8,500万円を減額補正するものであります。

次に、歳出で主なものは、庁舎東側サッシ改修、コミュニティバス車両購入等、総務管理費1,176万7,000円、社会福祉費867万8,000円、衛生費287万2,000円、の増額補正と、農林水産業費は、事業の決定による増減補正であります。土木費では、道路維持費2,030万円、公園管理費、住宅管理費であります。教育費では、宮村小、三股西小に係る校内研修推進モデル事業、指定寄附金による図書購入が主なものであります。社会教育費では、入札残等の減額と勝岡城跡用地購入費111万6,000円、学校給食費の備品購入費397万2,000円の増額補正が主なものであります。災害復旧費は、小鷲巣川災害復旧事業ほか7件の1,558万5,000円の補正であります。予備費の減額補正1,538万2,000円は、収支調整によるものです。

委員会では、いろいろ慎重に審査しましたが、次の点について申し添えをするところでありま

す。

一つは、バス購入についてでございますが、本年4月運行開始後、4カ月か5カ月しか経過していないこの時点でバス購入が計画されることについて、当初計画段階で十分検討されていなかったという意見が多く、今後の問題として、議会に対し事前に十分なる説明をするよう申し添えるものでございます。

次に、同じくバスの関係でございますが、路線及びバス停の変更、見直しを早急に検討することとコミュニティバスの利用拡大のためPRをすべきであるとの、今後の取り組みについて要望がありました。

以上、2件を申し添えておきます。

以上で説明を終わりますが、委員会では、慎重審議の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

日程第2. 質疑・討論・採決（議案第68号～議案第81号、請願第3号～請願第6号、陳情第3号及び陳情第4号）

○議長（中石 高男君） 日程第2、質疑・討論・採決を行います。

議案第68号「平成18年度三股町国民健康保険病院事業会計決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑はないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

議案第69号「平成18年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第70号「町長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号「三股町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号「平成19年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。ここでお諮りします。この議案は、議員全員で審査を行っておりますので、質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を省略いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「平成19年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「平成19年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「平成19年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「平成19年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「平成19年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成19年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「工事請負契約の締結について（平成19年度三股町中原団地D棟建築主体工事）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「工事請負契約の締結について（平成19年度三股町中原団地E棟建築主体工事）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第81号は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

請願第3号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保についての請願書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第3号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は原案のとおり採択されました。

請願第4号「三股町発注の建築設計業務を町内業者に委託をお願いしたい」という議題として質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっている請願第4号について、委員長に二、三

御質問をいたします。

この委員会の中で、紹介議員の説明ということになっているんですが、ただいまの説明、先ほどの委員長報告の説明の中では、請願者に対して電話で聞いたということでした。紹介議員の説明を求められたかどうか第1点。

それから、第2点目に、継続審議という形の中で話をされて、例えば、請願者がそれを辞退する等々の話のできたのではないかなというふうに思っております。

それから、その説明の中で、実績がないと、こういうふうに言われましたけれども、実績は永遠に出てこないわけですし、そこら辺の話の中で継続審議という形をとれなかったのかどうか、お聞きを申し上げます。

以上です。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） ただいま、紹介者の意見は聞かなかったのかということ——山中さんが紹介されているんですが——特別、内容というのは決まっていますので、そういう意味での委員会での意見等はなかったようであります。

それから、この意見書の中の文章の問題点があるんじゃないかということの意見等が出まして、この委託をお願いしたというのは、個人を指しておるのかあるいは建設業ないし設計業者の個人を指しておるのか、それとも団体を指しているのか、ちょっと委員会の中でも判断がつかなかったために、一応、請願者であります代表者に、電話でしたけど、問い合わせをしたところであります。その結果は、個人ではなくて団体をしてほしいということでありましたので、それを受けて、再度、委員会の中の審議を進めたところであります。

で、先ほど、実績がないとかいうのが出た、これは、意見という形で出されたということをお知らせしたつもりではありますが、これを決めつけてどうだという言い方はしていませんが、ただ、意見を委員からいろんな形でとるときに、そういう意見があったことを付しておかないと理解されないかなあと思ひまして、私は申し上げたところであります。

それから、継続審査の意見は1名おりました。それから、これも、審査の結果の中で申し上げてありますが、ありましたということも申し上げておりましたが、まあ、そういうことを含めながら、いろんな観点からこの問題については審査をしたところであります。

ただ、継続審査をする中で、どうなのかという問題も出たんですが、採択の方向に本当に向かうのであれば継続審査しても意義があるという形もありましたが、今回の問題については、やはりそういう見通しもつかないという面も出ておりました。そういう結果において、どこかで判断をしなきゃならんという問題がありますので、結果的に、採決した結果がこのような形で出たところであります。

○議長（中石 高男君） よろしいですか。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） わかりました。再度確認だけさせていただきます。

要するに、採択するかしないかという形の中であればこそ継続審議ではないのかなというふうに思ったので、ちゃんと委員長として採決とられたときに、そこら辺の話をもう少しお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中石 高男君） 委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 今回の請願の内容についてはっきり申し上げると、今回、建築設計業務についてだけ出たわけですけどね、こういう形の請願が。仮に、これを採択をするということになれば、議員が執行部に対して一つの枠をはめる、言えば、そういう問題も出てきます。ただ、そうなると、果たして委員会——議会というところは、審議はしますけど、越権行為までするのが果たしてどうかという問題等も出たところであります。

そういうことの、考えながら、私は、もし、こういうものを採択するということになれば、全建設関係も含めてですね、塗装とかいろいろありますが、そういうことも——設備、水道関係等ありますけどね、全部門まで含めてやはり取り組まなきゃならない問題があると思うし、まあ、私たちが、今までの一般質問等でも、いろんな形で町当局の方にも質問しておりますが、なかなかこの指名審査、指名関係等については、難しい、難しいと言いながら、まだできてないのでありますけどね。

ただ、一番問題にしなきゃならんのは、議員が、そういう形で、私、縛るということは問題があるというのが、一番の大きな問題だったと思います。まあ、そういう意味で、今回は不採択をしたところであります。

○議員（1番 指宿 秋廣君） もう一点お願いします。

○議長（中石 高男君） 指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） 継続審査の手続がとられなかったという形の中でそのまま会期が終了すれば、そのまま審議未了廃案という形になるわけですよね。要するに、結論をとることではなくて、審議未了廃案という道もあったのではないのかなあというふうに思いました。そこら辺のことも論議してほしかったなあというふうには思っております。

以上です。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） ただいまの請願の4号ですね、私は紹介議員になっております。それで、あくまでも、その時点で聞いたのは、議案名に載っているとおり、要するに、三股町の建築設計業者に委託、指名をお願いしたいということで聞いておりましたので、もし、そういう

審議になった場合、紹介議員の方にも問い合わせてもらえばよかったなあと思っております。

そして、今言われましたように、継続審議等も、やっぱりそういうのを慎重にやってもらいたかったなあ、そこら辺は、もう一回継続審議とか、そういう道はなかったのか、もう一回お伺いいたします。

○議長（中石 高男君） 財部さん。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） 先ほども申し上げましたけど、審査をする中でいろんな意見等が出たということを上申しましたが、そういう中から、じゃあ、2回目の答弁の中でも申し上げましたように、議員が、こういう問題を含めて、一番の大きな問題は、やはり、町当局の権限で指名とかされてますね。そういうものを含めて、果たしていかなものかというのが大きな問題点であります。そのことを含めて考えれば、私は、やはりどこかで採択、不採択の結論を出さざるを得んという形で、結論を出したところであります。

ただ、継続審査の問題もですね、はっきり言いまして、いろいろ出ましたことは事実ですが、先ほども申し上げましたように、継続審査していくなら、こういう問題、まあ、審議未了とか、最初から言われているんですけど、私、そういうことじゃないと思うんですね。当然、継続審査していくとなれば、やはり、いい、「いい」という言い方はいかんけど、採択なら採択の方向に向かうとかですね、ものがないとちょっと問題があるんじゃないかなということを含めながら最終判断をして、不採択、採決をとったところであります。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本請願に対する総務厚生委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。請願第4号を採択することに賛成の議員の起立を願います。（「この議案に賛成ですか」と呼ぶ者あり）賛成、不採択に。

（「総務委員長ね」と呼ぶ者あり）いや、原案について。（「原案についてでしょ」と呼ぶ者あり）はい。（「そうそう」「違うね」「いや、違う」「この、この、この議案を」「原案に対して」「原案に対しての」と呼ぶ者あり）そうです。（「議長が言うのは違う」と呼ぶ者あり）請願第4号を採択することに賛成の議員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

請願第5号「妊婦健康診査の充実を求める請願書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） これ、不採択というふうなことをおっしゃいましたが、厚労省の通達でも5回が望ましいというふうに書いて、通達が来ておるんですが、やはり、今、本当に少子化で、少子化担当の大臣も今出てきている中で、なぜこう全会一致で不採択になったのか、そのあたりもう一度説明願います。

○議長（中石 高男君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（財部 一男君） この請願についての議論を進める中において、今言われたこと、厚労省が5回が望ましいということ等を含めて、当局の方からも十分説明を受けております。

そういう中で、内容も申し上げましたように、国庫補助等についても問い合わせたところ、国は、まあ、言葉は言っても、実質的に補助等もしてないということでもありますし、そうすると、自治体の厳しい財源の中で、果たして、じゃあ、この請願そのものを採用することがいいのかどうか、いろんな意見等が出ましたところです。

そういうことを含めて考えたならば、当局に対しては、当然、まあ、5回が望ましいとなりますけど、20年度から3回に増やすという努力もされておるようですので、そのあたりを含んで、最終的に、意見の集約の中で、委員会の中での採決をとったところ、全員一致で不採択という形になったところであります。

○議長（中石 高男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本請願に対する総務厚生委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。請願第5号を採択することに賛成の議員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中石 高男君） 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

請願第6号「JR不採用問題の早期解決に関する意見書提出を求める請願書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第6号は、総務厚生委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、請願第6号は採択することに決しました。

陳情第3号「教育予算の充実を求める意見書採択の陳情書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第3号は、建設文教委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は採択することに決しました。

陳情第4号「割賦販売法の改正を求める陳情書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第4号は、総務厚生委員長の報告のように採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号は採択することに決しました。

追加日程第1. 意見書（案）第6号～第9号一括上程

○議長（中石 高男君） 先ほどの請願第3号及び第6号、陳情第3号及び第4号の採択に伴う意見書案の取り扱いについてお諮りします。意見書案第6号「教育予算の充実を求める意見書」、意見書案第7号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」、意見書案第8号「割賦販売法の改正を求める意見書」、意見書案第9号「JR不採用問題の早期解決を求める意見書」を日程に追加し、全体審議で措置する事に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第2の次に、「追加日程第1、意見書案第6号～第9号一括上程」と御記入願います。

これより意見書案を配付いたします。しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（中石 高男君） 全員、行き届いたでしょうか。

それでは、追加日程第1、意見書案第6号から第9号の4件を一括議題といたします。

意見書案第6号から第9号について提出者の説明を求めます。

意見書案第6号及び第9号の趣旨説明を求めます。指宿君。

○議員（1番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第6号「教育予算の拡充を求める意見書」について提案の趣旨を御説明いたします。

本意見書案は、教育の機会均等を確保し、全国的な教育水準の維持向上を図るために、その根幹をなす教職員にかかわる経費については、都道府県の財政力に左右されることなく、必要な教職員の配置を行うことを要請し、また、子供たちが、全国どこにいても必要な教育を受ける権利

を保障しようとする義務教育費国庫負担制度の堅持について政府に要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

続きまして、意見書案第9号「JR不採用問題の早期解決を求める意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

昭和62年、国鉄が分割民営化され、JR各社が発足しましたが、その際に発生した不採用事件については、宮崎県地方労働委員会命令を含め、各地方労働委員会、中央労働委員会は、不当労働行為と認定し、救済命令を発しました。

しかし、最高裁第一小法廷は、JRには責任を問えないこととしてこれを取り消しております。この最高裁判決によって不当労働行為事件は法的には一応の決着がつけられましたが、不採用問題は解決されないまま今日に至っております。問題発生から既に20年が経過し、不採用のままとなっている当時の職員も高齢化しているため、人道的見地に立って速やかに現実的な問題解決を図ることが必要であり、国に対してJR不採用問題の早期解決に向けて一層努力されるよう要請するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第7号の趣旨説明を求めます。山中君。

○議員（10番 山中 則夫君） それでは、意見書案第7号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」について提案趣旨説明をいたします。

建設業においては、元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状態にあり、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の生活を不安定なものとしています。

このような状況下にある建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに、公共工事における安全や品質の適切な確保のために、意見書案の2項目について国に対し強く要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（中石 高男君） 次に、意見書案第8号の趣旨説明を求めます。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 意見書案第8号「割賦販売法の改正を求める意見書」について提案の趣旨を説明いたします。

昨今、住宅リフォームや呉服、貴金属など、高額商品の次々販売などにかかわる悪質商法の被害が大きな社会問題となっていますが、こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとクレジット会社が顧客の支払い能力をきちっとチェックせずに契約を認めることで発生しております。

このような状況下では、被害者対策の一環としてクレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために、割賦販売法の抜本的な改正を国に要望するものであります。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（中石 高男君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第6号「教育予算の拡充を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第6号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

意見書案第7号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第7号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

意見書案第8号「割賦販売法の改正を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第8号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

意見書案第9号「JR不採用問題の早期解決を求める意見書」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第9号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決しました意見書4件は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第3. 議会運営委員会の視察研修報告

○議長（中石 高男君） 日程第3、議会運営委員会の視察研修報告を議題とします。

議会運営委員長よりお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田 重治君 登壇〕

○議会運営委員長（原田 重治君） それでは、議会運営委員会の視察研修報告を行います。

研修先は、大分県の九重町に行ってまいりました。研修員は7名、運営委員の方々が4名に、議長、副議長、そして局長、以上7名で行ってまいりました。で、研修の目的なのですが、議会運営に関する諸問題及び、まあ、これも諸問題の中に入ると思うんですが、夜間議会の取り組みについて研修してまいったわけでありまして。研修日時は、19年の7月19日、20日、1泊で行ってまいったわけでありまして、研修時間は3時から4時30分、1時間半の予定で行いました。

それで、九重町の概要でございますが、現在最も話題になっている大吊橋のある町であります。三股町の3倍の面積があつて、その中に、9つの温泉、2つの地熱発電を持っていることで、非常に、そういう面では、収入が豊かであるということが言えると思います。

で、その中で、大吊橋をちょっと申し上げますと、11月オープンで140万人、7月現在で、そして、ことし中に200万人は来るといふような話がございました。そうしますと、あそこは、大吊橋に20億のお金を費やしたらしいですが、1年で10億を取り戻すということで、2年でもう元を取るといふような話がございました。非常にうらやましく思った次第であります。

で、受け入れ体制であります。議長、副議長、そして事務局長、3名で対応していただいたわけでありまして。

それで、夜間議会についてであります。私は、夜間議会といいますから、その中の、議会の中の半分ぐらいは夜間にやるんかなあ、というふうに感じていたところなんです。一般質問を夜間に一日やるだけであるということでもあります。それも、4時半から始めるということで、これを聞いておまして、勤め人は、やはりこれには出席できないなあという感じがしたわけでありまして。

で、これを始めた当時は、30名から40名の一般の方が傍聴に見えられていたということなんです。次第に先細りして、現在は、10名から十五、六名の人たちの傍聴があるということで、まあ、変わったことをすると、最初はいいんですが、その後、やはりそのような状態になるんかなあ、というふうに感じたところでもあります。

それから、館内に、館内といいますか、庁舎内にテレビ等をつけて議会のようすを放映しているということは、これは、三股も取り入れてもいいんじゃないかという感じがしたところでもあります。

しかし、何といたしましても、財政が豊かでなければ、じゃ、お金がなければできないことでありまして、その辺を今からの課題にしたいなというふうなことを感じたところでもあります。

それから、その九重町と三股の対比、いろんな対比表を持ってきておりますので、暇のある方は、事務局に置いておきますので、読んでいただきたいと思っております。特に、議会の報酬問題については、まあ、どこに行ってもそうなんです。大体、三股は最低の保障、報酬額でありまして、

九重町も、人口1万1,000人ぐらいの町なんです、やはり、三股町より五、六万は多い報酬を受けているようであります。

そういうような中で、あそこは、無投票、19年の2月に選挙があったらしいですが、無投票だったということで、立候補者がそのまま、がつつ——16名の定員を今度の選挙で13名に、3名減らしたということなんです、それでも、立候補者が13名だったということで、うらやましく思ったところあります。

それから、特筆することをちょっと申しますと、質問時間が、三股は30分の、答弁を除いて30分の時間を与えられているわけなんです、あそこは、全体をひっくるめて60分ということで、大体、きょうの、今度のこの一般質問を見ておりました、やはり大体1時間、合わせて1時間で終わっているということで、大体同じような状態だったようあります。

大体、まあそういうことなんです、三股町は、18名を12名に減らしたわけですが、こういう面におきましては、私は胸を張っていいんじゃないかというふうにつくづく感じたところあります。

以上で報告を終わります。

日程第4. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（中石 高男君） 日程第4、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

各常任委員長より、議長あてに閉会中に所管事務の調査をしたい旨、申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務厚生常任委員会ですが、10月24日から26日まで2泊3日の日程で福井県越前と中部地方の市町村において、次に、建設文教常任委員会ですが、10月31日から1泊2日の日程で長崎県西海市において、それぞれの所管事務の調査を実施したいとのことあります。

なお、総務厚生委員会の研修地の一つが未定ですが、決まり次第、議長決裁で措置することといたします。

お諮りします。ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

日程第5. 議員派遣の件について

○議長（中石 高男君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

来る10月11日に南郷町で開催される宮崎県町村議会議員大会に議員全員を、また、10月6日に新富町で、23日に高崎町で開催される県畜産共進会に議長と建設文教委員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中石 高男君） 異議なしと認めます。よって、来る10月11日に開催される宮崎県町村議会議員大会に議員全員を、また、10月6日と23日に開催される県畜産共進会に議長と建設文教委員を派遣することに決しました。

○議長（中石 高男君） 以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時25分休憩

〔全員協議会〕

午後0時17分再開

○議長（中石 高男君） それでは、休憩前に引き続いて本会議を再開します。

○議長（中石 高男君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって、平成19年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中石 高男

署名議員 上西 祐子

署名議員 山中 則夫